

令和8年度第1回白河市子ども・子育て会議

こども計画点検シート
(令和7年度実績・令和8年度指針)

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
1	(1) 将来に明るい希望が持てる地域社会の実現		少子化対策の推進	市長を会長とする少子化対策会議を開催し、全庁的に連携して少子化対策を検討し、一丸となって推進します。	市民全体	【実施状況】 開催 1回 【課題】 少子化対策は市内の複数分野にまたがるため、各部署が持つ課題やデータを共有し、全庁横断的な視点で実効性のある施策へ結び付けていく必要がある。	C 新規	市長を会長とする少子化対策会議を開催し、全庁的に連携して少子化対策を検討し、一丸となって推進する。	A 継続	市長を会長とする少子化対策会議を開催し、全庁的に連携して少子化対策を検討し、一丸となって推進する。庁内各課が保有するデータや課題を共有するとともに、効果的な施策の検討を進める。	こども支援課全課
1	(2) 人権尊重の推進		こどもの人権等に関する普及啓発の促進	こどもも大人と同じくひとりの人間として権利を持つという考え方のもと、すべてのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 11月の「秋のこどもまんなか月間」では、こどもの権利認知度調査を市役所本庁・市立図書館・市内小学校・中学校で行った。又、広報誌やHPを利用し「こどもの人権」について広く周知を行い、啓発促進に取り組んだ。 【課題】 より地域全体に意識啓発が広がるよう、啓発活動を続けていく必要がある。	A 継続	広報誌やHPを利用し「こどもの人権」について広く啓発を行うとともに、こども本人が「こどもの人権」を正しく理解するよう学校と協力しながら啓発促進に取り組む。	A 継続	広報誌やHPを利用し「こどもの人権」について広く啓発を行うとともに、こども本人が「こどもの人権」を正しく理解するよう関係機関と協力しながら啓発促進に取り組む。	こども支援課
1	(2) 人権尊重の推進		こどもの人権等に関する普及啓発の促進	文部科学省「人権教育指導方法等の在り方について」に基づき、人権に関する知的理解を深め人権感覚を養い、実践につながるよう各小中学校へ指導します。	学童期・思春期	【実施状況】 各校で人権教室を実施したり、人権作文コンクールに応募したり、啓発資料の配付・活用を行った。 【課題】 特になし	A 継続	各校で人権教室を実施したり、人権作文コンクールに応募したり、啓発資料の配付・活用を行っていく。	A 継続	文部科学省「人権教育指導方法等の在り方について」に基づき、人権に関する知的理解を深め人権感覚を養い、実践につながるよう各小中学校へ指導します。	学校教育課
1	(2) 人権尊重の推進		人権教育の推進	「特別の教科 道徳」等での人権教育を継続するとともに、人権擁護委員会の活動を各小中学校でも取り入れ、思いやりの心、他者の人権を尊重する心等、意識の向上に取り組めます。 各校での「人権教室」の実施に加え、中学校では「人権作文コンクール」への応募、人権に関する資料の配付・活用など啓発を図ります。	学童期・思春期	【実施状況】 各校で「人権教室」などを実施すると共に、中学校では「人権作文コンクール」に積極的に応募するなど、啓発を図っていく。また市教委として人権尊重に関する資料や行事などの紹介を行った。 【課題】 特になし	A 継続	各校で「人権教室」などを実施すると共に、中学校では「人権作文コンクール」に積極的に応募するなど、啓発を図っていく。また市教委として人権尊重に関する資料や行事などの紹介を行っていく。	A 継続	「特別の教科 道徳」等での人権教育を継続するとともに、人権擁護委員会の活動を各小中学校でも取り入れ、思いやりの心、他者の人権を尊重する心等、意識の向上に取り組めます。 各校での「人権教室」の実施に加え、中学校では「人権作文コンクール」への応募、人権に関する資料の配付・活用など啓発を図ります。	学校教育課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	①確かな学力を育てる教育の推進	基礎学力向上推進事業	年3回、各小中学校の代表による学力向上推進会議を開催し、研究集録を作成し、学力向上の推進を図ります。全体での取り組みに加え、各校の取り組みを個別に支援する体制の充実に努めます。	学童期・思春期	【実施状況】 年3回学力向上推進会議を実施するとともに、研究収録を作成し、学力向上の推進を図った。 【課題】 特になし	A 継続	年3回学力向上推進会議を実施するとともに、研究収録を作成し、学力向上の推進を図る。	A 継続	年3回学力向上推進会議を実施するとともに、研究収録を作成し、学力向上の推進を図る。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	①確かな学力を育てる教育の推進	国際理解教育の拡充	各小中学校にALT(外国語指導助手)を配置し、英語教育を推進します。小学校での英語活動への対応を工夫し、小学校からの英語教育の充実を図ります。	学童期・思春期	【実施状況】 各小中学校にALT(外国語指導助手)を配置し、英語教育の推進を図った。小学校での英語活動への対応を工夫し、小学校からの英語教育の充実を図った。 【課題】 特になし	A 継続	全小・中学校にALTを配置し、英語教育の充実を図ります。小学校での英語活動への対応を工夫し、小学校からの英語教育の充実を図ります。	A 継続	全小・中学校にALTを配置し、英語教育の充実を図ります。小学校での英語活動への対応を工夫し、小学校からの英語教育の充実を図ります。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	①確かな学力を育てる教育の推進	情報教育の充実	児童生徒用一人一台端末や教師用端末を計画的に更新するとともに、学校全体の情報教育の充実を図ります。情報モラルに関する研修を積極的に進め、情報モラル教育の充実を図ります。	学童期・思春期	【実施状況】 児童生徒用一人一台端末や教師用端末を計画的に更新するとともに、学校全体の情報教育の充実を図った。情報モラルに関する研修を積極的に進め、情報モラル教育の充実を図った。 【課題】 特になし	A 継続	校務支援パソコンにおいては、令和6年度にリース契約に変更し500台市内小中学校へ設置できた。今後は、電子黒板の設置を進める。	A 継続	GIGAスクール構想(第1期)に導入した児童生徒1人1台のタブレット端末が5年経過による更新時期を迎えることから、GIGAスクール構想(第2期)に基づき、タブレット端末(chromebook)を5,209台更新する。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	①確かな学力を育てる教育の推進	学校図書館活用推進事業の推進	各小中学校に学校司書を配置し、学校図書館としてこどもたちの読書環境の充実を図り、本に親しむこどもたちを増やします。	学童期・思春期	【実施状況】 各小中学校に学校司書を配置し、学校図書館としてこどもたちの読書環境の充実を図り、本に親しむこどもたちを増やした。 【課題】 特になし	A 継続	全小中学校に学校司書を配置し、子どもたちの読書環境の充実を図る。	A 継続	各小中学校に学校司書を配置し、学校図書館としてこどもたちの読書環境の充実を図り、本に親しむこどもたちを増やします。	学校教育課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	②豊かな人間性を育む教育の推進	キッズシアターの開催	キッズシアター(演劇教室)を開催し、演劇鑑賞を通して、児童の感性や創造性、人間性など豊かな情操の育成を図ります。	学童期・思春期	【実施状況】 令和7年6月25日(水)、26日(木)コミネス大ホールにて開催。 市内の小学3年生から6年生対象に行った。 【課題】 特になし	A 継続	演劇鑑賞を通して、児童の感性や創造性、人間性など豊かな情操を育んでいく。 市内の小学3年生から6年生対象に行う。	A 継続	演劇鑑賞を通して、児童の感性や創造性、人間性など豊かな情操を育んでいく。 市内の小学3年生から6年生対象に行う。	生涯学習課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	②豊かな人間性を育む教育の推進	子どもの読書活動推進事業の実施	「第三次白河市子ども読書活動推進計画(令和5年策定)」に基づき、図書館での調べ学習等に対応できる資料の充実、児童サービスに関する専門性を持った図書館職員の育成・配置、ブックスタート事業による図書の配布に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こども園、学校と連携を図りながら読書活動の推進に努めます。 また、10代に向けた図書館だより「SASUKENE」の発行、読み聞かせボランティアの協力による幼児から小学生向けの読み聞かせ等、図書館をより身近なものとして感じてもらうための活動を推進します。	幼児期・学童期・思春期	【実施状況】 資料の充実 児童書 124,412冊 児童サービス担当職員 りばらん)正2人、会計年度任用職員6人 地域館)会計年度任用職員8人 学校図書館司書のサポート・育成担当1人 ブックスタート事業(1歳児対象) 年12回 242人 担当5人 学校図書館・児童クラブへの貸出・配本 図書館見学などの対応(全館) 学校でのおはなし会・ブックトークへの協力(大信) 児童読書感想画展(学校)の実施 手づくり絵本展の実施、だれでもブックデザイナー(児童クラブ等)の実施 新一年生への読書ノート配付 おはなし会ボランティア 12人 【課題】 作品を募集して展示する児童読書感想画展やだれでもブックデザイナーの作品数が少子化の影響もあるが、年々少なくなっている。	A 継続	・資料の充実(適切な更新) ・児童サービス担当職員 りばらん)正2人、会計年度任用職員6人 地域館)会計年度任用職員8人 ・学校図書館司書のサポート・育成担当1人 ・ブックスタート事業(1歳児対象) ・しらかわ子育てウェルカムブック(3歳児対象) ・学校図書館・児童クラブへの貸出・配本 ・図書館見学、職場体験学習などの対応 ・学校でのおはなし会・ブックトーク(大信) ・児童読書感想画展(学校)の実施 ・手づくり絵本展・だれでもブックデザイナー(児童クラブ等)の実施 ・新一年生への読書ノート配付 ・おはなし会ボランティアとの協力 ・10代向け図書館だより 「SASUKENE」の発行	A 継続	・資料の充実(適切な更新) ・児童サービス担当職員 りばらん)正2人、会計年度任用職員6人 地域館)会計年度任用職員8人 ・学校図書館司書のサポート・育成担当1人 ・ブックスタート事業(1歳児対象) ・しらかわ子育てウェルカムブック(3歳児対象) ・学校図書館・児童クラブへの貸出・配本 ・図書館見学、職場体験学習などの対応 ・学校でのおはなし会・ブックトーク(大信) ・児童読書感想画展(学校)の実施 ・手づくり絵本展・だれでもブックデザイナー(児童クラブ等)の実施 ・新一年生への読書ノート配付 ・おはなし会ボランティアとの協力 ・10代向け図書館だより 「SASUKENE」の発行 作品を募集して展示するイベントの募集期間や展示期間を学校行事など日程を確認しながら設定し、応募しやすいよう調整する。	図書館

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	②豊かな人間性を育む教育の推進	子どもの読書活動推進事業の実施	「第三次白河市子ども読書活動推進計画（令和5年策定）」に基づき、図書館での調べ学習等に対応できる資料の充実、児童サービスに関する専門性を持った図書館職員の育成・配置、ブックスタート事業による図書の配布に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こども園、学校と連携を図りながら読書活動の推進に努めます。 また、10代に向けた図書館だより「SAS UKENE」の発行、読み聞かせボランティアの協力による幼児から小学生向けの読み聞かせ等、図書館をより身近なものとして感じてもらうための活動を推進します。	幼児期	【実施状況】 公立保育園 5園 計 90冊 公立幼稚園 7園 計123冊 私立保育園・こども園（保育部） 10園 計147冊（237,000円補助） 私立幼稚園・こども園（幼稚部） 6園 計101冊（178,000円補助） 【課題】 本の冊数の増加により、園での絵本の貸出が可能になり、家庭での読み聞かせの機会が増え、豊かな情操教育やコミュニケーションの充実が図られている。より広く本事業を活用してもらうため、対象の園や補助額の増を検討したい。	A 継続	公立保育園 5園 公立幼稚園 7園 私立保育園等 10園（補助金交付） 私立幼稚園等 6園（補助金交付）	B 拡充	公立保育園 5園 公立幼稚園 7園 私立保育園等 7園 私立幼稚園 2園 私立認定こども園 4園 家庭的保育事業所 1園（新規） 一部補助額を増額 令和8年度から、要綱を改正し、就学前までの児童を保育する保育園及び、小規模保育事業所の補助額を増額、家庭的保育事業所を新規で補助対象とする。	こども育成課
					学童期・思春期	【実施状況】 図書室での調べ学習等に対応できる資料の充実、児童サービスに関する専門性を持った図書室職員の育成・配置に努めながら、学校と連携を図り、読書活動の推進に努める。 【課題】 特になし	A 継続	図書室での調べ学習等に対応できる資料の充実、児童サービスに関する専門性を持った図書室職員の育成・配置に努めながら、学校と連携を図り、読書活動の推進に努める。	A 継続	図書室での調べ学習等に対応できる資料の充実、児童サービスに関する専門性を持った図書室職員の育成・配置に努めながら、学校と連携を図り、読書活動の推進に努める。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	②豊かな人間性を育む教育の推進	図書館活動の推進	「おはなし会」等のこどもと本を結ぶ行事や本に関する相談業務を行い、発達段階に応じた楽しく豊かな本との出会いを推進します。	幼児期・学童期・思春期・青年期	【実施状況】 ちびっこおはなしのくに（12回、159人） おはなし会（31回、359人） 夏・冬のおはなし会（171人） 東図書館おはなし会（50人） 大信図書館おはなし会（71人） 【課題】 地域館でのおはなし会も少しずつ定着してきているが、参加が少ない回もある。	A 継続	・ちびっこおはなしのくに（0～3歳向けおはなし会） ・おはなし会（3歳～小学校低学年向けおはなし会） ・夏・冬のおはなし会（おはなしと工作） ・東図書館おはなし会 ・大信図書館おはなし会 ・児童、ティーンズコーナーでのテーマ展示	A 継続	・ちびっこおはなしのくに（0～3歳向けおはなし会） ・おはなし会（3歳～小学校低学年向けおはなし会） ・夏・冬のおはなし会（おはなしと工作） ・東図書館おはなし会 ・大信図書館おはなし会 ・児童、ティーンズコーナーでのテーマ展示 地域館でのおはなし会も少しずつ定着してきているが、保護者が連れて参加するため、引き続き保護者への声掛けを継続しておこなっていく。	図書館

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	②豊かな人間性を育む教育の推進	道徳教育の充実	各小中学校で「特別の教科 道徳」に取り組み、その実施状況について全校調査を継続して実施し、学習状況や道徳性の成長の様子など学校教育全体を通じた適切な評価ができるよう指導法の啓発に努めます。また、研究指定校の取り組みを各校に情報共有し、研究成果を全校に拡げます。	学童期・思春期	【実施状況】 各校で「特別の教科 道徳」に取り組み、その実施状況については全校調査を行って把握した。昨年度の東北中学校での授業公開を好機に、市内全校で道徳科の授業研究の推進に努めた。 【課題】 特になし	A 継続	各校で「特別の教科 道徳」に取り組み、その実施状況については全校調査を行って把握した。昨年度の東北中学校での授業公開を好機に、市内全校で道徳科の授業研究の推進に努める。	A 継続	各校で「特別の教科 道徳」に取り組み、その実施状況については全校調査を行って把握する。また市内全校で道徳科の授業研究の推進に努める。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	②豊かな人間性を育む教育の推進	多様な体験活動の推進	小中学校を通して地域とふれあう機会を設定し、多様な体験活動を推進します。小学校では総合学習の時間等に地域を知る活動や地域に関わる授業を、中学校では職業体験活動を実施します。	学童期・思春期	【実施状況】 小中学校を通して地域とふれあう機会を設定し、多様な体験活動を推進した。小学校では総合学習の時間等に地域を知る活動や地域に関わる授業を実施した。また中学校では全校で職業体験活動を実施した。 【課題】 特になし	A 継続	小中学校を通して地域とふれあう機会を設定し、多様な体験活動を推進する。小学校では総合学習の時間等に地域を知る活動や地域に関わる授業を、中学校では職業体験活動を実施する。	A 継続	小中学校を通して地域とふれあう機会を設定し、多様な体験活動を推進する。小学校では総合学習の時間等に地域を知る活動や地域に関わる授業の実施に、また中学校では職業体験活動の実施に努める。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	②豊かな人間性を育む教育の推進	白河市歴史・文化再発見事業	小学1年生から中学3年生までが体験を通じて系統的に白河の歴史、文化について学ぶ機会を設定し、生まれ育った白河市に誇りを持つ学習を推進します。	学童期・思春期	【実施状況】 各小・中学校において、それぞれの地域及び白河の歴史、文化について学ぶ学習を実施した。また、松平定信公の功績について小学校全学年で特別出前授業を実施した。 【課題】 特になし	A 継続	各小・中学校において、それぞれの地域及び白河の歴史、文化について学ぶ学習を実施する。また、今年度は特別に松平定信公の功績について小学校全学年で特別出前授業を実施する。	A 継続	各小・中学校において、生まれ育った白河を知る機会を増やし、ふるさとに誇りを持てるように、それぞれの地域及び白河の歴史、文化について、系統的、体験的に学ぶ学習を実施する。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	②豊かな人間性を育む教育の推進	白河市歴史民俗資料館・小峰城歴史館の活用	歴史民俗資料館・小峰城歴史館において、企画展・特別企画展を開催し、あわせて図録・資料目録・報告書等を刊行することで、白河の歴史文化に関する学びや、文化財に接する機会を提供します。	学童期・思春期・青年期	【実施状況】 令和7年度は、特別企画展「松平定信の文化力」を開催した(会場:小峰城歴史館)。大河ドラマでも重要な役どころとして登場した松平定信の文化人としての活躍を紹介し、白河の歴史・文化に関する学習機会の提供に努めた。 【課題】 特になし	A 継続	令和7年度は、大河ドラマ活用推進事業の一環として、白河藩主松平定信に関する特別企画展(会場:小峰城歴史館)を開催予定。	A 継続	令和8年度は、福島県立博物館と連携し、同館が所蔵する県内各地や白河ゆかりの資料等を紹介する特別企画展(会場:小峰城歴史館)を開催予定。	文化財課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	③健康な体を育む教育の充実	子どもの体力・運動能力向上事業の推進	幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校において、コーディネーショントレーニング(運動による身体への刺激を通して学習する能力を高めるとともに知性や感性の向上を図るもの)を導入し、バランスよく体力・運動能力を高めるようにします。	幼児期・学童期・思春期	【実施状況】 小中学校においては、自校の体力向上推進計画に基づき体力向上に努めるとともに、体育の時間を中心にタブレットを活用したり、清掃後の時間を利用してコーディネーショントレーニングを取り入れ、心身の健やかな成長に努めた。 【課題】 特になし	A 継続	各校の体力向上推進計画に基づき体力向上に努めるとともに、小中学校においては、タブレットを活用しながらコーディネーショントレーニングを体育の時間を中心に取り入れ、心身の健やかな成長に努める。	A 継続	各校の体力向上推進計画に基づき体力向上に努めるとともに、小中学校においては、タブレットを活用しながらコーディネーショントレーニングを体育の時間を中心に取り入れ、心身の健やかな成長に努める。	学校教育課
					幼児期	【実施状況】 学校教育課と連携して実施。 【課題】 公立では幼稚園のみの実施となっており、保育園への拡大や持続可能な研修のための予算措置などを検討していく。	A 継続	学校教育課と連携して実施する。	A 継続	学校教育課と連携して実施する。 公立幼稚園は実施の予定を組むことができていますが、実施施設の拡大等については、次年度当初予算に向けて慎重に検討していく。	こども育成課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	③健康な体を育む教育の充実	運動部活動の支援	地域人材による部活動指導員を配置し、運動部活動の支援を行うとともに、体罰等の根絶に向けて服務倫理委員会等の取り組みを推進します。 また、学校のニーズにより、部活動指導員の配置人数を検討します。	学童期・思春期	【実施状況】 地域人材として部活動指導員を3名配置し、運動部活動の支援を行うとともに、体罰等の根絶に向けて服務倫理委員会等の取組を推進した。 【課題】 特になし	B 拡充	地域人材による部活動指導員を配置し、運動部活動の支援を行うとともに、体罰等の根絶に向けて服務倫理委員会等の取り組みを推進する。 また、学校のニーズにより、部活動指導員の配置人数を検討する。	A 継続	地域人材として部活動指導員を5名配置予定。運動部活動の支援を行うとともに、体罰等の根絶に向けて服務倫理委員会等の取組を推進している。	学校教育課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況		指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度		
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	③健康な体を育む教育の充実	食育事業の推進	「白河市食育推進計画」に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめとした家庭での食育の推進を図ります。 各小中学校では、食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を深め、自ら健康な食生活をしようとする実践力と、食に関わる人々に対する感謝の心を養います。また、小学6年生を対象に尿中塩分摂取推定量の測定を希望する小学校に医師または保健師・管理栄養士による減塩教育を実施するとともに、小学生に「へる塩健康応援店の紹介」チラシを配付し、こどもを通じて保護者へ減塩の普及啓発を図ります。 献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を学校・保護者に周知します。食生活改善推進協議会では、毎月19日の「食育の日」に街頭活動を実施し、バランスの良い食事や減塩、野菜摂取の大切さなどを食を通じた健康づくり活動を推進します。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 ・4か月児健診 223人 ・1歳児健診 267人 ・1歳6か月児健診 239人 ・2歳児健診 264人 ・3歳児健診 315人 【課題】 特になし	A 継続	乳幼児健康診査時に保健指導・栄養指導を実施する。 生後7～8か月頃に、電話で離乳食の状況を確認し、栄養相談を実施する。	A 継続	乳幼児健康診査時に保健指導・栄養指導を実施する。 生後7～8か月頃に、電話で離乳食の状況を確認し、栄養相談を実施する。	こども支援課	
						【実施状況】 ・減塩教育6回実施 うち、医師による教育3回 保健師、栄養士による教育3回 ・小学6年生で実施している尿中塩分摂取推定量の測定結果に「へる塩健康応援店の紹介」チラシ及び減塩に関するリーフレットを同封した。 <白河市食生活改善推進協議会> ・毎月19日の食育の日の街頭活動では、親子連れ等の買い物客へ、バランスの良い食事、減塩、野菜の大切さを伝えた。また、350gの野菜の計量を体験し、食を通じた健康づくり活動を実施した。(5回実施) 【課題】 特になし	A 継続	小学6年生を対象に尿中塩分摂取推定量の測定及び希望する小学校に医師または保健師・管理栄養士による減塩教育を実施するとともに、小学生に「へる塩健康応援店の紹介」チラシや減塩に関するパンフレットを配付し、こどもを通じて保護者へ減塩の普及啓発を図る。また、食生活改善推進協議会では、毎月19日の「食育の日」に街頭活動を実施し、バランスの良い食事や減塩、野菜摂取の大切さなどを食を通じた健康づくり活動を推進する。	A 継続	小学6年生を対象に尿中塩分摂取推定量の測定及び希望する小学校に医師または保健師・管理栄養士による減塩教育を実施するとともに、小学生に「へる塩健康応援店の紹介」チラシや減塩に関するパンフレットを配付し、こどもを通じて保護者へ減塩の普及啓発を図る。また、食生活改善推進協議会では、毎月19日の「食育の日」に街頭活動を実施し、バランスの良い食事や減塩、野菜摂取の大切さなどを食を通じた健康づくり活動を推進する。	健康増進課	
						【実施状況】 「白河市食育推進計画」に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめとした家庭での食育を推進。 【課題】 特になし	A 継続	「白河市食育推進計画」に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめとした家庭での食育の推進を図る。	A 継続	白河市食育推進計画」に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめとした家庭での食育の推進を図る。 第4次白河市食育推進計画(令和9年度～令和13年度)を策定する。	令和7年度 こども育成課 令和8年度 こども支援課	
						【実施状況】 食生活アンケートを実施。 集計データを基におたよりを作成し、各家庭へ配布。 【課題】 特になし	A 継続	献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を園及び保護者に周知する。	A 継続	献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を園及び保護者に周知する。	令和7年度 こども育成課 令和8年度 こども支援課	

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況		指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度		
1	(3) 生きる 力を育 む教育 の充実	③健 やかな 体を育 む教育 の充実	食育事業 の推進	「白河市食育推進計画」に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめとした家庭での食育の推進を図ります。 各小中学校では、食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を深め、自ら健康な食生活をしようとする実践力と、食に関わる人々に対する感謝の心を養います。また、小学6年生を対象に尿中塩分摂取推定量の測定を希望する小学校に医師または保健師・管理栄養士による減塩教育を実施するとともに、小学生に「へる塩健康応援店の紹介」チラシを配付し、こどもを通じて保護者へ減塩の普及啓発を図ります。 献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を学校・保護者に周知します。食生活改善推進協議会では、毎月19日の「食育の日」に街頭活動を実施し、バランスの良い食事や減塩、野菜摂取の大切さなどを食を通じた健康づくり活動を推進します。	乳幼児 期・学 童期・ 思春 期・青 年期・ 子育て 当事者	【実施状況】 小中学校においては、食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を深め、自ら健康な食生活をしようとする実践力と、食に関わる人々に対する感謝の心を養った。 【課題】 特になし	A 継続	小中学校においては、食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を深め、自ら健康な食生活をしようとする実践力と、食に関わる人々に対する感謝の心を養う。	A 継続	小中学校においては、食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を深め、自ら健康な食生活をしようとする実践力と、食に関わる人々に対する感謝の心を養う。	学校教育課	
						【実施状況】 各学校の食に関する全体計画に基づき、食育の授業、個別指導を実施した。献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図った。 白河市学校給食センターにおいて、食生活に関するアンケートを実施し、結果を学校・保護者に周知した。 【課題】 特になし	A 継続	各学校の食に関する全体計画に基づき、食育の授業、個別指導を実施する。献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図る。 食生活に関するアンケートを実施し、結果を学校・保護者に周知する。	A 継続	各学校の食に関する全体計画に基づき、食育の授業、個別指導を実施する。献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図る。	健康給食推進室	
1	(3) 生きる 力を育 む教育 の充実	③健 やかな 体を育 む教育 の充実	口腔の健康 管理	フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口事業の実施、さらには歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、実践につなげます。	幼児期・学 童期・思 春期	【実施状況】 フッ化物洗口実績校 ・小学校 13校 ・中学校 7校 【課題】 特になし	A 継続	小中学校においては、継続的にフッ化物洗口を実施するとともに、養護教諭や歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、う歯予防につなげる。	A 継続	小中学校においては、継続的にフッ化物洗口を実施するとともに、養護教諭や歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、う歯予防につなげる。	こども支援課 学校教育課	
						【実施状況】 フッ化物洗口 保育園4園・幼稚園9園・認定こども園4園 歯科指導 保育園4園・幼稚園9園・認定こども園4園 【課題】 特になし	A 継続	フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口事業の実施、さらには歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、実践につなげる。	A 継続	フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口事業の実施、さらには歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、実践につなげる。	令和7年度 こども育成課 令和8年度 こども支援課	

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	④教育支援体制の充実	スクールカウンセラー配置事業	各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者にカウンセリングを行います。また、スクールカウンセラーと教職員によるコンサルテーションを行い、関係機関との連携を図りながら、問題の早期対応につなげます。 ※コンサルテーション 相談、専門家の診断や鑑定を受けること	学童期・思春期	【実施状況】 各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者にカウンセリングを行います。また、スクールカウンセラーと教職員によるコンサルテーションを行い、問題の早期対応につなげた。 小学校 全相談件数 1,751件 中学校 全相談件数 1,744件 【課題】 カウンセラー配置の時間を増やしてほしいとの学校からの要望はあるものの、予算等の関係から難しい状況にある。	A 継続	各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者にカウンセリングを行う。また、スクールカウンセラーと教職員によるコンサルテーションを行い、問題の早期対応につなげる。	A 継続	各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者にカウンセリングを行う。コンサルテーションを行い、関係機関との連携を図りながら、問題の早期対応につなげる。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	④教育支援体制の充実	教育支援センターの開設	不登校の児童生徒のために教育支援センター「さわやか教室」を心の居場所として機能させ、小集団活動によりコミュニケーション能力を育むとともに、学校や保護者との連携を密にし、本人の興味や意思を踏まえ、学校復帰が図られるようにします。	学童期・思春期	【実施状況】 入級者3名(小学校2名、中学校1名)が2名の支援員の支援により、「さわやか教室」で活動を行った。要望に応じて随時、体験なども受け入れ、児童生徒の居場所としての機能を果たしている。 【課題】 特になし	A 継続	不登校の児童生徒のために教育支援センター「さわやか教室」を心の居場所として機能させ、小集団活動によりコミュニケーション能力を育むとともに、学校や保護者との連携を密にし、本人の興味や意思を踏まえ、学校復帰が図られるようにする。	A 継続	入級者の学校復帰に向け、学校や保護者との連携を密にし、本人の興味や意思を踏まえ小集団活動と個別の活動によりコミュニケーション能力を育む。また、入級体験も受け入れ、児童生徒の居場所としての機能させる。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	④教育支援体制の充実	特別支援教育支援員配置事業	特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活をサポートするための支援員を配置するとともに、資質向上のための研修会を定期的に実施します。	学童期・思春期	【実施状況】 51名の支援員を配置した。 【課題】 特になし	A 継続	51名の支援員を配置する。	A 継続	51名の支援員を配置する。4月に支援員対象の研修を行う。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	④教育支援体制の充実	生徒指導体制の充実	いじめ等の問題に対し生徒指導主事を中心に迅速に対応できるよう、「いじめ対策連携協力会議」(生徒指導協議会)等を通じた体制の充実を図ります。	学童期・思春期	【実施状況】 いじめ等の問題に対し生徒指導主事を中心に迅速に対応できるよう、「いじめ対策連携協力会議」(生徒指導協議会)等を通じた体制の充実を図った。 【課題】 特になし	A 継続	いじめ等の問題に対し生徒指導主事を中心に迅速に対応できるよう、「いじめ対策連携協力会議」(生徒指導協議会)等を通じた体制の充実を図る。	A 継続	いじめ等の問題に対し生徒指導主事を中心に迅速に対応できるよう、「いじめ対策連携協力会議」(生徒指導協議会)等を通じた体制の充実を図る。	学校教育課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	④教育支援体制の充実	生徒指導に関する学校支援	担当指導主事等が各学校を訪問し、生徒指導上の課題等について協議を行います。 各学校において、スクールカウンセラーを活用したQUテストの研修会を実施します。 ※QUテスト 学校生活意欲と学級満足度の2つの尺度で構成されており、学級経営のための有効な資料が得られるとともに、いじめや不登校などの問題行動の予防と対策につながる。	学童期・思春期	【実施状況】 担当指導主事等が各学校を訪問し、生徒指導上の課題等について協議を行う。 各学校において、スクールカウンセラーを活用したQUテストの研修会を実施。 全小・中学校で年2回のQUテストを実施と分析により、より良い学級づくりに向けての取組を行った。 【課題】 特になし	A 継続	担当指導主事等が各学校を訪問し、生徒指導上の課題等について協議を行う。 各学校において、スクールカウンセラーを活用したQUテストの研修会を実施する。	A 継続	担当指導主事等が各学校を訪問し、生徒指導上の課題等について協議を行う。 各学校において、スクールカウンセラーを活用したQUテストの研修会を実施し、学級づくりを大切に生徒指導の充実を図る。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	④教育支援体制の充実	家庭児童相談事業	家庭児童相談室では、0歳から18歳未満のこどもと子育て当事者を対象に、こどもを取り巻く様々な問題における相談において、必要な関係機関につなげます。	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・子育て当事者	【実施状況】 家庭児童相談室年間相談件数 新規 29件 継続 2,739件 合計 2,768件 【課題】 児相相談ケースが膨大になりやすく、管理方法に課題がある。	A 継続	家庭児童相談室では、0歳から18歳未満のこどもと子育て当事者を対象に、こどもを取り巻く様々な問題における相談において、必要な関係機関につなげる。	A 継続	家庭児童相談室では、0歳から18歳未満のこどもと子育て当事者を対象に、こどもを取り巻く様々な問題における相談において、必要な関係機関につなげる。 課内での取り扱いを定め、ケースの管理を行う。	こども支援課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	④教育支援体制の充実	こども家庭センターの設置	令和6年4月に、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもへの新たな支援体制をスタートさせました。 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげます。	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 サポートプラン作成件数 実世帯 24世帯 新規 16件 更新 13件 合同ケース会議回数 定例 12回 随時 91回 【課題】 相談や助言・既存事業だけでは解決しない不適切な養育環境に置かれた児童への直接支援として「児童育成支援拠点事業」の導入を視察しながら検討してきた。	A 継続	関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげる。	A 継続	関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげる。 児童育成支援拠点事業「みらいテラス」に必要なケースをつなぎ支援していく。	こども支援課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況		指 針			担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	④教育支援体制の充実	児童育成支援拠点事業の実施	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供等を行うとともに、適切な関係機関へつなぐなど、個々の状況に応じた包括的な支援を提供することで、虐待の未然防止、児童の最善の利益の保障、および健全な育成を図ります。	学童期・思春期・子育て従事者				C 新規	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供等を行うとともに、適切な関係機関へつなぐなど、個々の状況に応じた包括的な支援を提供することで、虐待の未然防止、児童の最善の利益の保障、および健全な育成を図る。	こども支援課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	⑤教育環境の充実	学校経営の充実	各小中学校の学校経営ビジョンに基づいた児童・生徒の育成、教職員の指導力向上、保護者・地域との連携強化を推進し、「生きる力を育む教育の充実」を図ります。 保護者や地域の方々が授業や行事に参加できるよう工夫し、開かれた学校づくりに努めます。	学童期・思春期・当事者	【実施状況】 一部の行事では規模の縮小等、実施方法等について見直しが行なわれたが、授業参観をはじめ多くの行事については概ねコロナ前の状況に近い形やよりよい形で実施することができた。 【課題】 特になし	A 継続	各小中学校の学校経営ビジョンに基づいた児童・生徒の育成、教職員の指導力向上、保護者・地域との連携強化を推進し、「生きる力を育む教育の充実」を図る。 保護者や地域の方々が授業や行事に参加できるよう工夫し、開かれた学校づくりに努める。	A 継続	各小中学校の学校経営ビジョンに基づいた児童・生徒の育成、教職員の指導力向上、保護者・地域との連携強化を推進し、「生きる力を育む教育の充実」を図る。 保護者や地域の方々が授業や行事に参加できるよう工夫し、開かれた学校づくりに努める。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	⑤教育環境の充実	学校運営協議会の活用	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の運営を充実させるとともに、地域住民等に学校活動を知ってもらう機会を増やすことで、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価につなげるとともに、学校経営ビジョンへ反映されるよう協議会の活性化を図ります。	学童期・思春期	【実施状況】 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の運営を充実させるとともに、地域に開かれた学校づくりについて各校へ周知し、地域の実情を踏まえた学校評価につなげるとともに、学校経営ビジョンへ反映されるよう協議会の活性化を図った。 【課題】 特になし	A 継続	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の運営を充実させるとともに、地域住民等に学校活動を知ってもらう機会を増やすことで、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価につなげるとともに、学校経営ビジョンへ反映されるよう協議会の活性化を図る。	A 継続	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の運営を充実させるとともに、地域住民等に学校活動を知ってもらう機会を増やす。また、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価につなげるとともに、学校経営ビジョンへ反映されるよう協議会の活性化を図る。	学校教育課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	⑤教育環境の充実	教職員の資質の向上	年度ごとに研究公開を実施することで、積極的に研修に取り組む教職員を増やし、その成果を教員同士が共有することにより、資質向上を図ります。	学童期・思春期	【実施状況】 白河一小、白河中央中で研究公開を実施し、研修に取り組むことができた。 【課題】 特になし	A 継続	白河一小、白河中央中で研究公開を実施し、積極的に研修に取り組む教職員を増やし、その成果を教員同士が共有することにより、資質向上を図る。	A 継続	白河二小、白河三小、白河二中で研究公開を実施し、積極的に研修に取り組む教職員を増やし、その成果を教員同士が共有することにより、資質向上を図る。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	⑤教育環境の充実	安全管理の推進	毎月「安全の日」を設定して安全点検を実施するとともに、日常の安全管理を徹底し、児童生徒の事故防止に努めます。	学童期・思春期	【実施状況】 毎月「安全の日」を設定して安全点検を実施するとともに、日常の安全管理を徹底し、児童生徒の事故防止に努めた。 【課題】 特になし	A 継続	毎月「安全の日」を設定して安全点検を実施するとともに、日常の安全管理を徹底し、児童生徒の事故防止に努める。	A 継続	毎月「安全の日」を設定して安全点検を実施するとともに、日常の安全管理を徹底し、児童生徒の事故防止に努める。	学校教育課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	⑤教育環境の充実	施設の整備・維持管理	快適で安全・安心な学校環境を提供するために、老朽校舎の改築や改修など、学校施設の整備を計画的に行います。児童クラブの防犯対策を推進するとともに、待機児童対策を考慮した施設の整備を図ります。	学童期・思春期	【実施状況】 快適で安全・安心な学校環境を提供するために、老朽した学校施設の修繕及び整備をを計画的に行った。 【課題】 突発的に緊急性の高い修繕の必要が生じた際、予算状況によって対応が難しいことがある。	A 継続	快適で安全・安心な学校環境を提供するために、老朽校舎の改築や改修など、学校施設の整備を計画的に行う。	A 継続	快適で安全・安心な学校環境を提供するために、老朽校舎の改築や改修など、学校施設の整備を計画的に行う。	教育総務課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	⑤教育環境の充実	保育園・幼稚園・認定こども園と小学校の連携	教職員研修の一環として小中学校教職員が幼稚園で体験研修を行うとともに、「指導要録」や「保育要録」の記載事項を共有することで児童理解を深め、就学前後の連携強化を図ります。	幼児期・学童期	【実施状況】 教職員研修の一環として小中学校教職員が幼稚園で体験研修を行うとともに、「指導要録」や「保育要録」の記載事項を共有することで児童理解を深め、就学前後の連携強化を図った。 【課題】 特になし	A 継続	教職員研修の一環として小中学校教職員が幼稚園で体験研修を行うとともに、「指導要録」や「保育要録」の記載事項を共有することで児童理解を深め、就学前後の連携強化を図る。	B 拡充	教職員研修の一環として小中学校教職員が幼稚園で体験研修を行うとともに、「指導要録」や「保育要録」の記載事項を共有することで児童理解を深め、就学前後の連携強化を図る。幼保小の合同研修会を実施し、白河市で育てる幼児・児童の姿を共有し、連携を深める。白河市版「架け橋期のカリキュラム」を作成する。	学校教育課
						【実施状況】 幼保小連携事業への参加。 【課題】 現在は、白河っ子応援事業をメインで幼保小連携を進めている。令和8年度には学校教育課が主体で「架け橋プログラム」を策定する予定であるため、それぞれの特色を生かして連携する必要がある。	A 継続		A 継続	教職員研修の一環として小中学校教職員が幼稚園で体験研修を行うとともに、「指導要録」や「保育要録」の記載事項を共有することで児童理解を深め、就学前後の連携強化を図る。また、白河っ子応援事業の担当者が架け橋プログラムの開発会議の委員となるなど、相互に連携できるよう進めていく。	こども育成課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	⑤教育環境の充実	施設の整備・維持管理	幼児教育の質的変化や新たなニーズに対応するため、長期的な幼児数の変動を把握し、適正な施設の整備に努めます。幼児教育にふさわしい環境づくりを目指し、表郷地区の幼稚園・保育園を統廃合し、認定こども園を開園するほか、施設の適正な維持管理と施設の統廃合を含めた老朽化対策を計画的に推進します。	幼児期	【実施状況】 表郷こども園建設(R8まで) エアコン更新計画の策定 【課題】 ・表郷地区については、施設の老朽化対策の見通しが立ったが、その他の保育園・幼稚園も改築等の時期にかかっており、早急に方向性を決めていく必要がある。 ・エアコン更新計画を策定するうえで、エアコンの情報をまとめた台帳が存在せず、設置時期や機種等が不明なものが多く、現況の把握に時間が掛かってしまった。	A 継続	(仮称)表郷こども園建設(R8まで)	A 継続	表郷こども園建設(R8まで) 関の森保育園解体工事 エアコン更新計画によるエアコンの更新 ・現在進めている「保育園幼稚園再編計画」の策定を急ぎ、計画に則り事業を展開していく。 ・令和3年度から休園している関の森保育園については、老朽化も著しいため白河市個別施設計画に基づき解体実施する。 ・エアコン更新計画は、価格上昇や急な故障などに対応しながら、随時計画を見直し、それに合わせて台帳の整理も行う。	こども育成課
						【実施状況】 保育園 13箇所 幼稚園 12箇所 修繕実施 【課題】 施設の老朽化に加え、エアコンの故障など、緊急性の高い修繕が増加したことにより、その他の修繕に取り組む事ができなかった。	A 継続	保育園 20箇所想定 幼稚園 20箇所想定 修繕実施予定	A 継続	保育園 20箇所想定 幼稚園 20箇所想定 修繕実施予定 ・限られた予算のなかで、優先順位を決めて、計画敵に修繕していく。	こども育成課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	⑥幼児教育の推進	3年保育の実施・充実	公立幼稚園7園、私立幼稚園6園全園で3年保育を実施しています。今後も幼児期の発達段階に応じた教育内容・方法などの充実に努めます。 ※3年保育 3月末で満3歳になっているこどもが入園する制度	幼児期	【実施状況】 令和8年3月1日時点 3歳児187名 4歳児193名 5歳児195名 フォローアップ児・経過観察児について小学校と情報共有を図るとともに、年度末には「就学時の引継ぎシート」を作成し、小学校へ提供。 【課題】 課題なし	A 継続	年長児のフォローアップ児・経過観察児について小学校と情報共有を図るとともに、「就学時の引継ぎシート」を活用し、小学校入学後の適切な支援につなげる。	A 継続	年長児のフォローアップ児・経過観察児について小学校と情報共有を図るとともに、「就学時の引継ぎシート」を活用し、小学校入学後の適切な支援につなげる。	こども育成課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	⑥幼児教育の推進	教職員の資質の向上	西白幼稚園教育研究協議会の研究テーマに基づき、定期的に現職教育を行い、園外研修についても積極的な参加を促進します。	幼児期	【実施状況】 各園の課題を解決するよう、話し合いを設け、園外研修も意欲的に参加。 【課題】 幼教研のテーマは必ずしも現場が求める研修ではない場合もある。独自テーマで取り組むことのメリット等を整理し、新しい研修の形について検討を始める必要がある。	A 継続	西白幼稚園教育研究協議会の研究テーマに基づき、定期的に現職教育を行い、園外研修についても積極的な参加を促進する。	A 継続	西白幼稚園教育研究協議会の研究テーマに基づき、定期的に現職教育を行い、園外研修についても積極的な参加を促進する。幼教研のテーマは必ずしも現場が求める研修ではない場合もある。独自テーマで取り組むことのメリット等を整理し、新しい研修の形について検討を始める必要がある。	こども育成課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	⑥幼児教育の推進	教育環境の充実	園児が自発的、主体的な態度を養うことができるように、興味を持って取り組める教材、遊具等の整備を図ります。また、3年ごとに定期点検を実施し、優先順位を決めて修繕を進めます。	幼児期	【実施状況】 保育園・幼稚園の遊具点検を実施(次回令和10年度) 【課題】 特になし	A 継続	保育園・幼稚園の遊具点検を実施する。	A 継続	点検結果に基づき優先度の高い遊具から修繕を行う。 保育園 1台 594,000円 幼稚園 1台 331,100円	こども育成課
1	(3) 生きる力を育む教育の充実	⑥幼児教育の推進	私立幼稚園・認定こども園への振興助成	私立幼稚園・認定こども園の幼児教育の振興を図るため、市内の各園に対し助成金の支給を行います。	幼児期	【実施状況】 2,476,000円助成。 【課題】 特になし。	A 継続	私立幼稚園と認定こども園(幼稚園部)の幼児教育の振興を図るため、市内の各園に対し助成金の支給を行う。	A 継続	私立幼稚園と認定こども園(幼稚園部)の幼児教育の振興を図るため、市内の各園に対し助成金の支給を行う。	こども育成課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
1	(4) 多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	学校施設の開放	市民の文化、スポーツ等の振興を図ることを目的に、学校施設を地域の活動の場として開放します。市立学校20校の体育館、校庭及び特別教室を、学校教育に支障のない範囲で開放します。また、施設利用申請の方法について、簡素化及びデジタル化等の見直しを図ります。	学童期・思春期	【実施状況】 市民の文化、スポーツ等の振興を図ることを目的に、小中学校20校の体育館、校庭及び特別教室を、学校教育に支障のない範囲で、地域の活動の場として開放した。また、施設利用申請の方法について、簡素化及びデジタル化等の検討を図った。 【課題】 デジタル化を図るため、検討及び模索しているが、学校を経由しての申請となっているため、実現に至っていない。	A 継続	市民の文化、スポーツ等の振興を図ることを目的に、学校施設を地域の活動の場として開放する。市立学校20校の体育館、校庭及び特別教室を、学校教育に支障のない範囲で開放する。また、施設利用申請の方法について、簡素化及びデジタル化等の見直しを図る。	A 継続	市民の文化、スポーツ等の振興を図ることを目的に、学校施設を地域の活動の場として開放する。市立学校20校の体育館、校庭及び特別教室を、学校教育に支障のない範囲で開放する。また、施設利用申請の方法について、簡素化及びデジタル化等の見直しを図る。	教育総務課
1	(4) 多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	スポーツ教室の開催	青年期以上を対象とした各種スポーツ教室に加え、幼児・児童に対し身体を動かす楽しさを提供するとともに、親子のふれあいを図るなど内容を充実させ、心身ともに健全な青少年の育成への一助とします。	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 各種スポーツ教室を開催し、スポーツを楽しむ機会を提供した。 総開催回数:1,109回 総参加者数:19,318人 【課題】 特になし	A 継続	青年期以上を対象とした各種スポーツ教室に加え、乳幼児や児童に身体を動かす楽しさを提供するとともに、児童・生徒にレベルアップを図る教室を開催するなど、幅広く内容を充実させ、心身ともに健全な青少年の育成への一助とする。	A 継続	青年期以上を対象とした各種スポーツ教室に加え、乳幼児や児童に身体を動かす楽しさを提供するとともに、児童・生徒にレベルアップを図る教室を開催するなど、幅広く内容を充実させ、心身ともに健全な青少年の育成への一助とする。	スポーツ振興課
1	(4) 多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	スポーツ少年団活動への支援	白河市スポーツ少年団本部加盟団体に対し運営費の一部を助成し、スポーツ活動を通じた心身の健全な育成を目指す活動の広がりを推進します。	学童期・思春期	【実施状況】 白河市スポーツ少年団本部登録団体への支援を行った。 登録団体:35団体 育成費交付額:420,000円 【課題】 特になし	A 継続	白河市スポーツ少年団本部加盟団体に対し運営費の一部を助成し、スポーツ活動を通じた心身の健全な育成を目指す活動の広がりを推進する。	A 継続	白河市スポーツ少年団本部加盟団体に対し運営費の一部を助成し、スポーツ活動を通じた心身の健全な育成を目指す活動の広がりを推進する。	スポーツ振興課
1	(4) 多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	文化芸術活動の推進	文化芸術に関するワークショップやアウトリーチなど、参加体験型の事業を実施し、小さい頃から気軽に文化芸術に触れ親しめる機会の充実を図ります。	幼少期・学童期・思春期	【実施状況】 ・アウトリーチ事業「モンゴル馬頭琴演奏」(6/10～6/13) 小学校7校 ・まちなか音楽2025(10/11～10/12) 1,245人 【課題】 特になし	A 継続	■アウトリーチ事業「モンゴル馬頭琴演奏」(6/10～6/13) 小学校7校 ■まちなか音楽2025(10/11～10/12) ・市内各地(旧脇本陣、白河駅前イベント広場、リぶらん、城山公園、鹿嶋神社等を舞台に様々なジャンルの音楽が繰り広げられる。	A 継続	・アウトリーチ事業「モンゴル交響楽団馬頭琴演奏」(6/10～6/12) ・まちなか音楽2026(10/10～10/11)	文化振興課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
1	(4) 多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	白河文化交流館コミネスの活用	こどもたちの表現力や創造力を養い、感受性豊かな成長を促すため、芸術文化の鑑賞機会や参加体験型事業の充実を図ります。 また、文化活動支援として幼稚園、保育園、認定こども園、学校が授業または大会、発表会等のために施設を利用する場合に使用料を免除します。	幼児期・学童期・思春期	【実施状況】 ・コミネスキッズフェスティバル「タニケンバンド、ウタウ☆カイズクダン」(8/10) 254人 ・イギリスの人形劇団ピクルドイメー「ヤナと雪男」(11/3) 入場者数 203人 【課題】 特になし	A 継続	■コミネスキッズフェスティバル「タニケンバンド、ウタウ☆カイズクダン」(8/10) ・NHKEテレで活躍する谷本賢一郎氏によるファミリーコンサート。 ■イギリスの人形劇団ピクルドイメー「ヤナと雪男」(11/3) ・イングランドブリストルの劇団による、ライブパフォーマンス及び人形劇。	A 継続	・コミネスキッズフェスティバル「Show Mee!! 遊びうたコンサート/劇団飛行船 忍たま乱太郎キャラクターショー(7/26)	文化振興課
1	(4) 多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	公民館活動の推進	小学生を対象とした教室を開催し、施設見学や様々な体験を通して、他校や異学年との交流を図り、児童の健やかな心身の発達と思いやりや向上心を高める活動を展開します。	学童期	【実施状況】 ■中央公民館 「子どもステップ教室」 ■表郷公民館 「わいわい子ども塾」 ■大信公民館 「わくわく少年クラブ」 ■東公民館 「東こども教室」 【課題】 特になし	A 継続	小学生を対象とした教室を開催し、施設見学や様々な体験を通して、他校や異学年との交流を図り、児童の健やかな心身の発達と思いやりや向上心を高める活動を展開する。	A 継続	前年度に引き続き、小学生を対象とした教室を開催し、施設見学や様々な体験を通して、他校や異学年との交流を図り、児童の健やかな心身の発達と思いやりや向上心を高める活動を展開する。	中央公民館
1	(4) 多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	屋内遊具施設の設置	市内2か所にある遊び場の利用を促進し、親子のストレス解消とこどもの心身の健全育成を図ります。また、令和9年度開所予定の複合施設内に屋内遊び場を設置し、これまで幼児期中心だったものを小学生も利用できる施設とし、こどもたちの健やかな心身の発達を図ります。	幼児期・学童期・子育て当事者	【実施状況】 ○施設:アナビススポーツプラザ年間利用者数30,976人 ○キッズルーム12,340人 【課題】 屋内遊び場の設置から一定期間経過し、備品の更新や修繕が求められている。	A 継続	天候等に左右されず、安心・安全に遊べる屋内遊具施設を設置・促進することで、こどもたちの心身の健全育成を図るとともに、親子のストレス解消や子育て支援の場を提供する。	A 継続	天候等に左右されず、安心・安全に遊べる屋内遊具施設を設置・促進することで、こどもたちの心身の健全育成を図るとともに、親子のストレス解消や子育て支援の場を提供する。 また、遊具や玩具の使用状況を調査し、新規購入や修繕について指定管理者と協議を進める。	スポーツ振興課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
1	(4) 多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	屋内遊具施設の設置	市内2か所にある遊び場の利用を促進し、親子のストレス解消とこどもの心身の健全育成を図ります。また、令和9年度開所予定の複合施設内に屋内遊び場を設置し、これまで幼児期中心だったものを小学生も利用できる施設とし、こどもたちの健やかな心身の発達を図ります。	幼児期・学童期・子育て当事者	【実施状況】 ○施設：屋内遊び場「わんぱく」 年間利用者：13,206人 ○自主イベント 12回 参加者：123組、310名 【課題】 特になし	A 継続	天候等に左右されず、安心・安全に遊べる屋内遊具施設を設置・促進することで、こどもたちの心身の健全育成を図るとともに、親子のストレス解消や子育て支援の場を提供する。	A 継続	天候等に左右されず、安心・安全に遊べる屋内遊具施設を設置・促進することで、こどもたちの心身の健全育成を図るとともに、親子のストレス解消や子育て支援の場を提供する。	まちづくり推進課
						【実施状況】 令和9年度の開所に向けて準備を進めた。 【課題】 特になし	C 新規	令和9年度の開所に向けて準備を進める。	A 継続	令和9年度の開所に向けて準備を進める。	こども支援課
1	(4) 多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	歴史民俗資料館・小峰城歴史館活動の推進	歴史民俗資料館は白河の通史、小峰城歴史館は史跡「小峰城跡」について学ぶことができる施設です。実際の文化財に接する機会を提供するとともに、パネルや模型や映像をまじえた解説により、地域の歴史文化に対する多様な学び・体験の機会を提供します。	学童期・思春期・青年期	【実施状況】 令和7年度 年間入館者数 歴史民俗資料館：1,882人 小峰城歴史館：23,600人 【課題】 特になし	A 継続	令和7年度も引き続き、「白河の歴史・文化再発見事業」の一環として、市内小中学校全校の小峰城歴史館見学を受け入れる。また、中学校に対しては白河の古代・松平定信についての出前授業も実施するなど、教育普及活動に努める。	A 継続	令和8年度も引き続き、「白河の歴史・文化再発見事業」の一環として、市内小中学校全校の小峰城歴史館見学を受け入れる。また、中学校に対しては白河の古代・松平定信についての出前授業も実施するなど、教育普及活動に努める。	文化財課
1	(4) 多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	自然の大切さを学ぶ機会の創出	木工教室や森林環境パネル展等で構成する「子ども自然体験フェスティバル」を開催し、こどもたちが豊かな自然(森林)や木材にふれあい、森林や木材の大切さを認識する機会を提供します。	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 子どもたちが豊かな自然(森林)や木材に触れ合う機会を創出するため、南湖森林公園にて、「子ども自然体験フェスティバル」を開催しました。木工教室や森林環境パネル展等を通じて、森林や木材の大切さを再認識する機会となりました。 来場者約500名 木工教室140名の参加 スタンプラリー120名の参加 【課題】 特になし	C 新規	木工教室や森林環境パネル展等で構成する「子ども自然体験フェスティバル」を開催し、こどもたちが豊かな自然(森林)や木材にふれあい、森林や木材の大切さを認識する機会を提供する。	A 継続	木工教室を開催し、こどもたちが豊かな自然(森林)や木材にふれあい、森林や木材の大切さを認識する機会を提供します。他イベントとの重複等を避けるため日程の調整を行う。	農林整備課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
1	(4)多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	「市民共学」出前講座の活用	申し込みがあった団体や学校等に、公的機関の職員や登録会員が講師として出向き、「市民共学」出前講座を開催します。市ホームページ等により、出前講座の活用促進に努めます。	幼児期・学童期・思春期・青年期	【実施状況】 ・出前講座メニュー数113個 ・出前講座開催件数79件 ・出前講座受講者数2,096人 【課題】 特になし	A 継続	自主的に活動している団体・サークルの会員が講師・スタッフとして依頼のあった学校・団体等を訪問し、講座を開催するなど推進を図る。	A 継続	自主的に活動している団体・サークルの会員が講師・スタッフとして依頼のあった学校・団体等を訪問し、講座を開催するなど推進を図る。	生涯学習課
1	(4)多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	青少年育成関係団体への支援	こどもたちの好奇心や探求心に応える活動を行うボーイスカウト活動に対し運営費の一部を助成し、心身ともに健全な人材の育成とともに多様な学びを推進します。	学童期・思春期	【実施状況】 ボーイスカウトの活動はなかった。 【課題】 少子化や団員数の減少により活動自体が難しい。	A 継続	引き続き、ボーイスカウトの活動支援を行う。	A 継続	引き続き、ボーイスカウトの活動支援を行う。	生涯学習課
1	(4)多様な学びと居場所づくり	①多様な学び・体験機会の拡充	総合型地域スポーツクラブの支援	地域住民が主体的に運営し、地域の誰もが参加できるスポーツクラブでは、多世代間の交流の機会も提供します。クラブの自主事業及び未設置の地域がクラブを立ち上げる際に補助金を交付します。	学童期・思春期・青年期	【実施状況】 総合型地域スポーツクラブ等が行う事業に対し支援を行った。 事業実施団体:3団体 補助金交付額:133,000円 【課題】 補助金申請団体が固定されており、補助制度の利用拡大が課題となっている。	A 継続	地域住民が主体的に運営し、地域の誰もが参加できるスポーツクラブに支援することで、こどもから高齢者まで、幅広い世代の交流を図るとともに、こどもたちの多様な社会性を育む機会を提供する。 また、クラブの自主事業及び新たにクラブを立ち上げる際に補助金を交付する。	A 継続	地域住民が主体的に運営し、地域の誰もが参加できるスポーツクラブに支援することで、こどもから高齢者まで、幅広い世代の交流を図るとともに、こどもたちの多様な社会性を育む機会を提供する。 また、クラブの自主事業及び新たにクラブを立ち上げる際に補助金を交付する。 補助金制度の周知を強化する。	スポーツ振興課
1	(4)多様な学びと居場所づくり	②居場所づくり	複合施設の整備	市民会館跡地に、令和9年度の完成を目指して「生きがいづくり」「子育て支援」「交流」などの多機能型の複合施設を整備し、学びや交流、憩いの場を提供します。	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 令和9年度の開館に向けて、複合施設等の設置条例の制定、予約システム、ホームページ、施設運営方法の整理、備品の選定、イベント企画等の準備を進めた。、また、施設建設工事等に着手したため、広報を行うなどの情報発信により、施設開館への機運醸成に務めた。 【議題】 特になし	C 新規	令和9年度の完成を目指して「生きがいづくり」「子育て支援」「交流」などの多機能型の複合施設を整備する。	A 継続	令和9年度の開館に向けて、複合施設の整備を進めるとともに、予約システムやホームページ、運営マニュアルの整備、イベント企画などを進める。	関係各課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
1	(4)多様な学びと居場所づくり	②居場所づくり	放課後子ども教室推進事業	学校の余裕教室等を活用し、希望する児童を対象に勉強やスポーツ・文化活動などの体験や地域住民との交流など、地域の特性を活かした活動を行います。	学童期	【実施状況】 ・小野田小 放課後子ども教室 令和7年10月より開始。1～3年生と4～6年生に分けてそれぞれ月1回(平日の放課後)の活動を実施。 ・釜子小放課後子ども教室 5月から2月にかけての月4回(平日の放課後)の活動を実施。 【課題】 1人のコーディネータが2校の運営を担っており、人員不足のため他校での事業実施が難しい。他校での事業実施及び現行の事業継続のためには、退職した教職員の中で、地域に精通した人員を探す必要がある。	A 継続	学校の余裕教室等を活用し、希望する児童を対象に勉強やスポーツ・文化活動などの体験や地域住民との交流など、地域の特性を生かした活動を行う。	A 継続	学校の余裕教室等を活用し、希望する児童を対象に勉強やスポーツ・文化活動などの体験や地域住民との交流など、地域の特性を生かした活動を行う。 コーディネータと協議の上、他校での事業実施や、実施済み学校での教室数の増加に向け検討していく。	令和7年度 こども育成課 令和8年度 教育総務課
1	(4)多様な学びと居場所づくり	②居場所づくり	子どもの居場所づくり支援事業	様々な支援を必要とするこどもたちのために、地域での居場所(こども食堂)をつくり、食事・団らんの場の提供や学習支援を行います。	幼児期・学童期・思春期	【実施状況】 ・委託事業(1か所) 開催回数 42回 年間利用人数延べ 1,438人 ・補助事業(計8か所) 開催回数計 158回 年間利用人数延べ 5,693人 【課題】 本当に支援が必要な方に情報がなかなか届かない。	A 継続	様々な支援を必要とするこどもたちのために、地域での居場所(こども食堂)をつくり、食事・団らんの場の提供や学習支援を行う。	A 継続	様々な支援を必要とするこどもたちのために、地域での居場所(こども食堂)をつくり、食事・団らんの場の提供や学習支援を行う。 また、ホームページや広報等で周知していく。	こども支援課
1	(4)多様な学びと居場所づくり	②居場所づくり	児童育成支援拠点事業の実施【再掲】	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供等を行うとともに、適切な関係機関へつなぐなど、個々の状況に応じた包括的な支援を提供することで、虐待の未然防止、児童の最善の利益の保障、および健全な育成を図ります。	学童期・思春期・子育て従事者				C 新規	【再掲】 養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供等を行うとともに、適切な関係機関へつなぐなど、個々の状況に応じた包括的な支援を提供することで、虐待の未然防止、児童の最善の利益の保障、および健全な育成を図る。	こども支援課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
1	(5) 家庭・地域の教育力の向上	①家庭教育の推進	家庭教育学級への支援	家庭教育は、家族とのふれあいや共同体験を通じ、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点です。各学校等で開催する家庭教育学級事業費の一部を助成し、その取り組みを支援します。	子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）	【実施状況】 17校（園）で実施し、195,000円を助成した。 開催回数 36回 参加人数 2,479名 【課題】 特になし	A 継続	各学校等で開催する家庭教育学級事業費の一部を助成し、その取り組みを支援する。	A 継続	各学校等で開催する家庭教育学級事業費の一部を助成し、その取り組みを支援する。	教育総務課
1	(5) 家庭・地域の教育力の向上	①家庭教育の推進	コミュニティ活動への支援【再掲】	コミュニティ活動を支援するために、「市民共学」出前講座の活用を促進します。	市民全体	【再掲】 【実施状況】 ・出前講座メニュー数113個 ・出前講座開催回数79回 ・出前講座参加人数2,096人 【課題】 特になし	A 継続	【再掲】 各種出前講座を通して、市民のコミュニティ活動を支援していく。	A 継続	【再掲】 各種出前講座を通して、市民のコミュニティ活動を支援していく。	生涯学習課
1	(5) 家庭・地域の教育力の向上	①家庭教育の推進	本とのふれあい	1歳児健康診査時に読み聞かせと絵本のプレゼント、3歳児健康診査時に図書館で使える引換券の配付を実施することで、読書を通じ親と子がコミュニケーションを育む機会を提供します。	幼児期・子育て当事者	【実施状況】 ・ブックスタート事業 年12回 242人 ボランティア 3人 ボランティアの参加を再開。親子へ個別に読み聞かせや説明を実施し、絵本のプレゼントを行った。 ・しらかわ子育てウェルカムブック 年12回 314人へ読み聞かせと絵本引換券配付 図書館への来館は144人 健診会場では図書館資料の展示も行った。 【課題】 しらかわ子育てウェルカムブックの図書館での絵本の引換実績が対象者の約半数に留まっている。	A 継続	・ブックスタート事業（1歳児健康診査時） 読み聞かせと絵本のプレゼント ・しらかわ子育てウェルカムブック（3歳児健康診査受診者対象） 3歳児健康診査で読み聞かせと絵本引換券の配付、図書館来館時に引換券を持参すると絵本プレゼント	A 継続	・ブックスタート事業（1歳児健康診査時） 読み聞かせと絵本のプレゼント ・しらかわ子育てウェルカムブック（3歳児健康診査受診者対象） 3歳児健康診査で読み聞かせと絵本引換券の配付、図書館来館時に引換券を持参すると絵本とオリジナルバッグプレゼントする。令和7年度は絵本の引換が、約半数となっているため、引き続き引換券を配付した家庭へはたきかけ、図書館への来館を促す。	図書館

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
1	(5) 家庭・地域の教育力の向上	①家庭教育の推進	マタニティコンサートの開催	妊娠した女性たちに心身ともにリラックスする機会を提供するため、コミネスを会場に妊婦とこどもを対象としたマタニティコンサートを実施します。	妊娠期・乳幼児期・子育て当事者	【実施状況】 ・マタニティ&コンサート「木管アンサンブル～魔法の笛吹き～」(5/12) 入場者数 98人 【課題】 妊産婦やこどもを持つ親への周知が行き届かない。(毎年、イベントについて知らなかったという声が届く)	A 継続	■マタニティ&コンサート「木管アンサンブル～魔法の笛吹き～」(5/12) ・0歳児から参加できる、クラシックコンサート。フルートアンサンブル「Le Vent Fantome」による、ラシック曲の名曲から映画音楽などバラエティーに富んだプログラム。	A 継続	・マタニティ&ファミリーコンサート(5/11) 現在の周知方法については ・SNSでの配信 ・市内の関係箇所(小児科、産婦人科、子供が集まる施設等)に案内を配布しているが、市民課の窓口で母子手帳を渡す時に案内を一緒に配布してもらうことも検討する。	文化振興課
1	(5) 家庭・地域の教育力の向上	①家庭教育の推進	子育て支援・地域活動事業	市内の認可保育園12園で毎月1～2回、保育園を開放し、未就園親子を中心にふれあい遊びや育児相談を行います。	幼児期・子育て当事者	【実施状況】 市内11園にて実施 延べ利用人数 289名 (さくら2名、わかば4名、おもてごう0名、たいしん5名、ひがし16名、丘の上98名、白河50名、みのり10名、ぼだい樹51名、西こども園53名、さくらの木0名) 【課題】 特になし	A 継続	市内の認可保育園等12園で毎月1～2回、保育園を開放し、未就園親子を中心にふれあい遊びや育児相談を行う。	A 継続	市内の認可保育園等12園で毎月1～2回、保育園を開放し、未就園親子を中心にふれあい遊びや育児相談を行う。	こども育成課
1	(5) 家庭・地域の教育力の向上	②青少年健全育成支援事業	子ども会育成支援事業	「全国子ども会安全共済会」の保険加入手続きや青少年育成関係事業の情報提供を行います。	幼児期・学童期・子育て当事者	【実施状況】 ウェブサイトから「全国子ども安全共済会」の保険加入手続きが可能となり事務軽減を図った。 【課題】 特になし	A 継続	「全国子ども会安全共済会」の保険加入手続きは、ウェブサイトから申し込みが可能となり、事務の軽減を図る。青少年育成関係事務の情報提供については、引き続き行う。	A 継続	「全国子ども会安全共済会」の保険加入手続きは、ウェブサイトから申し込みが可能となり、事務の軽減を図る。青少年育成関係事務の情報提供については、引き続き行う。	生涯学習課
1	(5) 家庭・地域の教育力の向上	②青少年健全育成市民会議への支援	青少年健全育成市民会議の支援	白河市青少年健全育成市民会議が行う「青少年健全育成推進大会」や、各地域の市民会議に対し、必要な支援を行います。	学童期・思春期	【実施状況】 令和7年7月7日(月)コミネス大ホールにて開催。 市内中学2年生を対象に舞台芸術鑑賞及び「少年の主張」発表を実施した。また、青少年健全育成に功績のあった功労者の表彰を実施した。 【課題】 特になし	A 継続	市内中学2年生を対象に舞台芸術鑑賞及び「少年の主張」発表を実施した。また、青少年健全育成に功績のあった功労者の表彰を実施する。	A 継続	市内中学2年生を対象に舞台芸術鑑賞及び「少年の主張」発表を実施した。また、青少年健全育成に功績のあった功労者の表彰を実施する。	生涯学習課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
1	(5) 家庭・地域の教育力の向上	②青少年健全育成支援活動の推進	白河市少年センター事業	少年補導員による地域の実情を踏まえた補導活動や育成環境の浄化活動等のほか、関係機関と連携しながら、青少年の非行防止と健全な育成を図ります。	学童期・思春期	【実施状況】 ・少年補導員41人 ・活動日数38日 ・活動回数56回 ・活動従事者数169人 【課題】 少年補導員の高齢化や、子どもの遊び場が屋外から屋内(ネット空間等)へ移行している変化を踏まえ、従来の巡回型補導の在り方を見直し、より効果的な活動形態へシフトしていくことが課題である。	A 継続	問題少年の早期発見及び早期補導を行う。	A 継続	補導活動は市内イベント開催時へ重点化する。	生涯学習課
1	(5) 家庭・地域の教育力の向上	②青少年健全育成支援活動の推進	白河市少年補導員連絡協議会への支援	市主催の少年補導員研修会を実施するほか、福島県少年センター連絡協議会研修会へ参加する等、少年補導員の資質向上を図るための支援を行います。	学童期・思春期	【実施状況】 令和7年10月7日(火)南相馬市で開催された福島県少年センター連絡協議会補導員研修会に市協議会として6名出席した。 令和8年2月18日(水)白河市少年補導員連絡協議会研修会を開催した。 【課題】 特になし	A 継続	市主催の補導員研修会を実施する。また、福島県少年センター連絡協議会研修会へ参加する。	A 継続	市主催の補導員研修会を実施する。また、福島県少年センター連絡協議会研修会へ参加する。	生涯学習課
1	(6) こども・若者の意見表明の機会の充実	①こども・若者の意見表明の機会の充実	「仁のつどい」の開催	各小中学校から代表生徒が集まり、小学生は思いやりに関わる本の紹介や感想の発表、中学生は各校におけるいじめ防止の取り組みの発表やいじめ問題についての話し合いを行います。	学童期・思春期	【実施状況】 各小中学校から代表生徒を集め、小学生は思いやりに関わる本の紹介や感想の発表、中学生は各校におけるいじめ防止の取り組みの発表やいじめ問題についての話し合いを行った。 【課題】 特になし	A 継続	各小中学校から代表生徒を集め、小学生は思いやりに関わる本の紹介や感想の発表、中学生は各校におけるいじめ防止の取り組みの発表やいじめ問題についての話し合いを行う。	A 継続	各小中学校から代表生徒を集め、小学生は思いやりに関わる本の紹介や感想の発表、中学生は各校におけるいじめ防止の取り組みの発表やいじめ問題についての話し合いを行う。	学校教育課

1.未来へつながる こども・若者が主役のまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
1	(6)こども・若者の意見表明の機会の充実	①こども・若者の意見表明の機会の充実	市長と語る「未来フォーラム」の開催	市長や市職員が各中学校を訪問し、生徒たちと白河の未来に向けた意見交換を行います。市長や市職員との対話を通じて、中学生が将来を担うひとりとしての自覚を高めるとともに、郷土愛の醸成を図ります。	学童期・思春期	【実施状況】 中学校7校で「未来フォーラム」を実施し、白河市の現状や未来について、市長と意見を交換することができた。 【課題】 郷土愛の醸成という点で、子ども達が郷土や白河の良さに目を向けられるよう工夫が必要。	A 継続	各中学校で、白河市行動計画にある「まちづくりの理念」をもとに、パネルディスカッションや懇談を行う。中学生の提案について、市長や市職員と話し合ったり講話を聞いた入りして、ふるさと白河に対する郷土愛を育む。	A 継続	各中学校で、白河市行動計画にある「まちづくりの理念」をもとに、パネルディスカッションや懇談を行う。中学生の提案について、市長と話し合ったり講話を聞いた入りして、ふるさと白河に対する郷土愛を育む。	学校教育課
1	(6)こども・若者の意見表明の機会の充実	②こども・若者の声を生かしたまちづくりの推進	こどもの声を生かしたまちづくりの推進	こども・若者の意見や要望をまちづくりに反映するため、企画や意見の発表の場を提供する環境づくりに努めます。	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 こども・若者の意見や要望をまちづくりに反映するため、企画や意見の発表の場を提供する環境づくりに努める。 【課題】 様々な機会を通じて、広く市民へ周知するとともに、意見を反映できるようにしていく必要がある。	A 継続	こども・若者の意見や要望をまちづくりに反映するため、企画や意見の発表の場を提供する環境づくりに努める。	A 継続	こども・若者の意見や要望をまちづくりに反映するため、企画や意見の発表の場を提供する環境づくりに努める。	関係各課

2.こどもと子育て家庭が健やかに明るく育つまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況		指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度		
2	(1) 親子の健康の確保	①母子保健の推進(妊娠期)	母子健康手帳の交付	妊娠、出産、こどもの成長記録として活用できるよう、妊娠届時に母子健康手帳を交付します。交付時に母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、こども医療費助成制度及び児童手当の手続きの説明を行います。	子育て当事者(妊娠期)	【課題】 248人 【課題】 特になし	A 継続	妊娠、出産、こどもの成長記録として活用できるよう、妊娠届時に母子健康手帳を交付します。交付時に母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、こども医療費助成制度及び児童手当の手続きの説明を行う。	A 継続	妊娠、出産、こどもの成長記録として活用できるよう、妊娠届時に母子健康手帳を交付します。交付時に母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、こども医療費助成制度及び児童手当の手続きの説明を行う。	こども支援課	
2	(1) 親子の健康の確保	①母子保健の推進(妊娠期)	父子健康手帳の交付	父親の育児参加を促すため、育児に関する基本情報やこどもの心と体の発達等が記載されている『イクメンビギナー必携ノート』を第1子の父親に対して、母子健康手帳とあわせて交付します。	子育て当事者(妊娠期)	【実施状況】 137人 【課題】 特になし	A 継続	父親の育児参加を促すため、育児に関する基本情報やこどもの心と体の発達等が記載されている『イクメンビギナー必携ノート』を第1子の父親に対して、母子健康手帳とあわせて交付する。	A 継続	父親の育児参加を促すため、育児に関する基本情報やこどもの心と体の発達等が記載されている『イクメンビギナー必携ノート』を第1子の父親に対して、母子健康手帳とあわせて交付します。	こども支援課	
2	(1) 親子の健康の確保	①母子保健の推進(妊娠期)	プレコンセプションケア	婚姻届を提出した夫婦で将来妊娠を希望する女性と、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた妊婦に対して葉酸摂取に関するリーフレットを配付し周知啓発を行います。 ※プレコンセプションケア 将来の妊娠を考え、妊娠前から女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合い、健康づくりに取り組むこと。 (プレ=～の前に / コンセプション=妊娠、受胎) ※葉酸(ようさん) ビタミンB群の栄養素で、妊娠初期に「神経管」(脳や脊髄のもと)が正常に形成されるために欠かせないビタミン。また、「造血ビタミン」とも呼ばれ、妊娠期の貧血や高血圧症候群の予防にも効果がある。	青年期・子育て当事者(妊娠期)	【実施状況】 二十歳の集いの対象者 441人 妊娠届提出者 248人 【課題】 プレコンセプションケアの認知度が低い	C 新規	二十歳の集いの対象となる男女へ「ふくしまプレコン」のホームページを案内し、情報を発信する。また、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた妊婦に対して葉酸摂取に関するリーフレットを配付し周知啓発を行う。	A 継続	二十歳の集いの対象となる男女へ「ふくしまプレコン」のホームページを案内し、情報を発信する。また、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた妊婦に対して葉酸摂取に関するリーフレットを配付し周知啓発を行う。 市のホームページや各種講座など、あらゆる機会を捉え、継続した普及啓発をする。 プレコンサポーターの養成や活用についても検討していく。	こども支援課	
2	(1) 親子の健康の確保	①母子保健の推進(妊娠期)	妊産婦健康診査	妊娠、出産後の母体の健康状態を診査するため、妊娠中15回、産後2回分の受診票を母子健康手帳交付時に配付します。また、里帰り出産など県外で妊産婦健康診査を受ける場合の費用も助成します。	子育て当事者(妊娠期・乳児期)	【実施状況】 妊婦 358人 延べ 2,911回 産婦 212人 延べ 409回 【課題】 特になし	A 継続	妊娠、出産後の母体の健康状態を診査するため、妊娠中15回、産後2回分の受診票を母子健康手帳交付時に配付します。また、里帰り出産など県外で妊産婦健康診査を受ける場合の費用も助成する。	A 継続	妊娠、出産後の母体の健康状態を診査するため、妊娠中15回、産後2回分の受診票を母子健康手帳交付時に配付します。また、里帰り出産など県外で妊産婦健康診査を受ける場合の費用も助成する。	こども支援課	

2.こどもと子育て家庭が健やかに明るく育つまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況		指 針			担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
2	(1) 親子の健康の確保	①母子保健の推進(妊娠期)	妊婦にやさしい遠方出産支援助成事業	遠方の分娩施設(出産を扱う病院や診療所、助産所)で出産する妊婦に、出産時の交通費や宿泊費の一部を助成します。	子育て当事者(妊娠期・出産時)	【実施状況】 交通費 19人 宿泊費 1人 【課題】 特になし	C 新規	遠方の分娩施設(出産を扱う病院や診療所、助産所)で出産する妊婦に、妊婦健診および出産時の交通費や宿泊費の一部を助成する。	A 継続	遠方の分娩施設(出産を扱う病院や診療所、助産所)で出産する妊婦に、妊婦健診および出産時の交通費や宿泊費の一部を助成する。	こども支援課
2	(1) 親子の健康の確保	①母子保健の推進(妊娠期)	妊産婦訪問指導	妊娠・出産・育児に不安のある妊産婦の家庭を訪問し、保健師、栄養士が様々な相談に応じます。	子育て当事者(妊娠期・乳幼児期)	【実施状況】 妊婦 23人(延べ) 産婦 289人(延べ) 【課題】 外国人(日本語の理解が不十分であるケース)への対応 記録に時間がかかる	A 継続	妊娠・出産・育児に不安のある妊産婦の家庭を訪問し、保健師、管理栄養士等が様々な相談に応じる。	A 継続	妊娠・出産・育児に不安のある妊産婦の家庭を訪問し、保健師、管理栄養士等が様々な相談に応じる。 企画調整課と連携し、多文化共生の取組みを検討する。 記録のデジタル化の検討をする。	こども支援課
2	(1) 親子の健康の確保	①母子保健の推進(妊娠期)	Pre-ママパパ教室	夫婦、ママ・パパ単独、パートナー同士を対象に、妊娠初期から産後までの過ごし方や育児技術について助産師などから学ぶ教室を開催します。	子育て当事者(妊娠期・乳幼児期)	【実施状況】 6回 妊婦 37人 パートナー 32人 【課題】 特になし	A 継続	夫婦、ママ・パパ単独、パートナー同士を対象に、妊娠初期から産後までの過ごし方や育児技術、赤ちゃんとの関わり方などについて助産師などから学ぶ教室を開催する。	A 継続	夫婦、ママ・パパ単独、パートナー同士を対象に、妊娠初期から産後までの過ごし方や育児技術、赤ちゃんとの関わり方などについて助産師などから学ぶ教室を開催する。	こども支援課
2	(1) 親子の健康の確保	①母子保健の推進(妊娠期)	不妊治療費助成事業	こどもを持つ・持たないは夫婦の価値観に委ねられるものですが、こどもを希望する夫婦がこどもを持てるよう、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院に対する助成を行います。	青年期	【実施状況】 助成件数 12件 【課題】 特になし	A 継続	不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院に対する助成を行う。	A 継続	不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院に対する助成を行う。	こども支援課
2	(1) 親子の健康の確保	②母子保健の推進(新生児～乳幼児期)	低出生体重児の届け出	体重が2,500グラム未満の乳児(低体重児)を出生した場合、母子保健法に基づき、保護者による「低体重児出生届」の提出が必要です。生活環境や病気の予防など配慮が必要となるため、個々の状況に応じた必要な支援を行います。	新生児期・子育て当事者	【実施状況】 20件 【課題】 特になし	A 継続	保護者による「低体重児出生届」の提出を受け、生活環境や病気の予防など、個々の状況に応じた必要な支援を行う。	A 継続	保護者による「低体重児出生届」の提出を受け、生活環境や病気の予防など、個々の状況に応じた必要な支援を行う	こども支援課

2.こどもと子育て家庭が健やかに明るく育つまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況		指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度		
2	(1) 親子の健康の確保	②母子保健の推進(新生児～乳幼児期)	未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なまま出生し、入院養育を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受けた場合に、その治療に要する医療費の一部を給付します。	子育て当事者(新生児期・乳児期)	【実施状況】 8件(延べ) 【課題】 特になし(PMH連携)	A 継続	身体の発育が未熟なまま出生し、入院養育を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受けた場合に、その治療に要する医療費の一部を給付する。	A 継続	身体の発育が未熟なまま出生し、入院養育を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受けた場合に、その治療に要する医療費の一部を給付する。	こども支援課	
2	(1) 親子の健康の確保	②母子保健の推進(新生児～乳幼児期)	新生児聴覚検査	耳のきこえの障害は乳幼児のことばと心の成長に大きくかわることから、聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、検査にかかる費用を助成します。	新生児期	【実施状況】 検査 219人 【課題】 特になし	A 継続	聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、検査にかかる費用を助成する。	A 継続	聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、検査にかかる費用を助成する。	こども支援課	
2	(1) 親子の健康の確保	②母子保健の推進(新生児～乳幼児期)	乳児全戸訪問(こにちは赤ちゃん訪問)事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。	子育て当事者(乳児期)	【実施状況】 訪問件数 220人 【課題】 外国人(日本語の理解が不十分であるケース)への対応 記録に時間がかかる	A 継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う。	A 継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う。 企画調整課と連携し、多文化共生の取組みを検討する。 記録のデジタル化の検討をする。	こども支援課	
2	(1) 親子の健康の確保	②母子保健の推進(新生児～乳幼児期)	乳幼児健康診査	乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、1か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び1歳児、2歳児歯科健康診査を行います。 継続的に支援を要することをも把握し、受診後に適切なフォローを行います。また、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧めます。	乳幼児期	【実施状況】 受診者数 1か月児 231人 4か月児 248人 1歳児 267人 1歳6か月児 297人 2歳児 264人 3歳児 344人 【課題】 特になし	A 継続	乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、1か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び1歳児、2歳児歯科健康診査を行う。 継続的に支援を要することをも把握し、受診後に適切なフォローを行う。 また、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧める。	A 継続	乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、1か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び1歳児、2歳児歯科健康診査を行う。 継続的に支援を要することをも把握し、受診後に適切なフォローを行う。 また、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧める。	こども支援課	

2.こどもと子育て家庭が健やかに明るく育つまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
2	(1) 親子の健康の確保	②母子保健の推進(新生児～乳幼児期)	乳幼児家庭訪問	育児に不安がある親や各種健康診査、相談後に継続支援が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問指導を行います。乳幼児健康診査の未受診児の親等に対して健康診査の必要性を説明し、受診につなげます。	子育て当事者(乳幼児期)	【実施状況】 延べ件数 妊娠婦 312人 乳児 91人 幼児 192人 【課題】 外国人(日本語の理解が不十分であるケース)への対応 記録に時間がかかる	A 継続	育児に不安がある親や各種健康診査、相談後に継続支援が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問指導を行う。乳幼児健康診査の未受診児の親等に対して健康診査の必要性を説明し、受診につなげる。	A 継続	育児に不安がある親や各種健康診査、相談後に継続支援が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問指導を行う。乳幼児健康診査の未受診児の親等に対して健康診査の必要性を説明し、受診につなげる。 企画調整課と連携し、多文化共生の取組みを検討する。 記録のデジタル化の検討をする。	こども支援課
2	(1) 親子の健康の確保	②母子保健の推進(新生児～乳幼児期)	予防接種事業	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施します。定期予防接種に加え、おたふくかぜ、インフルエンザ(生後6ヶ月～中学3年生、妊婦)、妊娠を希望する方やその夫を対象に風しん予防接種の費用を助成します。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者(妊娠期)	【実施状況】 三種混合 1名 四種混合 68名 二種混合 417名 五種混合 940名 ポリオ単独(IPV) 1名 日本脳炎 1,359名 Hib感染症 30名 小児用肺炎球菌感染症 980名 子宮頸がん 299名 水痘 505名 麻しん風しん混合 594名 BCG 241名 B型肝炎 714名 ロタウイルス 572名 【課題】 特になし	A 継続	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施します。定期予防接種に加え、おたふくかぜ、インフルエンザ(生後6ヶ月～中学生3年生、妊婦)、妊娠を希望する方やその夫を対象に風しん予防接種の費用を助成する。	A 継続	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施します。定期予防接種に加え、おたふくかぜ、インフルエンザ(生後6ヶ月～中学生3年生、妊婦)妊娠を希望する方やその夫を対象に風しん予防接種の費用を助成する。また、妊婦に対し、妊娠中にRSウイルスワクチンを接種することで、胎盤を通じて赤ちゃんに抗体が移行し、RSウイルス感染症の重症化を防ぐ予防接種を実施します。	健康増進課

2.こどもと子育て家庭が健やかに明るく育つまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
2	(1) 親子の健康の確保	②母子保健の推進(新生児～乳幼児期)	口腔の健康管理【再掲】	フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業や歯科衛生士の活用を図り、口腔の健康管理に理解を深め実践につなげます。	幼児期・学童期・思春期	【再掲】 フッ化物洗口実績校 ・小学校 13校 ・中学校 7校 ・幼稚園 9園 ・保育園 4園 ・認定こども園 4園 フッ化物歯面塗布 ・1歳児健診 254人 ・1歳6か月児健診 230人 ・2歳児健診 253人 ・3歳児健診 279人 ・医療機関 76人 幼児歯科指導 ・幼稚園 9園 357人 ・保育園 4園 115人 ・認定こども園 4園 93人 【課題】 特になし	A 継続	【再掲】 小中学校においては、継続的にフッ化物洗口を実施するとともに、養護教諭や歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、う歯予防につなげる。 フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口事業の実施、さらには歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、実践につなげる。	A 継続	【再掲】 小中学校においては、継続的にフッ化物洗口を実施するとともに、養護教諭や歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、う歯予防につなげる。 フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口事業の実施、さらには歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、実践につなげる。	令和7年度 こども支援課 こども育成課 学校教育課 令和8年度 こども支援課 学校教育課
2	(1) 親子の健康の確保	②母子保健の推進(新生児～乳幼児期)	こどもの健康づくり行事予定表の作成	市民にわかりやすく母子保健事業関係の情報提供を行うため、母子保健事業の年間計画などを掲載した「こどもの健康づくり行事予定表」を作成し、配付します。	乳幼児期・子育て当事者	【実施状況】 健診対象者に「こどもの健康づくり行事予定表」のQRコードをはがきで送付 839件 【課題】 特になし	A 継続	市民にわかりやすく母子保健事業関係の情報提供を行うため、母子保健事業の年間計画などを掲載した「こどもの健康づくり行事予定表」を作成し、配付する。	A 継続	市民にわかりやすく母子保健事業関係の情報提供を行うため、母子保健事業の年間計画などを掲載した「こどもの健康づくり行事予定表」を作成し、ホームページ等でお知らせする。	こども支援課
2	(2) 養育支援と発達支援の推進	①育児・養育支援の推進	白河っ子応援センター「ぽっかぽか」	妊娠期も含めた子育てに必要な情報を、市ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供すると同時に、保健師等の専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行います。	子育て当事者(妊娠期・乳幼児期)	【実施状況】 妊娠期も含めた子育てに必要な情報を、市ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供すると同時に、保健師等の専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行った。 【課題】 特になし	A 継続	妊娠期も含めた子育てに必要な情報を、市ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供すると同時に、保健師等の専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行う。	A 継続	妊娠期も含めた子育てに必要な情報を、市ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供すると同時に、保健師等の専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行う。	こども支援課

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況		指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度		
2	(2) 養育支援と発達支援の推進	①育児・養育支援の推進	子育てスキルアップ事業	子育てに大切な基本的な生活リズムや愛着形成の促進、メディアコントロールについての意識の醸成を図るため、母子手帳交付時や乳幼児健康診査時での助言や集団指導、子育て教室での保護者向け講話を実施します。	子育て当事者(乳幼児期)	【実施状況】 わくわく子育て教室 動画配信 56人 健診時集団教育 60回 1,306人 Baby Happy Room はいはい 12回 61組 143人 とことこ 12回 38組 110人 【課題】 わくわく子育て教室動画配信の再生回数が伸びない。	A 継続	子育てに大切な基本的な生活リズムや愛着形成の促進、メディアコントロールについての意識の醸成を図るため、母子手帳交付時や乳幼児健康診査時での助言や集団指導、子育て教室での保護者向け講話を実施する。	A 継続	育てに大切な基本的な生活リズムや愛着形成の促進、メディアコントロールについての意識の醸成を図るため、母子手帳交付時や乳幼児健康診査時での助言や集団指導、子育て教室での保護者向け講話を実施する。 わくわく子育て教室動画配信についてLINEで周知する。	こども支援課	
2	(2) 養育支援と発達支援の推進	①育児・養育支援の推進	産後ケア事業	産後ケアを必要とする産後1年以内の母子に対し、産後ケアサービス(宿泊ケア・日帰りケア)を提供することにより、産後のお母さんの疲労回復や、育児に関する様々な不安や悩みの解消に努めます。	子育て当事者(乳幼児期)	【実施状況】 日帰りケア 23件 宿泊ケア 9件 【課題】 利用申込から利用日までは数日必要になる(申請受理後、本人及び施設に通知を送付するため、急遽利用したい場合の対応が難しい。 第2子以降の利用の場合、上の子の預け先の確保が難しい。	A 継続	産後ケアを必要とする産後1年以内の母子に対し、産後ケアサービス(宿泊ケア・日帰りケア)を提供することにより、産後のお母さんの疲労回復や、育児に関する様々な不安や悩みの解消に努める。	A 継続	産後ケアを必要とする産後1年以内の母子に対し、産後ケアサービス(宿泊ケア・日帰りケア)を提供することにより、産後のお母さんの疲労回復や、育児に関する様々な不安や悩みの解消に努める。 急遽利用希望の対応について、他の市町村の対応を参考にしながら検討する。	こども支援課	
2	(2) 養育支援と発達支援の推進	①育児・養育支援の推進	養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業実施後に、継続的な支援が必要な家庭を訪問し、相談、助言、指導を行います。	子育て当事者(乳幼児期)	【実施状況】 24世帯 94回 【課題】 外国人(日本語の理解が不十分であるケース)への対応 記録に時間がかかる	A 継続	こんにちは赤ちゃん訪問事業実施後に、継続的な支援が必要な家庭を訪問し、相談、助言、指導を行う。	A 継続	こんにちは赤ちゃん訪問事業実施後に、継続的な支援が必要な家庭を訪問し、相談、助言、指導を行う。 企画調整課と連携し、多文化共生の取り組みを検討する。 記録のデジタル化の検討をする。	こども支援課	
2	(2) 養育支援と発達支援の推進	①育児・養育支援の推進	育児支援事業	育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援します。	子育て当事者(乳幼児期)	【実施状況】 離乳食相談会 14回 21人 【課題】 特になし	A 継続	育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援する。	A 継続	育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援する。	こども支援課	

2.こどもと子育て家庭が健やかに明るく育つまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
2	(2) 養育支援と発達支援の推進	①育児・養育支援の推進	子育てサロン推進事業	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成します。	子育て当事者(乳幼児期)	【実施状況】 子育てサロン 3団体 【課題】 特になし	A 継続	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成する。	A 継続	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成する。	こども支援課
2	(2) 養育支援と発達支援の推進	②発育・発達支援の充実	白河っ子応援事業	幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、年中児(4～5歳)を対象にすこやか相談会やフォローアップを実施します。	幼児・子育て当事者	【実施状況】 ・すこやか相談会 回数:33回 実施児童数:274名 ・フォローアップ訪問 回数:21回 実施児童数:201名(年中児・年長児のフォローアップ児・経過観察児) ・健診事後訪問 回数:37回 実施児童数:延200人 ・発達障害児支援に関する研修会 回数:6回 人数:21名 ・白河っ子応援事業連携会議(支援課・育成課・教育委員会の関係者との連携会議) 回数:1回 人数:6名 ・小学校見学同行支援 延7人 【課題】 課題なし	A 継続	幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、年中児(4～5歳)を対象にすこやか相談会やフォローアップを実施する。保護者にも参加していただき、子どもの遊びの様子を共有した後、臨床心理士言語聴覚士・保健師・相談員による個別の相談会を実施する。	A 継続	幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、年中児(4～5歳)を対象にすこやか相談会やフォローアップ訪問を実施する。保護者にも参加していただき、子どもの遊びの様子を共有した後、臨床心理士言語聴覚士・保健師・相談員等による個別の相談会を実施する。	こども育成課

2.こどもと子育て家庭が健やかに明るく育つまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況		指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度		取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
2	(2) 養育 支援 と発 達支 援の 推進	②発 育・ 発達 支援 の充 実	発達支援 事業	発達の遅れ等の可能性がある乳幼児を 対象に、発達支援教室の開催や、臨床心 理士・言語聴覚士による相談、医師によ る発達相談会を開催します。 また、各健康診査の結果、事後確認が必 要な幼児に対しては幼稚園・保育園・認 定こども園を訪問しフォローを行いま す。	乳幼児 期	【実施状況】 のびのび教室 60回 244人(延人 数) 心理相談 24回 62人 言葉の相談 12回 42人 発達相談 12回 30人 健診事後訪問 37回 200人 【課題】 特になし	A 継続	発達の遅れ等の可能性がある乳幼児 を対象に、発達支援教室の開催や、臨 床心理士・言語聴覚士による相談、医 師による発達相談会を開催う。 また、各健康診査の結果、事後確認が 必要な幼児に対しては幼稚園・保育 園・認定こども園を訪問しフォローを 行う。	A 継続	発達の遅れ等の可能性がある乳幼児 を対象に、発達支援教室の開催や、臨 床心理士・言語聴覚士による相談、医 師による発達相談会を開催う。 また、各健康診査の結果、事後確認が 必要な幼児に対しては幼稚園・保育 園・認定こども園を訪問しフォローを 行う。	こども支援課	
2	(3) 食育 の推 進		保育園給 食の充実	園児が楽しく食事をとれるよう献立を工 夫するとともに、食の習慣、知識を学ぶ 食育指導や食生活アンケートを基にした おたよりを作成し、園児の健全な発育と 教育的な役割を持つ保育園給食の充実 を図ります。	幼児期	【実施状況】 食生活アンケートを実施。 集計データを基におたよりを作成し、各 家庭へ配布。 【課題】 特になし	A 継続	園児が楽しく食事をとれるよう献立を 工夫するとともに、食の習慣、知識を 学ぶ食育指導や食生活アンケートを基 にしたおたよりを作成し、園児の健全 な発育と教育的な役割を持つ保育園 給食の充実を図る。	A 継続	園児が楽しく食事をとれるよう献立を 工夫するとともに、食の習慣、知識を 学ぶ食育指導や食生活アンケートを基 にしたおたよりを作成し、園児の健全 な発育と教育的な役割を持つ保育園 給食の充実を図る。	令和7年度 こども育成課 令和8年度 こども支援課	
2	(3) 食育 の推 進		学校給食 の充実	適切な栄養の摂取による健康の保持増 進と体格・運動能力の向上、生涯を通じ て健康な生活を送るために、こどもの頃 から体によい食べ物を選ぶ力を育て、食 事について正しい理解と望ましい食習慣 を養えるよう、栄養バランスのとれた多 彩な給食を提供します。	学童 期・思 春期	【実施状況】 ・食育メニューや行事食、郷土食等を取り 入れた給食を 提供した。 ・市内統一の減塩献立を6月と1月に実 施した。 ・予算の範囲内で地場産物を活用した給 食を提供した。 【課題】 給食食材価格の高騰が続いているため、 限られた給食費の中で地場産物の活用 に積極的に取り組むことが難しい。	A 継続	・食育メニューや行事食、郷土食等を 取り入れた給食を 提供する。 ・市内統一の減塩献立を6月と1月に 実施する。 ・地場産物を活用した給食を提供す る。	A 継続	・食育メニューや行事食、郷土食等を 取り入れた給食を 提供する。 ・市内統一の減塩献立を6月と1月に 実施する。 ・予算の範囲内で、できる限り地場産 物を活用した給食を提供する。	健康給食推進室	

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
2	(3) 食育 の推 進		食育事業 の推進 【再掲】	「白河市食育推進計画」に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめとした家庭での食育の推進を図ります。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【再掲】 【実施状況】 乳幼児健康診査 ・4か月児健診 223人 ・1歳児健診 267人 ・1歳6か月児健診 239人 ・2歳児健診 264人 ・3歳児健診 315人 幼稚園・保育園・認定後ども園での食育指導 回数 16回 受講者 685人 ・減塩教育6回実施 うち、医師による教育3回 保健師、栄養士による教育3回 ・小学6年生で実施している尿中塩分摂取推定量の測定結果に「へる塩健康応援店の紹介」チラシ及び減塩に関するリーフレットを同封した。 <白河市食生活改善推進協議会> ・毎月19日の食育の日の街頭活動では、親子連れ等の買い物客へ、バランスの良い食事、減塩、野菜の大切さを伝えた。また、350gの野菜の計量を体験し、食を通じた健康づくり活動を実施した。(6回実施) 食生活アンケートを実施。 集計データを基におたよりを作成し、各家庭へ配布。 【課題】 特になし	A 継続	【再掲】 乳幼児健康診査時に保健指導・栄養指導を実施する。 小学6年生を対象に尿中塩分摂取推定量の測定及び希望する小学校に医師または保健師・管理栄養士による減塩教育を実施するとともに、小学生に「へる塩健康応援店の紹介」チラシや減塩に関するパンフレットを配付し、こどもを通じて保護者へ減塩の普及啓発を図る。また、食生活改善推進協議会では、毎月19日の「食育の日」に街頭活動を実施し、バランスの良い食事や減塩、野菜摂取の大切さなどを食を通じた健康づくり活動を推進する。 「白河市食育推進計画」に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめとした家庭での食育の推進を図る。 献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を園及び保護者に周知する。 小中学校においては、食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を深め、自ら健康な食生活しようとする実践力と、食に関わる人々に対する感謝の心を養う。各学校の食に関する全体計画に基づき、食育の授業、個別指導を実施する。 献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図る。食生活に関するアンケートを実施し、結果を学校・保護者に周知する。	A 継続	【再掲】 第4次白河市食育推進計画(令和9年度～令和13年度)を策定する。 乳幼児健康診査時に保健指導・栄養指導を実施する。 小学6年生を対象に尿中塩分摂取推定量の測定及び希望する小学校に医師または保健師・管理栄養士による減塩教育を実施するとともに、小学生に「へる塩健康応援店の紹介」チラシや減塩に関するパンフレットを配付し、こどもを通じて保護者へ減塩の普及啓発を図る。また、食生活改善推進協議会では、毎月19日の「食育の日」に街頭活動を実施し、バランスの良い食事や減塩、野菜摂取の大切さなどを食を通じた健康づくり活動を推進する。 「白河市食育推進計画」に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめとした家庭での食育の推進を図る。 献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を園及び保護者に周知する。 小中学校においては、食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を深め、自ら健康な食生活しようとする実践力と、食に関わる人々に対する感謝の心を養う。各学校の食に関する全体計画に基づき、食育の授業、個別指導を実施する。 献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図る。食生活に関するアンケートを実施し、結果を学校・保護者に周知する。	令和7年度 こども支援課 健康増進課 こども育成課 学校教育課 健康給食推進室 令和8年度 こども支援課 健康増進課 学校教育課 健康給食推進室

2.こどもと子育て家庭が健やかに明るく育つまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
2	(4) 思春 期保 健の 推進		「いのちの 教育事業」 の充実	小中学校における「性に関する指導計画」に基づき、助産師や臨床心理士の協力による授業など発達段階に応じた指導を工夫し、自分自身と相手を大切にすることの重要性を理解させるとともに、自他の性を認め相互に尊重し合う心情を養います。	学童 期・思 春期	【実施状況】 全小・中学校で養護教諭が推進者となり、計画的に実施した。 助産師による教育 小学校 19回 574人 中学校 16回 900人 臨床指導士による教育 小学校 4回 161人 中学校 2回 265人 【課題】 特になし	A 継続	小中学校における「性に関する指導計画」に基づき、助産師や臨床心理士の協力による授業など発達段階に応じた指導を工夫し、自分自身と相手を大切にすることの重要性を理解させるとともに、自他の性を認め相互に尊重し合う心情を養います。	A 継続	小中学校における「性に関する指導計画」に基づき、助産師や臨床心理士の協力による授業など発達段階に応じた指導を工夫し、自分自身と相手を大切にすることの重要性を理解させるとともに、自他の性を認め相互に尊重し合う心情を養う。	学校教育課 こども支援課
2	(4) 思春 期保 健の 推進		たばこが 健康に及 ぼす影響 について の教育の 推進	小中学校における「学校保健全体計画」に基づき、たばこが喫煙者とその周囲の健康に害を及ぼすことについて理解が深まるよう指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てます。	学童 期・思 春期	【実施状況】 全小・中学校で養護教諭が推進者となり、計画的に実施した。 【課題】 特になし	A 継続	各小中学校の「学校保健全体計画」に基づき、発達段階に応じながら、たばこが喫煙者とその周囲の健康に害を及ぼすことについて理解が深まるよう指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てる。	A 継続	各小中学校の「学校保健全体計画」に基づき、発達段階に応じながら、たばこが喫煙者とその周囲の健康に害を及ぼすことについて理解が深まるよう指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てる。	学校教育課
2	(4) 思春 期保 健の 推進		アルコー ルが健康 に及ぼす 影響につ いての教 育の推進	小中学校における「学校保健全体計画」に基づき、アルコールの摂取が心身の健康に害を及ぼすことについて理解が深まるよう指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てます。	学童 期・思 春期	【実施状況】 全小・中学校で養護教諭が推進者となり、計画的に実施した。 【課題】 特になし	A 継続	各小中学校の「学校保健全体計画」に基づき、発達段階に応じながら、アルコールの摂取が心身の健康に害を及ぼすことについて理解が深まるよう指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てる。	A 継続	各小中学校の「学校保健全体計画」に基づき、発達段階に応じながら、アルコールの摂取が心身の健康に害を及ぼすことについて理解が深まるよう指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てる。	学校教育課

2.こどもと子育て家庭が健やかに明るく育つまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
2	(4) 思春期保健の推進		薬物乱用防止教育の推進	小中学校における「学校保健全体計画」に基づき、薬物乱用が心身の健康に重大な害を及ぼすことについて理解を深めるとともに、県南保健福祉事務所等と連携し、啓発資材やビデオ及びパネル等を活用して、薬物の影響に関する正しい知識の普及に努めます。	学童期・思春期	【実施状況】 全小・中学校で養護教諭が推進者となり、計画的に実施した。 【課題】 特になし	A 継続	各小中学校の「学校保健全体計画」に基づき、発達段階に応じながら、薬物乱用が心身の健康に重大な害を及ぼすことについて理解を深めるとともに、県南保健福祉事務所等と連携し、啓発資材やビデオ及びパネル等を活用して、薬物の影響に関する正しい知識の普及に努める。	A 継続	各小中学校の「学校保健全体計画」に基づき、発達段階に応じながら、薬物乱用が心身の健康に重大な害を及ぼすことについて理解を深めるとともに、県南保健福祉事務所等と連携し、啓発資材やビデオ及びパネル等を活用して、薬物の影響に関する正しい知識の普及に努める。	学校教育課
2	(5) 地域医療体制の充実		成育医療等の提供	成育過程の各段階において生じる心や体の健康に関する問題等を包括的に捉えて、適切に対応する医療や保健、これらに関連する教育、福祉等に係るサービス等の提供を推進します。また、こどもが成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるよう、保護者に対し支援します。 ※成育医療等 妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等のこと。 ※成育過程 出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長の過程のこと。	子育て当事者（新生児期・乳幼児期・学童期・思春期）	【実施状況】 成育過程の各段階において生じる心や体の健康に関する問題等を包括的に捉えて、適切に対応する医療や保健、これらに関連する教育、福祉等に係るサービス等の提供を推進した。また、こどもが成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるよう、保護者に対し支援を行った。 【課題】 特になし	A 継続	成育過程の各段階において生じる心や体の健康に関する問題等を包括的に捉えて、適切に対応する医療や保健、これらに関連する教育、福祉等に係るサービス等の提供を推進する。また、こどもが成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるよう、保護者に対し支援する。	A 継続	成育過程の各段階において生じる心や体の健康に関する問題等を包括的に捉えて、適切に対応する医療や保健、これらに関連する教育、福祉等に係るサービス等の提供を推進する。また、こどもが成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるよう、保護者に対し支援する。	健康増進課 こども支援課
2	(5) 地域医療体制の充実		地域医療体制の整備	安定的・持続的な地域医療体制の整備のため、医師会と連携を図り、医療人材の確保に努めるとともに、地域における啓発事業を実施します。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 ・健康づくり推進協議会を開催 2回 ・地域医療啓発事業（啓発資料配布） 【課題】 特になし	A 継続	安定的・持続的な地域医療体制の整備のため、医師会と連携を図り、医療人材の確保に努めるとともに、地域における啓発事業を実施する。	A 継続	安定的・持続的な地域医療体制の整備のため、医師会と連携を図り、医療人材の確保に努めるとともに、地域における啓発事業を実施します。	健康増進課

2.こどもと子育て家庭が健やかに明るく育つまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
2	(5) 地域 医療 体制の 充実		救急医療 の充実	小児平日夜間救急医療事業や休日救急 医療当番医制事業等を継続し、救急医療 体制の充実を図ります。	乳幼児 期・学 童期・ 思春 期・青 年期・ 子育て 当事者	【実施状況】 受診延べ数 小児平日夜間救急 99名 休日当番医(小児) 1,621名 【課題】 小児科医師の不足と偏在	A 継続	小児平日夜間救急医療事業や休日救 急医療当番医制事業等を継続し、救急 医療体制の充実を図る。	A 継続	小児平日夜間救急医療事業や休日救 急医療当番医制事業等を継続し、救急 医療体制の充実を図る。	健康増進課
2	(5) 地域 医療 体制の 充実		当番医等 の情報提 供	当番医の周知等の情報発信を年間予定 表や広報紙、ホームページ等で行います。	乳幼児 期・学 童期・ 思春 期・青 年期・ 子育て 当事者	【実施状況】 年間予定表、広報、ホームページで情報 提供 【課題】 医師の偏在と高齢化により、限られた開 業医が交替で夜間や休日の診療を支え ている。	A 継続	当番医の周知等の情報発信を年間予 定表や広報紙、ホームページ等で行 う。	A 継続	当番医の周知等の情報発信を年間予 定表や広報誌、ホームページ等で行 う。	健康増進課
2	(5) 地域 医療 体制の 充実		心の健康 に関する 相談・支援 の充実	人間関係や仕事、健康問題など様々な要 因から自殺に傾きかけている人たちに早 期に気づき、支え、見守ることができ るよう関係機関と連携します。	青年 期・子 育て当 事者	【実施状況】 自殺予防、相談窓口を掲載した心の相談 カードの配布 3230枚 小中学校にて「命の教育」を実施 助産 師38回／年 臨床心理士 6回／年 乳幼児健診時、臨床心理士による「子育 て相談」の実施 6回 【課題】 特になし	A 継続	人間関係や仕事、健康問題など様々 な要因から自殺に傾きかけている人 たちに早期に気づき、支え、見守るこ うができるよう関係機関と連携する。	A 継続	人間関係や仕事、健康問題など様々 な要因から自殺に傾きかけている人 たちに早期に気づき、支え、見守るこ うができるよう関係機関と連携する。 令和8年度に「いのちを守る条例」を 制定することから、記念講演として 「いのちを守る講演会」を実施する。	健康増進課 こども支援課
2	(5) 地域 医療 体制の 充実		アプリに よる子育て 世帯の 「医療相 談」事業	18歳以下の子どもを養育する家庭及び 妊婦を対象に、24時間365日、スマート フォンから医師へ相談できる医療相談ア プリを活用し、夜間や休日の急な体調不 良時などにおける不安軽減を図るととも に、適切な受診につなげることで、安心し て子育てができる環境づくりを推進しま す。	乳幼児 期・学 童期・ 思春 期・子 育て当 事者				C 新規	18歳以下の子どもを養育する家庭及 び妊婦を対象に、24時間365日、ス マートフォンから医師へ相談できる医 療相談アプリを活用し、夜間や休日の 急な体調不良時などにおける不安軽減 を図るとともに、適切な受診につな げることで、安心して子育てができる 環境づくりを推進する。	こども支援課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	①教育・保育サービスの充実	通常保育事業	保育指針に基づく適切な保育を提供し、こどもの総合的な心身の発達のための環境づくりに努めるなど、一層の保育内容の充実を図ります。	乳幼児期	【実施状況】 公立5園、私立11園 【課題】 特になし	A 継続	保育指針に基づく適切な保育を提供し、こどもの総合的な心身の発達のための環境づくりに努めるなど、一層の保育内容の充実を図る。	A 継続	保育指針に基づく適切な保育を提供し、こどもの総合的な心身の発達のための環境づくりに努めるなど、一層の保育内容の充実を図る。	こども育成課 民間事業者等
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	①教育・保育サービスの充実	延長保育事業	保護者の労働時間の多様化に対応するため、今後も事業を継続します。	乳幼児期	【実施状況】 私立3園実施 みのり保育園 延べ351人 白河保育園 延べ437人 らのみな 延べ328人 【課題】 延長保育を行う保育施設に対する補助金交付について、適切に周知すること。	A 継続	保護者の労働時間の多様化に対応するため、今後も事業を継続する。	A 継続	就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。 こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の時間帯以外の時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。	こども育成課 民間事業者等
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	①教育・保育サービスの充実	待機園児の解消	待機園児を解消するため、必要に即して保育士を確保するほか、保護者ニーズに対応した施設整備に努めます。	乳幼児期	【実施状況】 保育士確保補助 2人 【課題】 白河市保育士確保対策事業補助金の適切な周知。	A 継続	待機園児を解消するため、必要に即して保育士を確保するほか、保護者ニーズに対応した施設整備に努める。	A 継続	当市では、年度当初における待機児童は令和3年度から発生していない。しかし、今後も当事業を継続し、私立保育園等が行う保育士の確保政策事業に要する経費に対して補助金を交付し、年度当初及び年度途中における待機児童の発生を抑制する。	こども育成課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(1) 保育・ 子育て支 援サー ビス等 の充実	①教育・ 保育サ ービス の充 実	施設の整 備・維持管 理 【再掲】	保育環境の新たなニーズに対応するた め、幼児数の変動を把握し、適正な施設 整備に努めます。 表郷地区の幼稚園・保育園を統廃合し、 こども園を開園するほか、施設の老朽化 対策に併せて、快適な保育環境の整備を 推進します。	乳幼児 期	【再掲】 【実施状況】 表郷こども園建設(R8まで) エアコン更新計画の策定 【課題】 ・表郷地区については、施設の老朽化対 策の見通しが立ったが、その他の保育 園・幼稚園も改築等の時期にかかってお り、早急に方向性を決めていく必要があ る。 ・エアコン更新計画を策定するうえで、エ アコンの情報をまとめた台帳が存在せ ず、設置時期や機種等が不明なものが多 く、現況の把握に時間が掛かってしまっ た。	A 継続	【再掲】 ・(仮称)表郷こども園建設(R8まで)	A 継続	【再掲】 表郷こども園建設(R8まで) 関の森保育園解体工事 エアコン更新計画によるエアコンの更 新 ・現在進めている「保育園幼稚園再編 計画」の策定を急ぎ、計画に則り事業 を展開していく。 ・令和3年度から休園している関の森 保育園については、老朽化も著しいた め白河市個別施設計画に基づき解体 実施する。 ・エアコン更新計画は、価格上昇や急 な故障などに対応しながら、随時計画 を見直し、それに合わせて台帳の整理 も行う。	こども育成課
						【再掲】 【実施状況】 保育園 13箇所 幼稚園 12箇所 修繕実施 【課題】 施設の老朽化に加え、エアコンの故障な ど、緊急性の高い修繕が増加したこと により、その他の修繕に取り組む事ができ なかった。	A 継続	保育園 20箇所想定 幼稚園 20箇所想定 修繕実施予定	A 継続	【再掲】 保育園 20箇所想定 幼稚園 20箇所想定 修繕実施予定 ・限られた予算のなかで、優先順位を 決めて、計画敵に修繕していく。	こども育成課
3	(1) 保育・ 子育て支 援サー ビス等 の充実	①教育・ 保育サ ービス の充 実	乳児保育 の実施	保護者ニーズへの対応として、生後6か 月から入園できる乳児保育を継続しま す。	乳児 期・子 育て当 事者	【実施状況】 令和8年3月1日現在 0歳児入所児童 129人 【課題】 特になし	A 継続	保護者ニーズへの対応として、生後6 か月から入園できる乳児保育を継続 して実施する。	A 継続	保護者ニーズへの対応として、生後6 か月から入園できる乳児保育を継続 して実施する。	こども育成課 民間事業者等

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(1) 保育・子育て支援サービスの充実	①教育・保育サービスの充実	保育の質の向上	こどもの成長を適切に支援するため、職員に対する研修等を実施し、保育の質の向上を図ります。	乳幼児期	【実施状況】 ・保育の質の向上のための研修「保育の力について」～今こそ保育園や幼稚園が必要な理由～ 1回実施 参加人数：79名 【課題】 事後アンケート調査に基づき、次回開催テーマを絞り込み、保育士または幼稚園教諭の質の向上を図る。	A 継続	こどもの成長を適切に支援するため、職員に対する研修等を実施し、保育の質の向上を図る。	A 継続	こどもの成長を適切に支援するため、職員に対する研修等を実施し、保育の質の向上を図る。研修内容については、アンケート調査の結果を踏まえ、現場が求める内容を提供できるよう努める。	こども育成課 民間事業者等
3	(1) 保育・子育て支援サービスの充実	①教育・保育サービスの充実	放課後児童健全育成事業	市内すべての小学校区で実施している放課後児童クラブの保育環境の整備に努めます。また、受け入れ施設の改修を検討する等、待機児童の解消に努めます。	学童期	【実施状況】 登録者数(令和8年3月1日現在)890名 ・待機児童対策のため表郷小児童クラブの新規教室にエアコンを設置 【課題】 将来的には児童数が減少していく中で、現在の待機児童の解消に向けてどのように取り組んでいくか。	A 継続	登録者数(見込み) 942名 市内すべての小学校区で実施している放課後児童クラブの保育環境の整備に努める。また、受け入れ施設の改修を検討する等、待機児童の解消に努める。	A 継続	登録者数(見込み) 942名 市内すべての小学校区で実施している放課後児童クラブの保育環境の整備に努める。また、既存施設の活用について学校と協議する等、待機児童の解消に努める。	令和7年度 こども育成課 令和8年度 教育総務課
3						・小野田小児童クラブにモニター付きインターホンを設置 ・各児童クラブに防犯グッズ(さすまた等)を設置 ・他3箇所修繕実施	A 継続	・小野田小児童クラブにモニター付きインターホンを設置 ・各児童クラブに防犯グッズ(さすまた等)を設置 ・5箇所想定修繕実施予定			

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況		指 針			担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	①教育・保育サービスの充実	子ども誰でも通園事業	市内在住の保育園や認定こども園等に通っていない0歳6か月から2歳までの児童を対象に実施します。家庭で子育てをしている世帯の孤立感、育児負担や不安を軽減するため、保護者の就労要件などに関係なく、時間単位で保育施設を利用できる制度です。					C 新規	市内在住の保育園や認定こども園等に通っていない0歳6か月から2歳までの児童を対象に、月10時間を上限に、平日の午前9時から午後4時まで、公立保育園2園で実施。	こども育成課
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	①教育・保育サービスの充実	一時預かり保育事業	通常保育の児童と同様の保育時間での預かり、土曜日も平日と同様の保育時間での預かりを実施することにより、保護者の緊急な保育要望に対応できるように努めます。(公立4園、私立3園の保育園で実施) 令和9年度に開所する複合施設内の子育て支援センター(仮称)でも一時預かり保育を実施する予定です。	乳幼児期・学童期・子育て当事者	【実施状況】利用者 1,158名 【課題】公立4園で行っている一時預かり保育について、基準等が統一されていない。私立園の周知方法について。	B 拡充	通常保育の児童と同様の保育時間での預かり、土曜日も平日と同様の保育時間での預かりを実施することにより、保護者の緊急な保育要望に対応できるように努める。(公立4園、私立3園の保育園で実施)	A 継続	通常保育の児童と同様の保育時間での預かり、土曜日も平日と同様の保育時間での預かりを実施することにより、保護者の緊急な保育要望に対応できるように努める。(公立4園、私立3園の保育園で実施) 公立実施園の実施状況等を確認し、基準等の統一を図りたい。 私立実施園は市HPに掲載し周知した。今後もチラシ等も使って周知していきたい。	こども育成課
						【実施状況】令和9年度に開所する複合施設内の子育て支援センター(仮称)で実施する一時預かりについて準備を進めた。 【課題】特になし	B 拡充	令和9年度に開所する複合施設内の子育て支援センター(仮称)で実施する一時預かりについて準備を進める。	A 継続	令和9年度に開所する複合施設内の子育て支援センター(仮称)で実施する一時預かりについて準備を進める。	こども支援課
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	①教育・保育サービスの充実	幼稚園預かり保育事業	保護者の希望に応じて教育標準時間外に園児を引き続き預かる「預かり保育事業」を市内すべての幼稚園で実施します。核家族化や夫婦共働き家庭の増加などを考慮し、今後も預かり保育内容の充実を図ります。	幼児期・子育て当事者	【実施状況】令和8年3月31日現在施設等利用給付申請における新2号認定者 350名 【課題】特になし。	A 継続	保護者の希望に応じて通常の保育時間外にこどもを引き続き預かる「預かり保育事業」を市内すべての幼稚園で継続して実施する。核家族化や夫婦共働き家庭の増加などを考慮し、今後も預かり保育内容の充実を図る。	A 継続	保護者の希望に応じて通常の保育時間外にこどもを引き続き預かる「預かり保育事業」を市内すべての幼稚園で継続して実施する。核家族化や夫婦共働き家庭の増加などを考慮し、今後も預かり保育内容の充実を図る。	こども育成課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	①教育・保育サービスの充実	子育て支援・地域活動【再掲】	市内の認可保育園12園で毎月1～2回、保育園を開放し、未就園親子を中心にふれあい遊びや育児相談を行います。	幼児期・子育て当事者	【再掲】 【実施状況】 市内11園にて実施 延べ利用人数 289名 (さくら2名、わかば4名、おもてごう0名、たいしん5名、ひがし16名、丘の上98名、白河50名、みのり10名、ぼだい樹51名、西こども園53名、さくらの木0名) 【課題】 特になし	A 継続	【再掲】 市内の認可保育園12園で毎月1～2回、保育園を開放し、未就園親子を中心にふれあい遊びや育児相談を行う。	A 継続	【再掲】 市内の認可保育園12園で毎月1～2回、保育園を開放し、未就園親子を中心にふれあい遊びや育児相談を行う。 参加人数見込 435名	こども育成課
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	②地域における子育て支援サービスの充実	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い、語り合い、交流する場として地域子育て支援拠点(おひさまひろば、たんぼぼサロン)を設け、必要に応じて育児相談や子育て情報の提供を行います。	子育て当事者(乳幼児期)	【実施状況】 利用者数 こども 6,679人 大人 6,164人 【課題】 特になし	A 継続	乳幼児とその保護者が気軽に集い、語り合い、交流する場として地域子育て支援拠点(おひさまひろば、たんぼぼサロン)を設け、必要に応じて育児相談や子育て情報の提供を行う。	A 継続	乳幼児とその保護者が気軽に集い、語り合い、交流する場として地域子育て支援拠点(おひさまひろば、たんぼぼサロン)を設け、必要に応じて育児相談や子育て情報の提供を行う。	こども支援課 民間事業者
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	②地域における子育て支援サービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを手伝ってほしい人と手伝ってあげたい人が会員となり、こどもの一時的な預かりや保育園・幼稚園等への送迎などの子育てを支え合う事業を支援します。	乳幼児期・学童期・子育て当事者	【実施状況】 利用件数 887件 おねがひ会員 137人 まかせて会員 53人 両方会員 2人 【課題】 利用件数は増加しているが、まかせて会員数は減少しており、1人あたりの負担が大きい。	A 継続	子育てを手伝ってほしい人と手伝ってあげたい人が会員となり、こどもの一時的な預かりや保育園・幼稚園等への送迎などの子育てを支え合う事業を支援する。	A 継続	子育てを手伝ってほしい人と手伝ってあげたい人が会員となり、こどもの一時的な預かりや保育園・幼稚園等への送迎など地域で子育てを支え合う事業を支援する。 また、まかせて会員の養成講座を開催し、会員を確保していく。	こども支援課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	②地域における子育て支援サービスの充実	ホームスタート事業	未就学のこどもがいる家庭を対象に、地域の子育て経験者(ホームビジター)が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト(育児放棄)等の虐待防止及び早期発見、並びに親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立の防止などに努めます。	乳幼児期・子育て当事者	【実施状況】 登録者数 トラスティー兼オーガナイザー 1人 オーガナイザー 4人 ホームビジター 23人 訪問回数 23家庭(延べ136回) 【課題】 本当に支援が必要な方に情報がなかなか届かない。	A 継続	未就学のこどもがいる家庭を対象に、地域の子育て経験者(ホームビジター)が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト(育児放棄)等の虐待防止及び早期発見につなげるとともに、親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立の防止などに努める。	A 継続	妊娠中の方から小学生までのこどもを養育する家庭を対象に、地域の子育て経験者(ホームビジター)が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト(育児放棄)等の虐待防止及び早期発見につなげるとともに、親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立の防止などに努める。 また、ホームページや広報等で周知していく。	こども支援課
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	②地域における子育て支援サービスの充実	病児保育事業	病気や病気の回復期などにあり、保護者の就労などにより保育の必要がある児童を病院の敷地内の施設で預かる事業です。 関係町村に利用促進を働きかけることで、事業の充実を図ります。	幼児期・学童期・子育て当事者	【実施状況】 延べ利用人数 284名 【課題】 延べ利用者数の減少、周知不足	A 継続	関係市町村に利用促進を働きかけることで、事業の充実を図る。	A 継続	関係市町村と協力して利用促進を働きかけることで、事業の充実を図る。 委託先が作成するポスターやチラシを保育施設や病院等に配布し周知を図る。	こども育成課
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	②地域における子育て支援サービスの充実	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が疾病、仕事、その他の身体上若しくは精神上若しくは生活環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等の保護を適切に行うことのできる施設において、一時的に養育又は保護を行います。	幼児期・学童期・思春期・子育て当事者	【実施状況】 利用件数 122件 利用日数 242日 【課題】 請求件数増加に伴う、請求事務の負担増	A 継続	保護者が疾病、仕事、その他の身体上若しくは精神上若しくは生活環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等の保護を適切に行うことのできる施設において、一時的に養育又は保護を行う。	A 継続	保護者が疾病、仕事、その他の身体上若しくは精神上若しくは生活環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等の保護を適切に行うことのできる施設において、一時的に養育又は保護を行う。 請求事務負担軽減のため、請求様式を見直す。	こども支援課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実	②地域における子育て支援サービスの充実	一時預かり事業	ファミリー・サポート・センター及びおひさまひろば(地域子育て支援拠点事業)は、保護者の利便性を図るため、理由を問わない、短時間の一時預かりを行います。	乳幼児期・学童期・子育て当事者	【実施状況】 利用件数 ファミリー・サポート・センター 171件 おひさまひろば 154件 【課題】 特になし	A 継続	ファミリー・サポート・センター及びおひさまひろば(地域子育て支援拠点事業)は、保護者の利便性を図るため、理由を問わない、短時間の一時預かりを行う。	A 継続	ファミリー・サポート・センター及びおひさまひろば(地域子育て支援拠点事業)は、保護者の利便性を図るため、理由を問わない、短時間の一時預かりを行う。	こども支援課
3	(2) 相談支援	①寄り添い支える支援体制の充実	白河っ子応援センター「ぽっかぽか」【再掲】	妊娠期から子育て期までの必要な情報を、ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供します。また、専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行います。	子育て当事者(妊娠期・乳幼児期)	【再掲】 【実施状況】 妊娠期から子育て期までの必要な情報を、ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供した。 【課題】 特になし	A 継続	【再掲】 妊娠期も含めた子育てに必要な情報を、市ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供すると同時に、保健師等の専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行う。	A 継続	【再掲】 妊娠期も含めた子育てに必要な情報を、市ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供すると同時に、保健師等の専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行う。	こども支援課
3	(2) 相談支援	①寄り添い支える支援体制の充実	こども家庭センターの設置【再掲】	令和6年4月に、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て家庭・子どもへの新たな支援体制をスタートさせました。関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげます。	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【再掲】 【実施状況】 サポートプラン作成件数 実世帯 24世帯 新規 16件 更新 13件 合同ケース会議回数 定例 12回 随時 91回 【課題】 相談や助言・既存事業だけでは解決しない不適切な養育環境に置かれた児童への直接支援として「児童育成支援拠点事業」の導入を視察しながら検討してきた。	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげる。	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげる。児童育成支援拠点事業「みらいテラス」に必要なケースをつなぎ支援していく。	こども支援課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(2) 相談 支援	①寄り 添い支 える支 援体制 の充 実	白河っ子 応援事業 【再掲】	幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、 年中児(4～5歳)を対象にすこやか相談 会やフォローアップを実施します。	幼児 期・子 育て当 事者	【再掲】 【実施状況】 ・すこやか相談会 回数:33回 実施児童数:274名 ・フォローアップ訪問 回数:21回 実施児童数:201名(年中児・年長児の フォローアップ児・経過観察児) ・健診事後訪問 回数:37回 実施児童数:延200人 ・発達障害児支援に関する研修会 回数:6回 人数:21名 ・白河っ子応援事業連携会議(支援課・育 成課・教育委員会の関係者との連携会 議) 回数:1回 人数:6名 ・小学校見学同行支援 延7人 【課題】 課題なし	A 継続	【再掲】 幼稚園・保育園・認定こども園を訪問 し、年中児(4～5歳)を対象にすこや か相談会やフォローアップを実施す る。保護者にも参加していただき、子 どもの遊びの様子を共有した後、臨床 心理士言語聴覚士・保健師・相談員に よる個別の相談会を実施する。	A 継続	【再掲】 幼稚園・保育園・認定こども園を訪問 し、年中児(4～5歳)を対象にすこや か相談会やフォローアップ訪問を実施 する。保護者にも参加していただき、 子どもの遊びの様子を共有した後、臨 床心理士言語聴覚士・保健師・相談員 等による個別の相談会を実施する。	こども育成課
3	(2) 相談 支援	①寄り 添い支 える支 援体制 の充 実	家庭児童 相談事業 【再掲】	家庭児童相談室では、0歳から18歳未満 の児童を対象に家庭環境や発達など、こ どもを取り巻く様々な課題について相談 に応じ、必要に応じて関係機関につなげ ます。	妊娠 期・乳 幼児 期・学 童期・ 思春 期・子 育て当 事者	【再掲】 【実施状況】 家庭児童相談室年間相談件数 新規 29件 継続 2,739件 合計 2,768件 【課題】 児相相談ケースが膨大になりやすく、管 理方法に課題がある。	A 継続	【再掲】 家庭児童相談室では、0歳から18歳 未満のこどもと子育て当事者を対象 に、こどもを取り巻く様々な問題にお ける相談において、必要な関係機関に つなげる。	A 継続	【再掲】 家庭児童相談室では、0歳から18歳 未満のこどもと子育て当事者を対象 に、こどもを取り巻く様々な問題にお ける相談において、必要な関係機関に つなげる。 課内での取り扱いを定め、ケースの管 理を行う。	こども支援課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(2) 相談 支援	①寄り添い支える支援体制の充実	利用者支援事業(基本型)	子育て家庭や妊産婦が、子育て支援事業や福祉サービス等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所である「子育てひろば」での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。	子育て当事者(妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期)	【実施状況】 事業所数 2か所 相談件数 124件(延べ108人) 【課題】 こどもや保護者の抱える課題が多様化、複雑化しており、他機関とのよりスムーズな関係作りが求められている。	C 新規	子育て家庭や妊産婦が、子育て支援事業や福祉サービス等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所である「子育てひろば」での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。	A 継続	子育て家庭や妊産婦が、子育て支援事業や福祉サービス等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所である「子育てひろば」での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。 また、関係機関との連携等を図るため、他機関を交えた合同研修会を開催し、情報交換や連携を図る機会を設ける。	こども支援課
3	(2) 相談 支援	①寄り添い支える支援体制の充実	白河っ子家事・育児サポート事業	家事・育児等に不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。	子育て当事者(幼児期・学童期・学童期・思春期)	【実施状況】 申請件数 5件 利用件数 22件 提供時間総数 37時間 【課題】 家族に頼れない妊産婦が増加しているが、的確な支援を届けることに課題が生じている。	A 継続	家事・育児等に不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う。	A 継続	家事・育児等に不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う。 要綱改正を行い、出産や育児に不安を抱える妊産婦に対象を拡大し、支援の充実を図る。	こども支援課
3	(2) 相談 支援	①寄り添い支える支援体制の充実	児童育成支援拠点事業の実施【再掲】	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供等を行うとともに、適切な関係機関へつなぐなど、個々の状況に応じた包括的な支援を提供することで、虐待の未然防止、児童の最善の利益の保障、および健全な育成を図ります。	学童期・思春期・子育て従事者				C 新規	【再掲】 養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供等を行うとともに、適切な関係機関へつなぐなど、個々の状況に応じた包括的な支援を提供することで、虐待の未然防止、児童の最善の利益の保障、および健全な育成を図る。	こども支援課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(2) 相談 支援	②子 育て 支援 ネット ワーク づくり	子育て支 援のネット ワーク	子育て支援サービスの質の向上と、効果的な提供体制を構築するため、庁内関係部署の連携強化を図ると同時に、NPO法人や民間事業者など様々な地域活動団体との連携・協働を図ります。	子育て 当事者	【実施状況】 要保護児童対策地域協議会を活用した子育て支援のネットワーク化を推し進めた。 【課題】 協議会において、活発な議論が進まず、会議運営に課題があった。	A 継続	子育て支援サービスの質の向上と、効果的な提供体制を構築するため、庁内関係部署の連携強化を図ると同時に、NPO法人や民間事業者など様々な地域活動団体との連携・協働を図る。	A 継続	子育て支援サービスの質の向上と、効果的な提供体制を構築するため、庁内関係部署の連携強化を図ると同時に、NPO法人や民間事業者など様々な地域活動団体との連携・協働を図る。 活発な協議ができるよう、参加者にわかりやすい会議資料へ見直しを図る。	こども支援課 民間事業者等
3	(2) 相談 支援	②子 育て 支援 ネット ワーク づくり	育児支援 事業 【再掲】	育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援します。	子育て 当事者 (乳幼児期)	【再掲】 【実施状況】 育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援を行った。 【課題】 特になし	A 継続	【再掲】 育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援する。	A 継続	【再掲】 育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援する。	こども支援課
3	(2) 相談 支援	②子 育て 支援 ネット ワーク づくり	子育てサ ロン推進 事業 【再掲】	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成します。	子育て 当事者 (乳幼児期)	【再掲】 【実施状況】 子育てサロン 3団体 【課題】 特になし	A 継続	【再掲】 子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成する。	A 継続	【再掲】 子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成する。	こども支援課
3	(3) 経済 的支 援の 推進		白河っ子 出産・子育 て応援ギ フト支給 事業 (妊婦のた めの支援 給付金)	妊娠時から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠及び出生の届出を行った妊婦・子育て家庭に対して給付金を支給する経済的支援を一体的に実施します。	子育て 当事者 (妊娠期・乳 児期)	【実施状況】 1回目 263件 2回目 219件 【課題】 特になし	A 継続	妊娠期から面談を通じて出産・子育ての相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と妊婦のための支援給付による経済的支援を組み合わせる実施する。	A 継続	妊娠期から面談を通じて出産・子育ての相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と妊婦のための支援給付による経済的支援を組み合わせる実施する。	こども支援課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(3) 経済的 支援の 推進		妊産婦医 療費助成	安心して出産できるよう、妊産婦に対し 医療費の一部(保険診療分一部負担金) を助成します。	子育て 当事者 (妊娠 期・新 生児 期)	【実施状況】 助成額 5,608千円 【課題】 特になし	A 継続	安心して出産できるよう、妊産婦に対 し医療費の一部(保険診療分一部負担 金)を助成する。	A 継続	安心して出産できるよう、妊産婦に対 し医療費の一部(保険診療分一部負担 金)を助成する。	こども支援課
3	(3) 経済的 支援の 推進		バス・タク シー移動 支援事業	妊産婦の日常生活の移動を支援するた め、バス、タクシーの運賃等の一部に利用 できる助成券を交付します。	子育て 当事者 (妊娠 期・乳 児期)	【実施状況】 妊産婦の日常生活の移動を支援するた め、バス、タクシーの運賃等の一部に利用 できる助成券を交付した。 【課題】 助成券には上限もあるため、より利便性 の高い制度の策定を目指す。	C 新規	市内に住民登録がある妊産婦で、母 子健康手帳の交付を受けてから当該 出産した子が1歳の誕生日に達する日 の属する年度内までの方を対象に、申 請に応じて助成券(100円券×120 枚、12,000円分)を交付する。助成 券は、乗降のいずれかが市内又は新 白河駅である場合に利用できる。	A 継続	市内に住民登録がある妊産婦で、母 子健康手帳の交付を受けてから当該 出産した子が1歳の誕生日に達する日 の属する年度内までの方を対象に、申 請に応じてバス助成券(100円券× 120枚、12,000円分)及び定率タク シー利用登録証(カード)を交付する。 どちらも、乗降のいずれかが市内又は 新白河駅である場合に利用できる。	地域生活課
3	(3) 経済的 支援の 推進		妊婦にやさしい遠 方出産支 援助成事 業 【再掲】	遠方の分娩施設(出産を扱う病院や診療 所、助産所)で出産する妊婦に、出産時の 交通費や宿泊費の一部を助成します。	子育て 当事者 (妊娠 期・出 産時)	【再掲】 【実施状況】 交通費 19人 宿泊費 1人 【課題】 特になし	A 継続	【再掲】 遠方の分娩施設(出産を扱う病院や診 療所、助産所)で出産する妊婦に、出 産時の交通費や宿泊費の一部を助成 する。	A 継続	【再掲】 遠方の分娩施設(出産を扱う病院や診 療所、助産所)で出産する妊婦に、出 産時の交通費や宿泊費の一部を助成 する。	こども支援課
3	(3) 経済的 支援の 推進		児童手当 の支給	こどもの健やかな成長を支援するため、 高校終了までのこどもを養育している者 に手当を支給します。	子育て 当事者 (乳幼 児期・ 学童 期・思 春期)	【実施状況】 受給者数 4,134人 支給額 1,093,510千円 【課題】 特になし	A 継続	こどもの健やかな成長を支援するた め、高校終了までのこどもを養育して いる者に手当を支給する。	A 継続	こどもの健やかな成長を支援するた め、高校終了までのこどもを養育して いる者に手当を支給する。	こども支援課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(3) 経済的支援の推進		こども医療費助成事業	こどもの健全な育成と更なる福祉の増進を図るため、18歳までの入院・外来に係る医療費の保険診療分一部負担金を助成します。	子育て当事者(乳幼児期・学童期・思春期)	【実施状況】 助成額 261,186千円 【課題】 特になし	A 継続	こどもの健全な育成と更なる福祉の増進を図るため、18歳までの入院・外来に係る医療費の保険診療分一部負担金を助成する。	A 継続	こどもの健全な育成と更なる福祉の増進を図るため、18歳までの入院・外来に係る医療費の保険診療分一部負担金を助成する。	こども支援課
3	(3) 経済的支援の推進		保育料の無償化	3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用することも及び0～2歳までの住民税非課税世帯等の保育料等は無償化します。	子育て当事者(乳幼児期)	【実施状況】 令和8年3月1日現在 3～5歳 1,011人 令和8年3月1日現在住民税非課税世帯等 0～2歳 22人 【課題】 特になし	A 継続	3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用することも及び0～2歳までの住民税非課税世帯等の保育料等は無償化する。	A 継続	3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用することも及び0～2歳までの住民税非課税世帯等の保育料等は無償化する。	こども育成課
3	(3) 経済的支援の推進		白河っ子すくすく応援クーポン券支給事業	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、1歳児、2歳児、3歳児の保護者に3万円分のクーポン券を交付します。	子育て当事者(幼児期)	【実施状況】 交付実績(対象児) 1歳児 296人 2歳児 282人 3歳児 326人 【課題】 有効期限内に利用されないまま失効するケースや、有効期限を過ぎたクーポン券が利用される事例が見受けられる。	A 継続	1歳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児健診を受診後に、健診会場にてクーポン券を交付する。当該健診を受診後に転入した場合には、転入手続きの際に窓口にて交付する。 クーポン券は、おむつやこども服、市指定ごみ袋などの育児用品等のほか、ファミリー・サポート利用料にも使用できる。	A 継続	1歳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児健診を受診後に、健診会場にてクーポン券を交付する。当該健診を受診後に転入した場合には、転入手続きの際に窓口にて交付する。 クーポン券は、おむつやこども服、市指定ごみ袋などの育児用品等のほか、ファミリー・サポート利用料にも使用できる。 交付対象者へ制度周知や利用対象商品の認知向上を図るとともに、利用状況やニーズを踏まえながら、より利用しやすい制度運営につなげていく。	こども支援課
3	(3) 経済的支援の推進		小学校入学祝金支給事業	児童の成長段階における保護者の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、小学校入学時にこども1人当たり5万円の入学祝金を支給します。	子育て当事者(学童期)	【実施状況】 児童数 409人 支給額 20,450千円 【課題】 特になし	A 継続	児童の成長段階における保護者の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、小学校入学時にこども1人当たり5万円の入学祝金を支給する。	A 継続	児童の成長段階における保護者の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、小学校入学時にこども1人当たり5万円の入学祝金を支給する。	こども支援課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(3) 経済的 支援の 推進		多子世帯 給食費負 担軽減事 業	子育てしやすい環境を充実させるため、18歳以下の兄弟姉妹のうち義務教育を受けている第3子以降の児童生徒を対象に学校給食費を全額助成し、多子世帯における経済的な負担軽減を図ります。	子育て当事者 (学童期・思 春期)	【実施状況】 対象者数、助成額 【小学生】 290人、15,870千円 【中学生】 36人、2,193千円 【合計】 326人、18,063千円 【課題】 特になし	A 継続	18歳以下の兄弟姉妹のうち義務教育を受けている第3子以降の児童生徒を対象に学校給食費を全額助成する。	A 継続	18歳以下の兄弟姉妹のうち義務教育を受けている第3子以降の生徒を対象に学校給食費を全額助成する。	健康給食推進室
3	(3) 経済的 支援の 推進		給食費負 担軽減事 業	令和8年4月から国が実施する「学校給食費の抜本的な負担軽減」により、小学校の給食費の負担軽減を行います。また、物価高騰により給食の食材費が高騰している中、これまでどおりの質や量を保った給食を提供しながら、保護者の負担軽減を図るため、給食食材価格高騰分を市が負担します。	子育て当事者 (学童期・思 春期)	【実施状況】 【食材価格高騰に伴う緊急対策事業補助金】 ・交付施設数 11施設 ・交付額 26,712千円 【課題】 給食食材価格の高騰が続いているため、食材費の抑制に考慮した献立作成及び発注業者の選定をしていく必要がある。	A 継続	給食食材価格高騰分を補助金として各給食会計運営施設に交付する。	B 拡充	【小学校】 令和8年4月から国が実施する「学校給食費の抜本的な負担軽減」に合わせ、食材価格高騰分を市が負担し、給食費を無償化。 【中学校】 給食食材価格高騰分を市が負担し、各給食会計運営施設へ補助金を交付。 食材費の抑制を考慮した献立作成及び発注業者の選定を行う。	健康給食推進室
3	(3) 経済的 支援の 推進		就学援助 事業	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費等の就学援助費を支給します。	子育て当事者 (学童期・思 春期)	【実施状況】 就学援助費 ・小学校 25,204千円 ・中学校 33,961千円 特別支援教育就学奨励費 ・小学校 4,712千円 ・中学校 2,645千円 【課題】 特になし	A 継続	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費等の就学援助費を支給する。	A 継続	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等の就学援助費を支給する。	学校教育課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(3) 経済的支援の推進		奨学資金貸与事業 入学一時金貸与事業	就学の意思と能力を有しながら、経済的理由により就学困難な生徒や学生等に対して、就学支援を行います。また、将来的に本市に定住し、活躍する人材の育成を図るため、学校訪問等による情報発信を強化しながら返還一部免除制度の利用を促進します。	思春期・青年期	【実施状況】 奨学資金 ・専修学校生 貸与人数 2名 貸与額 84万円 ・大学生 貸与人数 24名 貸与額 1,398万円 入学一時金 ・専修学校生 貸与人数 1名 貸与額 70万円 ・大学生 貸与人数 2名 貸与額 140万円 【課題】 令和7年度の課題 物価高騰に対応するため、奨学生の応募資格の所得制限を緩和する必要がある。	A 継続	就学の意思と能力を有しながら、経済的理由により就学困難な生徒や学生等に対して、就学支援を行う。また、将来的に本市に定住し、活躍する人材の育成を図るため、学校訪問等による情報発信を強化しながら返還一部免除制度の利用を促進する。	A 継続	奨学資金(実施予定) ・高等学校 貸与人数 1名 貸与額 36万円 ・専修学校生 貸与人数 3名 貸与額 132万円 ・大学生 貸与人数 20名 貸与額 1,140万円 令和8年度入学一時金貸与者は、令和8年10月中旬頃に募集予定。 令和8年度の取り組み方針 令和8年1月に実施した令和7年度奨学生選考審査会で審査委員の意見を伺い、令和9年度奨学生募集分(令和8年10月中旬頃募集予定)より、所得制限を緩和する予定である。	教育総務課
3	(4) まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進	①仕事と子育ての両立を支援する職場づくりの促進	性別役割分担意識の見直し	性別役割分担意識等を解消するための各種研修会等を開催し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるとともに、男女間の格差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行っていきます。	学童期・思春期・青年期・子育て当業者	【実施状況】 各種研修会等を開催し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるとともに、男女間の格差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行った。 【課題】 特になし	A 継続	性別役割分担意識等を解消するための各種研修会等を開催し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるとともに、男女間の格差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行う。	A 継続	性別役割分担意識等を解消するための各種研修会等を開催し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるとともに、男女間の格差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行う。	関係各課

3.子育てを応援するまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
3	(4) まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進	①仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	仕事と子育ての両立を支援する職場づくりの促進	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等に関して、広報誌等を通じて企業・事業主等への啓発に努めるとともに、市民に対する広報を行います。また、就職・復職に向けたセミナーや就労に関する個別相談、子育て世代の採用に取り組む事業者との交流会を開催するなど、仕事と子育ての両立を目指す女性を支援する場を提供します。	青年期・子育て当事者・事業主	【実施状況】市の広報等により周知啓発を実施した。 【課題】特になし	A 継続	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等に関して、広報誌等を通じて企業・事業主等への啓発に努めるとともに、市民に対する広報を行う。	A 継続	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等に関して、広報誌等を通じて企業・事業主等への啓発に努めるとともに、市民に対する広報を行う。	商工課
						【実施状況】女性の採用や働き方に理解のある企業を対象とした「企業見学バスツアー」、「インターンシップ」を開催し、求職者と事業者との接点を創出した。また、今年度実施したセミナーやインターンシップなどで得られた成果を地域全体で共有し、交流するイベントを開催し、多様な働き方や生き方の選択肢、地域でのキャリアの可能性について考える機会を設けた。 【課題】多様な働き方を受け入れる企業を増加させるための取り組みが必要。	A 継続	女性に寄り添った仕事と子育ての両立支援を掲げ、就職・復職に向けた女性向けのセミナー開催するほか、女性の採用や働き方に理解のある企業を対象とした「企業見学バスツアー」、「インターンシップ」を開催するなど、多様な働き方の推進を図る。	A 継続	女性に寄り添った仕事と子育ての両立支援を掲げ、就職・復職に向けた女性向けのセミナー開催するほか、女性の採用や働き方に理解のある企業を対象とした「企業見学バスツアー」、「インターンシップ」「リモートワーク環境整備実証支援」を開催するなど、多様な働き方の推進を図る。企業に対するアドバイス事業を新たに実施する。複合施設に設置するキャリアサポートステーションの設置、運営にめけた準備を進める。	地域拠点整備室
3	(4) まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進	①仕事と子育ての両立を支援する職場づくりの促進	国、県及び関係団体(商工団体、農業団体等)との連携	多様な働き方を実現するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図り、国、県、関係団体等と連携し、広報・啓発、研修、情報提供等を推進します。また、女性のための起業セミナーを開催して起業家支援に取り組むことで、女性の自己実現を支援します。	青年期・子育て当事者・事業主	【実施状況】女性のための起業セミナー 参加人数28名 【課題】特になし	A 継続	多様な働き方を実現するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図り、国、県、関係団体等と連携し、広報・啓発、研修、情報提供等を推進する。また、女性のための起業セミナーを開催して起業家支援に取り組むことで、女性の自己実現を支援する。	A 継続	多様な働き方を実現するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図り、国、県、関係団体等と連携し、広報・啓発、研修、情報提供等を推進する。また、女性のための起業セミナーを開催して起業家支援に取り組むことで、女性の自己実現を支援する。	商工課 関係各課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(4) まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進	①仕事と子育ての両立を支援する職場づくりの促進	一般事業主行動計画策定の促進	次世代育成支援対策推進法では、事業主に対して、一般事業主行動計画の策定に努めることとしています。これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、関係機関を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行います。	青年期・子育て当事者・事業主	【実施状況】 商工課としては特になし。 【課題】 特になし	A 継続	市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、関係機関を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行う。	A 継続	市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、関係機関を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行う。	商工課
3	(4) まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進	①仕事と子育ての両立を支援する職場づくりの促進	男性の育児休業支援事業	男性が育児休業を取得しやすく、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境の整備を促進するため、白河市内の事業所で勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、中小企業主に対して、奨励金を交付します。	子育て当事者(乳幼児期)・事業主	【実施状況】 奨励金交付件数 7 件 【課題】 特になし	A 継続	白河市内の事業所で勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、中小企業主に対して、奨励金を交付する。	A 継続	白河市内の事業所で勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、中小企業主に対して、奨励金を交付する。	商工課
3	(4) まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進	②子育てに関する意識の啓発と家庭・地域での男女共同参画の推進	家庭生活における男女の相互協力の促進	男性やこどもの積極的な家事参加を支援する講座等を行い、男女共同参画についての啓発と理解を深める機会の提供を図ります。	市民全体	【実施状況】 ・夫婦の料理教室 令和7年11月1日(土)人材育成センターにて開催した。 ・お父さんと子どもの料理教室 令和7年11月15日(土)人材育成センターにて開催した。 ・男女共同参画セミナー 令和8年2月16日(月)りぶらんにて開催した。 【課題】 参加者が固定化しやすいため、新しい参加者へのアプローチが課題である。	A 継続	家庭生活での男女共同参画について、啓発と理解を深める機会の提供を行っていく。	A 継続	家庭生活での男女共同参画について、啓発と理解を深める機会の提供を行っていく。	生涯学習課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針			担当課	
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針		令和8年度
3	(4) まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進	②子育てに関する意識の啓と家庭・地域での男女共同参画の推進	出生祝い名入り白河だるまプレゼント事業	子どもの誕生を地域全体で祝福するとともに、地域文化への愛着や誇りを育み、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図るため、出生した子どものいる家庭へ名入り白河だるまを贈呈します。	子育て当事者 (新生児期)				C 新規	子どもの誕生を地域全体で祝福するとともに、地域文化への愛着や誇りを育み、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図るため、出生した子どものいる家庭へ名入り白河だるまを贈呈する。	こども支援課
3	(4) まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進	②子育てに関する意識の啓と家庭・地域での男女共同参画の推進	子育てに関する意識啓発	市民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。	市民全体	【実施状況】 市民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めた。 【課題】 より地域全体に意識啓発が広がるよう、啓発活動を続けていく必要がある。	A 継続	市民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進める。	A 継続	市民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進める。	こども支援課

3.子育てを応援するまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
3	(4) まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進	②子育てに関する意識の啓と家庭・地域での男女共同参画の推進	学校における男女平等教育の推進	自他の尊重や自尊心を高めることを目標に、「特別の教科 道徳」や社会科の授業等で「両性の本質的平等」について全小中学校で指導します。	学童期・思春期	【実施状況】 自他の尊重や自尊心を高めることを目標に、「特別の教科 道徳」や社会科の授業等で「両性の本質的平等」について全小中学校で指導した。 【課題】 特になし	A 継続	自他の尊重や自尊心を高めることを目標に、「特別の教科 道徳」や社会科の授業等で「両性の本質的平等」について全小中学校で指導する。	A 継続	自他の尊重や自尊心を高めることを目標に、「特別の教科 道徳」や社会科の授業等で「両性の本質的平等」について全小中学校で指導する。	学校教育課
3	(4) まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進	②子育てに関する意識の啓と家庭・地域での男女共同参画の推進	地域における男女共同参画の推進	出前講座等を通して、地域における男女共同参画について市民に広く周知を図ります。	市民全体	【実施状況】 男女共同参画について希望はなかった。 【課題】 特になし	A 継続	地域における男女共同参画について市民に広く周知を行っていく。	A 継続	地域における男女共同参画について市民に広く周知を行っていく。	生涯学習課

4.安全安心で快適に育ち、暮らすまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
4	(1)住居環境の向上と快適なまちづくりの促進	①居住環境の充実	居住環境の整備	既存市街地内の狭い道路や歩道の整備に努め、安全で安心して暮らせる居住環境づくりに努めます。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 県が実施する都市計画道路西郷掬目線円明寺工区等の整備を支援した。 【課題】 特に無し	A 継続	県が実施する都市計画道路西郷掬目線円明寺工区等の整備支援	A 継続	県が実施する都市計画道路西郷掬目線円明寺工区等の整備支援する。	都市計画課
						【実施状況】 維持改修事業及びしらかわセーフロード事業により、現場打ち側溝の改修を実施した。 整備路線数：14路線 【課題】 特になし	A 継続	既存市街地内の狭い道路や歩道の整備に努めるとともに、安全で安心して暮らせる居住環境づくりに努める。	A 継続	既存市街地内の狭隘な道路の歩行空間確保や歩道の整備に努めるとともに、安全で安心して暮らせる居住環境の形成を図る。	道路河川課
						【実施状況】 みなし道路に接して建築行為を行う者に対して、事前の受付・協議を30件実施した。 【課題】 協議した後退用地を一般公共道路ではなく、不適切に使用している箇所がある。	A 継続	みなし道路に接して建築行為を行う者に対して、事前の受付・協議を実施する。	A 継続	みなし道路に接して建築行為を行う者に対して、事前の受付・協議を実施する。 また、前年度協議箇所の現地確認を行い、後退用地の不適切な使用が認められた場合は、使用者に対し是正を促す。	建築住宅課
4	(1)住居環境の向上と快適なまちづくりの促進	①居住環境の充実	公営住宅の整備	安全で快適な住まいを長期にわたって確保するため、第2次白河市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に市営住宅の修繕、改修等を実施します。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 市営住宅の修繕・改修等を実施し、安全確保や居住性の向上を図る整備を行った。 【課題】 特になし	A 継続	松風の里市営住宅1号棟給排水管改修工事 広畑市営住宅A号棟給排水管改修工事 関川窪市営住宅5号棟施設改修工事 松風の里市営住宅3号棟揚水ポンプ取替修繕 関川窪市営住宅7号棟揚水ポンプ取替修繕 久田野市営住宅4号棟揚水ポンプ取替修繕	A 継続	松風の里市営住宅2号棟給排水管改修工事 広畑市営住宅B棟給排水管改修工事 松風の里市営住宅4号棟揚水ポンプ取換修繕 松風の里市営住宅5号棟揚水ポンプ取替修繕 真舟市営住宅1号棟揚水ポンプ取替修繕 関川窪市営住宅ほかLED改修事業	建築住宅課
4	(1)住居環境の向上と快適なまちづくりの促進	①居住環境の充実	白河暮らし空き家改修等支援事業	市内の空き家を有効活用し、移住・定住を促進するため、新婚家庭や子育て家庭等を対象に、空き家の改修費及び清掃費、建て替えに伴う除却費の一部を補助します。	青年期・子育て当事者(乳幼児期・学童期・思春期)	【実施状況】 令和7年度実績 改修及び清掃：5件 8,870,000円 除却：1件 800,000円 合計 9,670,000円 【課題】 制度が複雑で分かりにくい。	A 継続	空き家を購入または賃借した新婚家庭、子育て家庭が行う改修・清掃に係る費用を補助 ・改修費 補助率1/2 上限150万円 ・清掃費 補助率定額 上限30万円 新婚家庭、子育て家庭が購入、賃借、相続または受贈した空き家を建て替える場合の空き家の除却費用を補助 ・除却費 補助率1/2 上限80万円	A 継続	空き家を購入または賃借した新婚家庭、子育て家庭が行う改修・清掃に係る費用を補助 ・改修費 補助率1/2 上限150万円 ・清掃費 補助率定額 上限30万円 新婚家庭、子育て家庭が購入、賃借、相続または受贈した空き家を建て替える場合の空き家の除却費用を補助 ・除却費 補助率1/2 上限80万円 補助制度の内容や対象要件について、丁寧に説明する。	まちづくり推進課

4.安全安心で快適に育ち、暮らすまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
4	(1) 住居環境の向上と快適なまちづくりの促進	①居住環境の充実	子育て世代への家賃補助	市外から転入し、白河市中心市街地活性化基本計画区域内の民間賃貸住宅に入居する子育て世代に対し、家賃の一部を補助することにより、子育て世代の負担軽減を図るとともに、中心市街地への定着を促進し、活力あるまちづくりを図ります。	子育て当事者(乳幼児期・学童期・思春期)	【実施状況】 令和7年度実績 集合住宅:3件 234,000円 戸建:2件 242,000円 合計 476,000円 【課題】 街なかへの定住に繋がらない。	A 継続	市外から転入し、白河市中心市街地活性化基本計画区域と一部が計画エリアとなっている町の民間賃貸住宅に入居する子育て世代に対し、家賃の一部を補助 ・補助額 家賃から勤務先の住宅手当などを除いた額の4分の1 ※上限額 集合住宅13,000円、一戸建て住宅17,000円 ・補助期間 最長3年(36か月)	D 廃止	令和7年度で廃止。これまで補助している方のみ継続。 新たに街なか住宅購入補助金を創設し、街なかへの定住を推進する。	まちづくり推進課
4	(1) 住居環境の向上と快適なまちづくりの促進	①居住環境の充実	子育て世代への住宅購入補助	市内に住民登録のある子育て世帯等が、白河市中心市街地活性化基本計画区域内又は白河市立地適正化計画で定める街なか居住区域へ住宅を購入した際に補助をすることで、本市への定住を促進し、活力あるまちづくりを図ります。	子育て当事者(乳幼児期・学童期・思春期)				C 新規	中心市街地又は街なか居住区域に住宅を建築、購入した子育て世帯等に対し費用の一部を補助 ・補助率 住宅購入等に要する経費の5% ・補助額 中心市街地 100万円、まちなか居住区域 60万円を上限 ・加算 第2子以降のこども1人につき5万円	まちづくり推進課
4	(1) 住居環境の向上と快適なまちづくりの促進	①居住環境の充実	公園の整備充実	こどもたちの日常的な遊び場として、関の森公園、鶴子山公園を計画的に整備するとともに、歴史的な背景を有する城山公園や南湖公園の充実を図ります。また、公園施設の長寿命化計画への取り組みを行い、公園利用者が安全・安心に利用できる公園の整備を図ります。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 新白河6号公園整備、鶴子山公園芝生広場整備、大信総合運動公園トイレ更新、高山西公園複合遊具更新及び公園施設長寿命化計画を策定した。 【課題】 今後、公園施設の老朽化が進むことから施設の集約化や適正配置が必要である。	A 継続	新白河6号公園整備 鶴子山公園芝生広場整備 大信総合運動公園トイレ更新 高山西公園複合遊具更新 公園施設の長寿命化を図るための計画を策定	A 継続	公園施設長寿命化計画に基づき北堀切公園、菅生館1号公園、八電神グリーンタウン公園で遊具施設の集約化や適正配置を検討し更新 宰領町公園整備 新白河1号2号公園整備	都市計画課 関係各課
						【実施状況】 南湖公園の店舗前の湖畔の園路周辺に照明を設置した。 【課題】 特に無し	A 継続	南湖公園の店舗前の湖畔の園路周辺に照明を設置するとともに、南側の砂利道の舗装化に取り組む。	A 継続	南側の砂利道について、舗装化に取り組む。	都市計画課

4.安全安心で快適に育ち、暮らすまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
4	(1)住居環境の向上と快適なまちづくりの促進	①居住環境の充実	公園緑地の保全	こどもたちの安全な遊び場や学びの空間となる公園緑地の適切な維持管理を行います。 また、こどもたちが日常的に集う公園緑地を良好な状態に保つためには、ボランティアや市民の協力も必要です。そこで、新たなボランティアや市民支援団体の発掘と育成に取り組みます。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 公園維持管理協定を1団体と締結し、総協定数が77団体となった。 【課題】 今後、協定先の団体では、高齢化が進むことから作業分担の再検討が必要である。	A 継続	公園緑地の適切な維持管理及び市民との公園維持管理協定による公園管理	A 継続	公園緑地の適切な維持管理及び市民との適切な作業分担による公園維持管理協定の締結	都市計画課
4	(1)住居環境の向上と快適なまちづくりの促進	①居住環境の充実	人にやさしいまちづくりの推進	すべての市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう各種施設や交通機関の整備を民間事業者などの協力により計画的に推進します。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 すべての市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう各種施設や交通機関の整備を民間事業者などの協力により計画的に推進した。 【課題】 子育て世代や交通弱者の方が、公共交通の利用しやすい環境整備を図る。	A 継続	すべての市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう各種施設や交通機関の整備を民間事業者などの協力により計画的に推進する。	A 継続	すべての市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう各種施設や交通機関の整備を民間事業者などの協力により計画的に推進する。 妊産婦も対象とした定率タクシーの移動支援事業の制度普及に努め、安心して子育てに取り組める環境を創る。	関係各課
4	(1)住居環境の向上と快適なまちづくりの促進	②安全で快適に活動できる道路や施設等の整備促進	公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	公共施設の建設・改修などにおいて、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化を図ります。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 公共施設の建設・改修などにおいて、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れ整備を行った。 【課題】 特になし	A 継続	複合施設整備事業 (仮称)表郷こども園整備事業	A 継続	複合施設整備事業 表郷こども園整備事業 白河第一小学校整備事業	建築住宅課

4.安全安心で快適に育ち、暮らすまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
4	(1)住居環境の向上と快適なまちづくりの促進	②安全で快適に活動できる道路や施設等の整備促進	生活道路の整備	老朽化の激しい路線や舗装等の必要な道路については、全体的な生活関連道路網への影響を考慮しながら整備を図ります。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】維持改修事業及び緊急自然災害防止対策事業により、年次計画に基づき整備を実施した。 整備路線数:15路線 【課題】特になし	A 継続	老朽化の激しい路線や舗装等の必要な道路については、全体的な生活関連道路網への影響を考慮しながら整備を図る。	A 継続	老朽化が著しい路線や舗装等の整備が必要な道路については、生活関連道路網全体への影響を考慮しながら、計画的に整備を図る。	道路河川課
4	(1)住居環境の向上と快適なまちづくりの促進	②安全で快適に活動できる道路や施設等の整備促進	歩行者用道路の整備	歩行系ネットワークの確立と歩行者の安全確保のための整備を計画的に推進します。 ※歩行系ネットワーク歩道や横断歩道など、歩行者が通行可能なルートが市内全域でつながっていること。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】通学路における歩道整備を実施した。 【課題】特になし	A 継続	歩行系ネットワークの確立と歩行者の安全確保のための整備を計画的に推進する。	A 継続	歩行系ネットワークの確立及び歩行者の安全確保を図るため、整備を計画的に推進する。	道路河川課
4	(2)安全・安心なまちづくりの推進	①交通安全施設の整備	交通安全対策の推進	交通事故が発生しやすい場所の道路改良工事を行う等、整備を図ります。また、信号機やカーブミラーなどの設置について、関係機関と協議を進め実施します。地域からの要望を交通安全団体・警察署・道路管理者と協議し、必要な安全対策を検討して実施します。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】カーブミラーの設置及び区画線の引き直しを実施した。 カーブミラー設置数:1基 区画線延長:12,788m 【課題】特になし	A 継続	交通事故が発生しやすい場所の道路改良工事を行う等、整備を図る。また、信号機やカーブミラーなどの設置について、関係機関と協議を進め実施する。 地域からの要望を交通安全団体・警察署・道路管理者と協議し、必要な安全対策を検討して実施する。	A 継続	交通事故が発生しやすい箇所において、道路改良工事等の整備を図るとともに、信号機及びカーブミラー等の設置について、関係機関と協議の上、実施する。 また、地域からの要望については、交通安全団体、警察署及び道路管理者と協議し、必要な安全対策を検討の上、実施する。	道路河川課
						【実施状況】地域からの要望を交通安全団体・警察署・道路管理者と協議し、横断歩道の設置や危険箇所への看板設置等実施した。 【課題】要望については、警察署や道路管理者へ提出しているが、段階的な検討により設置に時間がかかる場合や設置場所の諸事情により要望が実現しない場合がある。	A 継続	地域からの要望を交通安全団体・警察署・道路管理者と協議し、必要な安全対策を検討し実施する。 交通事故が発生しやすい場所の道路改良工事や、信号機やカーブミラーなどの設置について、関係機関と協議を進め、必要に応じて実施する。	A 継続	地域からの要望を交通安全団体・警察署・道路管理者と協議し、必要な安全対策を検討し実施する。 交通事故が発生しやすい場について、関係機関と道路改良工事及び信号機やカーブミラー設置などの協議を進め、必要に応じて要望を提出する。	防災環境課

4.安全安心で快適に育ち、暮らすまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
4	(2)安全・安心・まじりの推進	①交通安全対策の推進	総合交通安全対策の充実	地域からの要望を交通安全団体・警察署と協議し、必要な安全対策を検討して実施します。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 地域からの要望を交通安全団体・警察署・道路管理者と協議し、必要な安全対策を検討した。 【課題】 要望については、警察署や道路管理者へ提出しているが、段階的な検討により設置に時間がかかる場合や設置場所の諸事情により要望が実現しない場合がある。	A 継続	地域からの要望を交通安全団体・警察署と協議し、必要な安全対策を検討して実施する。	A 継続	地域からの要望を交通安全団体・警察署と協議し、必要な安全対策を検討して実施する。	防災環境課
4	(2)安全・安心・まじりの推進	①交通安全対策の推進	通学路の合同点検事業	通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために、「白河市通学路交通安全プログラム」により、関係機関が連携して合同点検を行い、問題点の解決に努めます。また、児童・生徒への交通安全指導について検討します。	学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 「白河市通学路交通安全プログラム」に出席し、各関係機関が連携し問題の解決に努めた。また、生徒・児童への街頭指導方法を検討した。 【課題】 課題等なし	A 継続	通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために「通学路安全推進会議」に参加し、「白河市通学路交通安全プログラム」により関係機関と連携し、合同点検を行い、問題点の解決に努める。また、児童・生徒への交通安全指導について検討する。	A 継続	通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために「通学路安全推進会議」に参加し、「白河市通学路交通安全プログラム」により関係機関と現地の合同点検を行い、問題点の解決に努める。また、児童・生徒への交通安全指導の内容について検討する。	防災環境課
						【実施状況】 合同点検を実施した。 安全施設整備路線数：10路線 【課題】 特になし	A 継続	通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために、「白河市通学路交通安全プログラム」により、関係機関が連携して合同点検を行い、問題点の解決に努める。また、児童・生徒への交通安全指導について検討する。	A 継続	通学路の安全確保を図るため、「白河市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して合同点検を実施し、問題点の解消に努める。また、児童及び生徒に対する交通安全指導について検討する。	道路河川課
						【実施状況】 白二小、みさか小、白二中、白四小、小田川小、東北中より示された点検箇所の点検を実施した。 【課題】 特になし	A 継続	小学校4校、中学校2校の点検箇所18箇所を実施する。	A 継続	小学校5校、中学校3校の点検箇所の点検を実施する。	学校教育課

4.安全安心で快適に育ち、暮らすまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
4	(2) 安全・安心のまちづくりの推進	①交通安全対策の推進	交通安全の推進	交通安全は、一人ひとりがその大切さに「気付く」ことが重要であり、その「気付き」のきっかけづくりとして、各交通安全運動を中心とした啓発活動を実施します。今後も交通安全に関するルールの周知や交通安全教室を全小中学校及び幼稚園等で開催することにより、親子で交通安全を考える機会をつくります。	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 各季交通安全運動期間中に啓発活動を行うとともに子どもと高齢者に向けた交通安全教室を開催した。 全幼稚園・保育園・こども園で年次計画により実施。 【課題】 課題等なし	A 継続	交通安全は、一人ひとりがその大切さに「気付く」ことが重要であり、その「気付き」のきっかけづくりとして、各交通安全運動を中心とした啓発活動を実施する。今後も交通安全に関するルールの周知や交通安全教室を小中学校及び幼稚園等で開催することにより、親子で交通安全を考える機会をつくる。	A 継続	各季交通安全運動期間中を中心とした啓発活動とこども向けの交通安全教室を町内会や子ども会で実施する。	防災環境課 こども育成課
						【実施状況】 交通安全教室の実施と共に、全国交通安全運動にも積極的に取り組んだ 【課題】 自転車の交通ルールが変わったことに伴う、ルールの周知・徹底をさらに行う。	A 継続	交通安全教室の実施と共に、全国交通安全運動にも積極的に取り組む。	A 継続	交通安全教室の実施と共に、全国交通安全運動にも積極的に取り組む。	
4	(2) 安全・安心のまちづくりの推進	①交通安全対策の推進	交通安全意識の啓発	市内の小学生に対する交通安全ポスター・標語コンクールを実施し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。交通安全鼓笛パレードは各学校で実施するため、職員や広報車両の派遣など、必要な支援を行います。	学童期	【実施状況】 交通安全ポスター・標語コンクールを実施した。 交通安全鼓笛パレードは、学校からの要請を受け、職員及び広報車両を派遣するなどの支援を行った。 【課題】 課題等なし。	A 継続	市内の小学生に対する交通安全ポスター・標語コンクールを実施し、交通安全に対する意識の高揚を図る。交通安全鼓笛パレードは各学校で実施するため、職員や広報車両の派遣など、必要な支援を行う。	A 継続	市内の小学生を対象に交通安全ポスター・標語コンクールを実施し、交通安全に対する意識の高揚を図る。各学校で実施する交通安全鼓笛パレードを支援するため、職員や広報車両の派遣などを行う。	防災環境課
4	(2) 安全・安心のまちづくりの推進	①交通安全対策の推進	教員の指導力の向上	地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、学校と見守り隊や交通安全指導員が協力して交通安全指導に努めます。各学校へ、交通安全に関する研修の情報を積極的に提供します。	学童期・思春期	【実施状況】 各校で交通安全に関する教職員の指導力の向上に努めるよう呼びかけるとともに、校長会や教頭会、交通安全の研修の機会がある度に積極的に紹介した。 【課題】 特になし	A 継続	各校で交通安全に関する教職員の指導力の向上に努めるよう呼びかけるとともに、交通安全の研修の機会がある度に積極的に紹介する。	A 継続	各校で交通安全に関する教職員の指導力の向上に努めるよう呼びかけるとともに、交通安全の研修の機会がある度に積極的に紹介する。	学校教育課

4.安全安心で快適に育ち、暮らすまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
4	(2)安全・安心のまちづくりの推進	①交通安全対策の推進	チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの使用効果及び使用方法について普及啓発活動を幼稚園等にて展開し、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。 交通安全運動期間及び6月のシートベルト着用強化月間に市ホームページや防災無線等での呼びかけを実施します。	幼児期・子育て当事者	【実施状況】 各運動及び6月のシートベルト着用強化月間にHPや防災無線等での呼びかけを実施した。 各園より、保護者に対し、お便り等で周知した。 【課題】 課題なし	A 継続	チャイルドシートの着用効果及び着用方法について普及啓発活動を幼稚園等にて展開し、チャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。 交通安全運動期間及び6月のシートベルト着用強化月間に市ホームページや防災無線等での呼びかけを実施する。	A 継続	チャイルドシートの着用効果及び着用方法について普及啓発活動を幼稚園等にて展開し、チャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。 交通安全運動期間及び6月のシートベルト着用強化月間に市ホームページや防災無線等での呼びかけを実施する。	防災環境課 こども育成課
4	(2)安全・安心のまちづくりの推進	②地域安全活動の推進	地域防犯組織の充実	市防犯協会や防犯指導隊などとの連携や情報共有など、地域の防犯組織の育成と活動支援を行います。	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 市防犯協会の組織見直しと、警察署への情報共有などの支援を実施した。 【課題】 防犯団体の人員不足	A 継続	市防犯協会や防犯指導隊などとの連携や情報共有など、地域の防犯組織の育成と活動支援を行う。	A 継続	市防犯協会や防犯指導隊などとの連携や情報共有を行うとともに地域の防犯組織の育成と活動支援を行う。	防災環境課
4	(2)安全・安心のまちづくりの推進	②地域安全活動の推進	防犯意識の啓発	市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、防犯協会や警察署と連携し、防災無線等を使用した広報啓発活動を実施します。	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 防犯協会や警察署などと連携し、デジタルサイネージや防災無線、市公式SNSを活用し広報啓発活動を実施した。 【課題】 引き続きより効果的な広報の検討を進める。	A 継続	市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、防犯協会や警察署と連携し、防災無線等を使用した広報啓発活動を実施する。	A 継続	市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、防犯協会や警察署と連携し、防災無線やHP等を使用した広報啓発活動を実施する。	防災環境課

4.安全安心で快適に育ち、暮らすまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
4	(2)安全・安心 のまちづくりの推進	②地域安全活動の推進	防犯灯・街路灯の設置	犯罪を未然に防止する安全な環境づくりため、防犯灯・街路灯の計画的な設置や適正な管理に努めます。	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 地域からの要望箇所において、街路灯の設置を実施した。 街路灯設置数:12基 【課題】 特になし	A 継続	犯罪を未然に防止する安全な環境づくりため、防犯灯・街路灯の計画的な設置や適正な管理に努める。	A 継続	犯罪を未然に防止する安全な環境づくりを図るため、防犯灯及び街路灯の計画的な設置並びに適正な管理に努める。	道路河川課
4	(2)安全・安心 のまちづくりの推進	②地域安全活動の推進	自主防犯活動の促進	警察署や関連部署と密に情報共有を行い、不審者等の情報が入った際には、その内容と対策について、いち早く市民に周知を行います。 また、関係各課にて迅速に情報共有を行い、不審者情報と対策について適宜速やかに保護者、小中学校等へ通知します。	子育て当事者(幼児期・学童期・思春期)・学童期・思春期	【実施状況】 防犯団体(協会・指導隊)や警察署等と連携し、不審者や犯罪に関する情報の共有を行った。(防災無線を使用するような事案は発生しなかった。) 関係機関より提供のあった不審者情報について、アプリを活用して、適宜速やかに保護者に通知した。 【課題】 課題なし	A 継続	警察署や関連部署と密に情報共有を行い、不審者等の情報が入った際には、その内容と対策について、いち早く市民に周知を行う。 また、関係各課にて迅速に情報共有を行い、不審者情報と対策について適宜速やかに保護者、小中学校等へ通知する。	A 継続	警察署や関連部署と密に情報共有を行い、不審者等の情報が入った際には、その内容と対策について、いち早く市民に周知を行う。 また、関係各課にて迅速に情報共有を行い、不審者情報と対策について適宜速やかに保護者、小中学校等へ通知する。	防災環境課 こども育成課
						【実施状況】 不審者情報とそれに対する対策について、アプリを活用して、適宜速やかに小・中学校に通知するとともに、子ども支援課、生涯学習課との情報共有を行った。 【課題】 特になし	A 継続	不審者情報とそれに対する対策について、アプリを活用して、適宜速やかに小・中学校に通知するとともに、子ども支援課、生涯学習課との情報共有を行う。	A 継続	不審者情報とそれに対する対策について、アプリを活用して、適宜速やかに小・中学校に通知するとともに、子ども支援課、生涯学習課との情報共有を行う。	学校教育課
						【実施状況】 不審者等の情報は入らなかった。 【課題】 迅速なパトロール強化が図れるか課題である。	A 継続	関係機関との情報の共有化を図り非行防止と健全育成に努めたい。	A 継続	不審者情報が入った際には、少年補導員に周知しパトロールを強化する。 また、緊急時における活動の当番表を作成する。	生涯学習課

4.安全安心で快適に育ち、暮らすまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
4	(2)安全・安心のまちづくりの推進	②地域安全活動の推進	関係機関・団体との情報交換	こどもを犯罪等の被害から守るため、防犯団体(協会・指導隊)や警察署との連携により犯罪情報を共有し、防災無線等を活用した犯罪の情報周知を行います。少年補導員と連携した情報提供を行うなど、関係機関との情報共有を図り、非行防止と健全育成に努めます。	子育て当事者(幼児期・学童期・思春期)・学童期・思春期	【実施状況】学校教育課や警察署と連携し、不審者や犯罪に関する情報を共有した。(防災無線を使用するような事案は発生しなかった。) 【課題】学校や警察との情報共有体制の構築	A 継続	こどもを犯罪等の被害から守るため、防犯団体(協会・指導隊)や警察署との連携により犯罪情報を共有し、防災無線等を活用した犯罪の情報周知を行う。少年補導員と連携した情報提供を行うなど、関係機関との情報共有を図り、非行防止と健全育成に努める。	A 継続	こどもを犯罪等の被害から守るため、防犯団体(協会・指導隊)や警察署との連携により犯罪情報を共有するとともに、防災無線等を活用した犯罪の情報周知を行う。	防災環境課
						【実施状況】全小・中学校で防犯教室を実施した。 【課題】特になし	A 継続	少年補導員と連携した情報提供を行う。	A 継続	少年補導員と連携した情報提供を行う。	学校教育課
4	(2)安全・安心のまちづくりの推進	②地域安全活動の推進	関係機関・団体との情報交換	こどもを犯罪等の被害から守るため、防犯団体(協会・指導隊)や警察署との連携により犯罪情報を共有し、防災無線等を活用した犯罪の情報周知を行います。少年補導員と連携した情報提供を行うなど、関係機関との情報共有を図り、非行防止と健全育成に努めます。	子育て当事者(幼児期・学童期・思春期)・学童期・思春期	【実施状況】学校教育課や生活防災課と連携した。 【課題】特になし	A 継続	関係機関との情報の共有化を図り非行防止と健全育成に努めたい。	A 継続	関係機関との情報の共有化を図り非行防止と健全育成に努めたい。	生涯学習課
4	(2)安全・安心のまちづくりの推進	②地域安全活動の推進	パトロール活動の推進	PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の地域団体、関係機関が連携し、学校付近や通学路等においてパトロール活動を実施します。	幼児期・学童期	【実施状況】防犯団体(協会・指導隊)が各自パトロールを実施し、児童・生徒の見守りを行った。 【課題】課題なし	A 継続	PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の地域団体、関係機関が連携し、学校付近や通学路等においてパトロール活動を実施する。	A 継続	市のイベント開催時や学校付近及び通学路において防犯団体(協会・指導隊)が各自パトロールを実施し、児童・生徒の見守りを行う。	防災環境課

4.安全安心で快適に育ち、暮らすまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況		指 針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度		
4	(2) 安 全・ 安心の まちづ くりの 推進	②地 域安 全活 動の 推進	パトロー ル活 動の推 進	PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の地域団体、関係機関が連携し、学校付近や通学路等においてパトロール活動を実施します。	幼児 期・学 童期	【実施状況】 見守り隊の活動を実施した。 【課題】 特になし	A 継続	見守り隊の活動を実施する。	A 継続	見守り隊の活動を実施する。	学校教育課	
						【実施状況】 市内イベント補導を実施した。 【課題】 特になし	A 継続	関係機関との情報の共有化を図り非行防止と健全育成に努めたい。	A 継続	関係機関との情報の共有化を図り非行防止と健全育成に努めたい。	生涯学習課	
4	(2) 安 全・ 安心の まちづ くりの 推進	②地 域安 全活 動の 推進	防犯講習 の実施	こどもが犯罪等に遭わないようにするための防犯教室を各小中学校で実施します。 関係機関との情報共有を図り、犯罪に巻き込まれないよう非行防止と健全育成に努めます。	幼児 期・学 童期・ 思春期	【実施状況】 令和7年度は防犯講習にかかる依頼等はなし。 【課題】 防犯教室については防災環境課への依頼がなかったため、課題なし。	A 継続	学校や方部会などの要望に応じて、防犯講習を実施する。	A 継続	学校や町内会などの要望に応じて、防犯講習を実施する。	防災環境課	
						【実施状況】 全小中学校で防犯教室を実施した。 【課題】 特になし	A 継続	全小中学校で防犯教室を実施する。	A 継続	全小中学校で防犯教室を実施する。	学校教育課	
						【実施状況】 防犯講習の実施はなかった。 【課題】 特になし	A 継続	地域の要望に応じて、出前講座等を活用し、防犯意識を高めるための機会を提供する。	A 継続	地域の要望に応じて、出前講座等を活用し、防犯意識を高めるための機会を提供する。	生涯学習課	
4	(2) 安 全・ 安心の まちづ くりの 推進	②地 域安 全活 動の 推進	「ひなんの 家」の設置	こどもが危険を感じた時や困ったことが起きた時の緊急避難場所となる「ひなんの家」の拡充に向けて協力を依頼するとともに、学校と情報共有を図り、定期的に名簿の見直し、ステッカーの更新を行います。	学童 期・思 春期	【実施状況】 必要に応じ「ひなんの家」ステッカーを配布した。 【課題】 学校での周知活動と連動できているかが課題である。	A 継続	学校と情報共有を図り、名簿の見直しを行い更新する。	A 継続	学校と情報共有を図り、名簿の見直しを行い更新する。	生涯学習課	

4.安全安心で快適に育ち、暮らすまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指 針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
4	(2)安全・安心のまちづくりの推進	③こどもへの有害環境対策の推進	こどもや保護者に対する教育・啓発の推進	幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、高等学校のPTAや生徒会等が主体となり、メディアコントロールの推進に取り組みます。さらにメディアコントロールの普及・拡大に向けて中学校区で講演会等を実施します。	幼児期・学童期・思春期・子育て当事者	【実施状況】各学校でメディアコントロールの取り組みを実施した。また、各学校や中学校区で講演会等を実施した。 【課題】特になし	A 継続	各学校でメディアコントロールの取り組みを実施する。また、中学校区で講演会等を実施する。	A 継続	各学校でメディアコントロールの取り組みを実施する。また、中学校区で講演会等を実施する。	学校教育課
4	(2)安全・安心のまちづくりの推進	③こどもへの有害環境対策の推進	社会を明るくする街頭啓発活動	犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更正について理解を深めるため、街頭啓発等の活動を行い、犯罪のない社会の実現を目指します。	学童期・思春期・青年期	【実施状況】7月の強化月間に併せて、街頭活動を行った。 【課題】特になし	A 継続	街頭啓発活動等を行い犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない社会の実現を目指す。	A 継続	街頭啓発活動等を行い犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない社会の実現を目指す。	生涯学習課

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
5	(1) 学校生活等課題を抱えるこどもの支援		いじめの早期発見・早期対応	学級満足度尺度と学校生活意欲尺度を測定できるQUテストを年2回実施し、より良い学級づくりのために活用を図るとともに、より良い人間関係づくりを進めることで、いじめの未然防止、早期発見に努めます。 児童生徒対象、保護者対象のアンケート調査を定期的に実施します。	学童期・思春期	【実施状況】 全小・中学校でQUテストを年2回実施し、その分析・評価により良い学級づくりのための活用を図った。 さらに、いじめの未然防止と早期発見のために、児童生徒と保護者を対象としたアンケート調査を行った。 【課題】 特になし	A 継続	学級満足度尺度と学校生活意欲尺度を測定できるQUテストを年2回実施し、より良い学級づくりのために活用を図るとともに、より良い人間関係づくりを進めることで、いじめの未然防止、早期発見に努める。 児童生徒対象、保護者対象のアンケート調査を定期的に実施する。	A 継続	全小・中学校でQUテストを年2回実施し、その分析・評価により良い学級づくりのための活用を図った。 さらに、いじめの未然防止と早期発見のためのアンケート調査を、児童生徒対象(年5回以上)と保護者対象(年3回以上)として行う。	学校教育課
5	(1) 学校生活等課題を抱えるこどもの支援		不登校児童生徒への早期対応	QUテストを実施し学級の実態を把握することで、不登校の未然防止、早期対応、早期解決に努めます。	学童期・思春期	【実施状況】 QUテストにより学級の実態を把握し、支援が必要な児童生徒にきめ細やかな支援を行い、不登校等の未然防止と学級経営の充実につなげた。 【課題】 特になし	A 継続	QUテストを実施し学級の実態を把握することで、不登校の未然防止、早期対応、早期解決に努める。	A 継続	QUテストにより学級の実態を把握し、組織的な生徒指導により支援が必要な児童生徒にきめ細やかな支援を行い、組織的な不登校の未然防止・早期対応、早期解決に努める。	学校教育課
5	(1) 学校生活等課題を抱えるこどもの支援		問題行動および非行の防止	生徒指導研修会や校長会、教頭会を通して、QUテストを始めとする各種調査の分析やこどもと向き合う時間の十分な確保、日常生活の観察に努めるよう働きかけます。	学童期・思春期	【実施状況】 生徒指導研修会や校長会、教頭会を通して、QUテストをはじめとする各種調査の分析やその活用について周知した。さらに、働き方改革の促進を図り、こどもと向き合う時間の十分な確保、日常生活の観察に努めるよう働きかけた。 【課題】 学校でできる働き方改革は進んで来ていると感じる。一方、学校だけでは限界もあると感じている。	A 継続	生徒指導研修会や校長会、教頭会を通して、QUテストを始めとする各種調査の分析やこどもと向き合う時間の十分な確保、日常生活の観察に努めるよう働きかける。	A 継続	継続して、生徒指導研修会や校長会、教頭会を通して、QUテストをはじめとする各種調査の分析やその活用について周知する。また、業務量管理を適切に行い、働き方改革の促進を図ることで、こどもと向き合う時間の十分な確保、日常生活の観察に努めるよう働きかける。	学校教育課
5	(1) 学校生活等課題を抱えるこどもの支援		家庭・地域・関係機関との連携	見守り隊との交流や親子行事の開催に加え、日常生活や道徳の授業を通して、あいさつの励行や共同活動の充実を図ります。	学童期・思春期	【実施状況】 日常生活や道徳の授業を通して、あいさつの励行や地域の方との共同活動の機会を設定した。 【課題】 特になし	A 継続	見守り隊との交流や親子行事の開催に加え、日常生活や道徳の授業を通して、あいさつの励行や共同活動の充実を図る。	A 継続	日常生活や道徳の授業を通してあいさつの励行や地域の方との共同活動の機会を充実させる。	学校教育課

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
5	(1) 学校生活等課題を抱えるこどもの支援		スクールカウンセラー配置事業【再掲】	各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者にカウンセリングを行います。また、スクールカウンセラーと教職員によるコンサルテーションを行い、関係機関との連携を図りながら、問題の早期対応につなげます。 ※コンサルテーション 相談、専門家の診断や鑑定を受けること	学童期・思春期・子育て当事者	【再掲】 【実施状況】 各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者にカウンセリングを行います。また、スクールカウンセラーと教職員によるコンサルテーションを行い、関係機関との連携を図りながら、問題の早期対応につなげます。 ※コンサルテーション 相談、専門家の診断や鑑定を受けること 【課題】 カウンセラー配置の時間を増やしてほしいとの学校からの要望はあるものの、予算等の関係から難しい状況にある。	A 継続	【再掲】 各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者にカウンセリングを行う。また、スクールカウンセラーと教職員によるコンサルテーションを行い、関係機関との連携を図りながら、問題の早期対応につなげる。	A 継続	【再掲】 各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者にカウンセリングを行います。また、スクールカウンセラーと教職員によるコンサルテーションを行い、関係機関との連携を図りながら、問題の早期対応につなげます。 ※コンサルテーション 相談、専門家の診断や鑑定を受けること	学校教育課
5	(1) 学校生活等課題を抱えるこどもの支援	相談・立直り支援の推進		いじめ等の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。各校において教育相談の充実を図るとともに、各校の必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣します。	学童期・思春期	【実施状況】 いじめ等の早期発見と早期対応の実現に向けて、各校に配置のスクールカウンセラーの効果的な活用と定期的アンケート調査を実施した。 各校の必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣できるよう、各校への周知を図った。 【課題なし】 特になし	A 継続	いじめ等の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努める。 各校において教育相談の充実を図るとともに、各校の必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する。	A 継続	いじめ等の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応のために、スクールカウンセラーや関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努める。 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣できるよう周知する。	学校教育課 こども支援課
5	(2) 児童虐待防止対策の推進		こども家庭センターの設置【再掲】	令和6年4月から、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもへの新たな支援体制をスタートさせ、関係機関との連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげます。	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【再掲】 【実施状況】 サポートプラン作成件数 実世帯 24世帯 新規 16件 更新 13件 合同ケース会議回数 定例 12回 随時 91回 【課題】 相談や助言・既存事業だけでは解決しない不適切な養育環境に置かれた児童への直接支援として「児童育成支援拠点事業」の導入を視察しながら検討してきた。	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげる。	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげる。 児童育成支援拠点事業「みらいテラス」に必要なケースをつなぎ支援していく。	こども支援課

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
5	(2) 児童虐待防止対策の推進		虐待の早期発見・早期対応	虐待の早期発見・早期対応を進めるため、こども家庭センターとして妊娠期からの切れ目ない支援の充実や、幼稚園や保育園、小中学校、子育て支援機関等との連携を図ります。	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・子育て当事者	【実施状況】 虐待の早期発見・早期対応を進めるため、こども家庭センターとして妊娠期からの切れ目ない支援の充実や、幼稚園や保育園、小中学校、子育て支援機関等との連携を図った。 【課題】 特になし	A 継続	虐待の早期発見・早期対応を進めるため、こども家庭センターとして妊娠期からの切れ目ない支援の充実や、幼稚園や保育園、小中学校、子育て支援機関等との連携を図る。	A 継続	虐待の早期発見・早期対応を進めるため、こども家庭センターとして妊娠期からの切れ目ない支援の充実や、幼稚園や保育園、小中学校、子育て支援機関等との連携を図る。	こども支援課 学校教育課
5	(2) 児童虐待防止対策の推進		虐待に関する相談支援体制の充実	虐待に関する相談については、児童相談所に加え、児童家庭支援センターとも連携し、支援体制の充実を図ります。	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・子育て当事者	【実施状況】 虐待に関する相談については、児童相談所に加え、児童家庭支援センターとも連携し、支援体制の充実を図った。 【課題】 特になし	A 継続	虐待に関する相談については、児童相談所に加え、児童家庭支援センターとも連携し、支援体制の充実を図る。	A 継続	虐待に関する相談については、児童相談所に加え、児童家庭支援センターとも連携し、支援体制の充実を図る。	こども支援課
5	(2) 児童虐待防止対策の推進		要保護児童対策地域協議会の推進	児童福祉法に基づく「白河市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議を開催します。各構成機関の連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で子育て支援を推進し、要保護児童へのきめ細かな対応に取り組めます。また、市内の小中学校、幼稚園・保育園・認定こども園等に届くすべての児童・生徒にチラシを配付し、児童虐待の啓発を図ります。	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・子育て当事者	【実施状況】 児童福祉法に基づく「白河市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議を開催し、各構成機関の連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で子育て支援を推進し、要保護児童へのきめ細かな対応に取り組んだ。また、市内の小中学校、幼稚園・保育園・認定こども園等に届くすべての児童・生徒にチラシを配付し、児童虐待の啓発を図った。 【課題】 ケースにより臨機応変な対応が求められる。チラシのデザインなど啓発効果がより高くなるように努めたい。	A 継続	児童福祉法に基づく「白河市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議を開催し、各構成機関の連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で子育て支援を推進し、要保護児童へのきめ細かな対応に取り組む。また、市内の小中学校、幼稚園・保育園・認定こども園等に届くすべての児童・生徒にチラシを配付し、児童虐待の啓発を図る。	A 継続	児童福祉法に基づく「白河市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議を開催し、各構成機関の連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で子育て支援を推進し、要保護児童へのきめ細かな対応に取り組む。また、市内の小中学校、幼稚園・保育園・認定こども園等に届くすべての児童・生徒にチラシを配付し、児童虐待の啓発を図る。 チラシは、デザインを改め配布する。	こども支援課

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
5	(2) 児童虐待防止対策の推進		乳児全戸訪問(こんには赤ちゃん)事業【再掲】	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。	子育て当事者(乳児期)	【再掲】 【実施状況】 訪問件数 220人 【課題】 外国人(日本語の理解が不十分であるケース)への対応 記録に時間がかかる	A 継続	【再掲】 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う。	A 継続	【再掲】 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う。 企画調整課と連携し、多文化共生の取組みを検討する。 記録のデジタル化の検討をする。	こども支援課
5	(2) 児童虐待防止対策の推進		ホームスタート事業【再掲】	未就学児のこどもがいる世帯を対象に、地域の子育て経験者(ホームビジター)が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト(育児放棄)等の虐待防止及び早期発見、並びに親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立の防止などに努めます。	子育て当事者(乳幼児期)	【再掲】 【実施状況】 登録者数 トラスティ兼オーガナイザー 1人 オーガナイザー 4人 ホームビジター 23人 訪問回数 23家庭(延べ136回) 【課題】 本当に支援が必要な方に情報がなかなか届かない。	A 継続	【再掲】 未就学のこどもがいる家庭を対象に、地域の子育て経験者(ホームビジター)が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト(育児放棄)等の虐待防止及び早期発見につなげるとともに、親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立の防止などに努める。	A 継続	【再掲】 妊娠中の方から小学生を1人でも養育する家庭を対象に、地域の子育て経験者(ホームビジター)が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト(育児放棄)等の虐待防止及び早期発見につなげるとともに、親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立の防止などに努める。 また、ホームページや広報等で周知していく。	こども支援課
5	(2) 児童虐待防止対策の推進		児童育成支援拠点事業の実施【再掲】	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供等を行うとともに、適切な関係機関へつなぐなど、個々の状況に応じた包括的な支援を提供することで、虐待の未然防止、児童の最善の利益の保障、および健全な育成を図ります。	学童期・思春期・子育て従事者				C 新規	【再掲】 養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供等を行うとともに、適切な関係機関へつなぐなど、個々の状況に応じた包括的な支援を提供することで、虐待の未然防止、児童の最善の利益の保障、および健全な育成を図る。	こども支援課

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況		指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度		
5	(3) 障がい児 施策の充 実		乳幼児健康診査 【再掲】	乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び1歳児、2歳児歯科健康診査を行います。 継続的に支援を要することも把握し、受診後に適切なフォローを行います。また、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧めます。	乳幼児期	【再掲】 【実施状況】 受診者数 1か月児 231人 4か月児 248人 1歳児 267人 1歳6か月児 297人 2歳児 264人 3歳児 344人 【課題】 特になし	A 継続	【再掲】 乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、1か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び1歳児、2歳児歯科健康診査を行う。 継続的に支援を要することも把握し、受診後に適切なフォローを行う。また、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧める。	A 継続	【再掲】 乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、1か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び1歳児、2歳児歯科健康診査を行う。 継続的に支援を要することも把握し、受診後に適切なフォローを行う。また、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧める。	こども支援課	
5	(3) 障がい児 施策の充 実	障がい児 教育の充 実		市内の幼稚園・保育園・こども園等において心身の発達に不安のあるこどもの教育相談や教育の充実に努めます。 教育委員会で該当園児の実態把握に努め、家庭児童相談員による教育相談を行い、就学への円滑な移行を進めます。	幼児期・学 童期・ 子育て 当事者	【実施状況】 教育委員会で該当園児の実態把握に努め、就学への円滑な移行を進めた。 【課題】 特になし	A 継続	市内の幼稚園・保育園・認定こども園等において心身の発達に不安のあるこどもの教育相談や教育の充実に努める。 教育委員会で該当園児の実態把握に努め、家庭児童相談員による教育相談を行い、就学への円滑な移行を進める。	A 継続	教育委員会で該当園児の実態把握に努め、就学への円滑な移行を進める。	学校教育課	
						【実施状況】 関係課や保護者から相談を受け、保健技師や家庭児童相談員による相談支援等を行った。 【課題】 特になし	A 継続		A 継続	関係課や保護者から相談を受け、保健技師や家庭児童相談員による相談支援等を行う。	こども支援課	
						【実施状況】 すこやか相談会・フォローアップ訪問を実施している。教育委員会・こども支援課と連携しながら進めることができた。 【課題】 該当園児への関わり方について、専門的な指導助言を求める場が非常に少ない。	A 継続		A 継続	市内の幼稚園・保育園・認定こども園等において心身の発達に不安のあるこどもの教育相談や教育の充実に努める。 該当園児への関わり方について、必要に応じて県の事業である地域支援体制整備事業(指導助言を求める等)を活用することができないか検討する。	こども育成課	

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
5	(3) 障がい児施策の充実		療育体制の整備	障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図ります。	幼児期・学童期・思春期・子育て当事者	【実施状況】継続 【課題】特になし	A 継続	障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図る。	A 継続	障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図る。	社会福祉課
5	(3) 障がい児施策の充実		障がい児の在宅生活支援	障がい児を有する児童が地域生活を送りやすいように、家庭介護の状況により、ホームヘルプサービスや介護者の一時的用事のため介護できない場合に短期入所を提供します。 療育指導が必要な児童に対し、児童通所支援施設において、児童発達支援や放課後等デイサービス等を提供するとともに、一人ひとりの抱える課題を適切に解決するために障がい児相談を支援します。	幼児期・学童期・思春期・子育て当事者	【実施状況】障がい福祉サービス(実績)5人 障がい児通所サービス(実績)282人 【課題】特になし	A 継続	障がい児を有する児童が地域生活を送りやすいように、家庭介護の状況により、ホームヘルプサービスや介護者の一時的用事のため介護できない場合に短期入所を提供する。 療育指導が必要な児童に対し、児童通所支援施設において、児童発達支援や放課後等デイサービス等を提供するとともに、一人ひとりの抱える課題を適切に解決するために障がい児相談を支援する。	A 継続	障がい児を有する児童が地域生活を送りやすいように、家庭介護の状況により、ホームヘルプサービスや介護者の一時的用事のため介護できない場合に短期入所を提供する。 療育指導が必要な児童に対し、児童通所支援施設において、児童発達支援や放課後等デイサービス等を提供するとともに、一人ひとりの抱える課題を適切に解決するために障がい児相談を支援する。	社会福祉課
5	(3) 障がい児施策の充実		就学前の障がい児の発達支援の無償化	子育て家庭を応援するため、3～5歳の障がい児が利用する児童発達支援等のサービスについて、利用者負担の無償化を継続して実施します。	幼児期・子育て当事者	【実施状況】無償化対象児童数(実績)78人 【課題】特になし	A 継続	子育て家庭を応援するため、3～5歳の障がい児が利用する児童発達支援等のサービスについて、利用者負担の無償化を継続して実施する。	A 継続	子育て家庭を応援するため、3～5歳の障がい児が利用する児童発達支援等のサービスについて、利用者負担の無償化を継続して実施する。	社会福祉課

5. 支援が必要な子ども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
5	(3) 障がい児 施策の充 実		白河っ子 応援事業 【再掲】	幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、 年中児(4～5歳)を対象にすこやか相談 会やフォローアップを実施します。	幼児 期・子 育て当 事者	【再掲】 【実施状況】 ・すこやか相談会 回数:33回 実施児童数:274名 ・フォローアップ訪問 回数:21回 実施児童数:201名(年中児・年長児の フォローアップ児・経過観察児) ・健診事後訪問 回数:37回 実施児童数:延200人 ・発達障害児支援に関する研修会 回数:6回 人数:21名 ・白河っ子応援事業連携会議(支援課・育 成課・教育委員会の関係者との連携会 議) 回数:1回 人数:6名 ・小学校見学同行支援 延7人 【課題】 課題なし	A 継続	【再掲】 幼稚園・保育園・認定こども園を訪問 し、年中児(4～5歳)を対象にすこや か相談会やフォローアップを実施す る。保護者にも参加していただき、子 どもの遊びの様子を共有した後、臨床 心理士言語聴覚士・保健師・相談員に よる個別の相談会を実施する。	A 継続	【再掲】 幼稚園・保育園・認定こども園を訪問 し、年中児(4～5歳)を対象にすこや か相談会やフォローアップ訪問を実施 する。保護者にも参加していただき、 子どもの遊びの様子を共有した後、臨 床心理士言語聴覚士・保健師・相談員 等による個別の相談会を実施する。	こども育成課
5	(3) 障がい児 施策の充 実		特別児童 扶養手当 の支給	20歳未満で身体又は精神に障がいをも つ児童を家庭で監護、療育している父 母等を対象に特別児童扶養手当を支給 します。	子育て 当事者 (幼児 期・学 童期・ 思春 期)	【実施状況】 特別児童扶養手当 支給対象者 (実績)302人 【課題】 特になし	A 継続	20歳未満で身体又は精神に障がい をもつ児童を家庭で監護、療育して いる父母等を対象に特別児童扶養手 当を支給する。	A 継続	20歳未満で身体又は精神に障がい をもつ児童を家庭で監護、療育して いる父母等を対象に特別児童扶養手 当を支給する。	社会福祉課
5	(3) 障がい児 施策の充 実		障がい児 福祉手当 の支給	20歳未満で障がい重度のため日常生 活において常時介護を必要とする状態 にある在宅の方に障がい児福祉手当を 支給します。	幼児 期・学 童期・ 思春 期	【実施状況】 障がい児福祉手当 支給対象者 (実績)30人 【課題】 特になし	A 継続	20歳未満で障がい重度のため日 常生活において常時介護を必要とす る状態にある在宅の方に障がい児福 祉手当を支給する。	A 継続	20歳未満で障がい重度のため日 常生活において常時介護を必要とす る状態にある在宅の方に障がい児福 祉手当を支給する。	社会福祉課

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況		指針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度		
5	(3) 障がい児 施策の充 実		自立支援 医療(育成 医療)の助 成	18歳未満の身体障がいのある児童で、 障がいを除去、軽減する手術等の治療に よって確実に効果が期待できる者に対し て、生活の能力を得るための育成医療費 を助成します。	幼児 期・学 童期・ 思春期	【実施状況】 育成医療 支給対象者 (実績)0人 【課題】 特になし	A 継続	18歳未満の身体障がいのある児童 で、障がいを除去、軽減する手術等の 治療によって確実に効果が期待でき る者に対して、生活の能力を得るため の育成医療費を助成する。	A 継続	18歳未満の身体障がいのある児童 で、障がいを除去、軽減する手術等の 治療によって確実に効果が期待でき る者に対して、生活の能力を得るため の育成医療費を助成する。	社会福祉課	
5	(3) 障がい児 施策の充 実		補装具費 の支給	身体に障がいのある児童が、将来社会人 として自活するための育成を助長するた めに、身体機能を補完・代替する補装具 の交付と修理を行います。	幼児 期・学 童期・ 思春期	【実施状況】 補装具費支給事業 (実績)22件 【課題】 特になし	A 継続	身体に障がいのある児童が、将来社 会人として自活するための育成を助 長するために、身体機能を補完・代替 する補装具の交付と修理を行う。	A 継続	身体に障がいのある児童が、将来社 会人として自活するための育成を助 長するために、身体機能を補完・代替 する補装具の交付と修理を行う。	社会福祉課	
5	(3) 障がい児 施策の充 実		地域生活 支援事業	単独で外出困難な障がい児の余暇活動 や社会参加のための移動支援を提供しま す。 見守りが必要な児童の預かりを行う「日 中一時支援」を提供します。 障がい児の日常生活がより円滑に行わ れるよう、日常生活用具の給付を行いま す。	幼児 期・学 童期・ 思春期	【実施状況】 移動支援(実績)9人 日中一時支援(実績)50人 日常生活用具給付(実績)3件 【課題】 特になし	B 拡充	単独で外出困難な障がい児の余暇活 動や社会参加のための移動支援を提 供する。 見守りが必要な児童の預かりを行う 「日中一時支援」を提供する。 障がい児の日常生活がより円滑に行 われるよう、日常生活用具の給付を行 う。	A 継続	単独で外出困難な障がい児の余暇活 動や社会参加のための移動支援を提 供する。 見守りが必要な児童の預かりを行う 「日中一時支援」を提供する。 障がい児の日常生活がより円滑に行 われるよう、日常生活用具の給付を行 う。	社会福祉課	
5	(3) 障がい児 施策の充 実		医療的ケ ア児支援 事業	医療的ケアが必要なこども(医療的ケア 児)の支援のため、「医療的ケア児等コー ディネーター」を配置し、圏域内の現状を 把握しながら医療、福祉、教育分野の連 携を総合的に調整するとともに、多様な ニーズに対応するため、通所や短期入所 施設、訪問サービス事業所等、社会資源 の充実を促進します。	幼児 期・学 童期・ 思春期	【実施状況】 医療的ケア児等コーディネーター配置数 5人 県南圏域医療的ケア児地域支援会議開 催計3回 【課題】 特になし	C 新規	医療的ケアが必要なこども(医療的ケ ア児)の支援のため、「医療的ケア児等 コーディネーター」を配置し、圏域内の 現状を把握しながら医療、福祉、教育 分野の連携を総合的に調整するとと もに、多様なニーズに対応するため、 通所や短期入所施設、訪問サービス事 業所等、社会資源の充実を促進する。	A 継続	医療的ケアが必要なこども(医療的ケ ア児)の支援のため、「医療的ケア児等 コーディネーター」を配置し、圏域内の 現状を把握しながら医療、福祉、教育 分野の連携を総合的に調整するとと もに、多様なニーズに対応するため、 通所や短期入所施設、訪問サービス事 業所等、社会資源の充実を促進する。	社会福祉課	
5	(3) 障がい児 施策の充 実		特別支援 学級児童 生徒の適 正な就学	こども一人ひとりに対する日常生活にお ける観察の充実、変容の把握に努め、各 校の必要に応じて、指導主事等を派遣し ます。	学童 期・思 春期	【実施状況】 各校の必要に応じて、指導主事等を派遣 した。 【課題】 特になし	A 継続	各校の必要に応じて、指導主事等を派 遣する。	A 継続	各校の必要に応じて、指導主事等を派 遣する。	学校教育課	

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
5	(3) 障がい児 施策の充 実		特別支援 教育の推 進	学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障 がい(ADHD)、高機能自閉症等、教育や 療育に特別のニーズのあることについ て、教員の資質向上のために研修の機会 (支援員研修会、特別支援学級担当研修 会、担当者会議)を持つとともに、個別の かかりりへの支援をします。	学童 期・思 春期	【実施状況】 支援員研修会・・・2回実施 特別支援学級担任研修会・・・1回実施 担当者会議・・・1回実施 【課題】 特になし	A 継続	支援員研修会・・・2回実施予定 特別支援学級担任研修会・・・1回実施 予定 担当者会議・・・1回実施予定	A 継続	支援員研修会・・・1回実施予定 特別支援学級担任研修会・・・2回実施 予定 担当者会議・・・1回実施予定	学校教育課
5	(4) こども の貧 困・ 生活 困窮 対策		こども家 庭セン ターの設 置 【再掲】	令和6年4月に、これまでの「子育て世代 包括支援センター」と「子ども家庭総合支 援拠点」を一体化し、「こども家庭セン ター」として、すべての妊産婦・子育て家 庭・こどもへの新たな支援体制をスタート させました。 関係機関と連携を図りながら、実情に応 じた切れ目ない支援につなげます。	妊娠 期・乳 幼児 期・学 童期・ 思春 期・青 年期・ 子育て 当事者	【再掲】 【実施状況】 サポートプラン作成件数 実世帯 24世帯 新規 16件 更新 13件 合同ケース会議回数 定例 12回 随時 91回 【課題】 相談や助言・既存事業だけでは解決しな い不適切な養育環境に置かれた児童への 直接支援として「児童育成支援拠点事業」 の導入を視察しながら検討してきた。	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に 応じた切れ目ない支援につなげる。	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に 応じた切れ目ない支援につなげる。 児童育成支援拠点事業「みらいテラ ス」に必要なケースをつなぎ支援して いく。	こども支援課
5	(4) こども の貧 困・ 生活 困窮 対策		児童育成 支援拠点 事業の実 施 【再掲】	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に 居場所のない児童に対し、居場所となる 場を開設し、児童とその家庭が抱える多 様な課題に応じて、生活習慣の形成、学 習支援、食事の提供等を行うとともに、 適切な関係機関へつなぐなど、個々の状 況に応じた包括的な支援を提供すること で、虐待の未然防止、児童の最善の利益 の保障、および健全な育成を図ります。	学童 期・思 春期・ 子育て 従事者				C 新規	【再掲】 養育環境等に課題を抱え、家庭や学 校に居場所のない児童に対し、居場所 となる場を開設し、児童とその家庭が 抱える多様な課題に応じて、生活習慣 の形成、学習支援、食事の提供等を行 うとともに、適切な関係機関へつなぐ など、個々の状況に応じた包括的な支 援を提供することで、虐待の未然防 止、児童の最善の利益の保障、および 健全な育成を図る。	こども支援課

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
5	(4) こどもの貧困・生活困窮対策		生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)に基づき、生活サポート相談窓口を設置して、相談支援員による生活困窮者の相談を実施します。そのため、主任相談支援員、就労支援員、相談支援員、家計改善支援員、就労準備支援員の相談体制を確保します。自立へ向けた支援プランを作成し、ハローワークと連携した就労活動のサポートを実施するなど、生活に困窮した者が、生活保護に至る前に自立した安定的な生活を送ることができるよう支援します。	思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 ・新規相談受付数92人 ・プラン作成数9人 ・就労開始者3人 ※(福祉的就労含む。) ・居住支援事業に協力する宿泊所を1つ確保した。 ・相談支援員の住まいの相談支援員国研修への参加 ・就労支援員、相談支援員の県研修への参加 ・就労支援員の東北地区研修への参加 【課題】 特になし	A 継続	①自立相談支援事業(相談業務) ②住居確保給付金(家賃補助、引越費用補助(R7~)) ③就労支援事業(就労を支援業務) ④就労準備支援事業(就労に向けた準備、自立を促す事業) ⑤家計改善支援事業(家計収支を見える化する事業) ⑥子どもの学習・生活支援事業(学習支援や養育など支援) ⑦居住支援事業(シェア事業(R7~))	A 継続	・住まいの相談窓口が令和7年度から努力義務化されており、住まいの相談支援員の研修を受けた相談支援員を中心に、住居確保給付金制度等からの生活支援を行う。 ・令和7年度確保した宿泊所は女性是不可だったので、女性のシェア事業の宿泊所を確保する。 ・相談支援員のスキルアップのための研修参加を継続する。 ・支援調整会議の開催と、守秘義務を課した「福祉まるごと支援会議」を開催し、生活困窮の立場から幅広く相談支援を実施し、支援機関と連携した対応で狭間の課題に対応する。	社会福祉課
5	(5) ひきこもり支援の推進		ひきこもり相談支援センターの設置運営	ひきこもり状態にある人やその家族の悩みや問題解決のため、民間委託によるワンストップ窓口「白河市ひきこもり相談支援センターTUNAG〜つなぐ〜」を中心に、関係機関と連携し、相談支援や適切な支援機関への案内・誘導を行います。	学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 ・白河市ひきこもり支援センターTUNAG〜つなぐ〜の設置・運営(1カ所) ※社会福祉法人優樹福祉会に委託 ・「白河市ひきこもり等孤独・孤立対策推進事業」 相談件数 延べ1,571件 うち定着支援 延べ206件 社会参加活動の参加延べ人数 272人 事業参加者数 108人 うち社会参加者数 38人 うち就業者数 3人 【課題】 特になし	A 継続	①ひきこもり自立支援事業 (ひきこもりに特化した相談窓口を設置・運営し、来所や電話、電子メール及び訪問、アウトリーチ等による相談支援、居場所づくり、社会参加への応援、支援者の定例会の開催) ②ひきこもり等孤独・孤立対策推進事業 (孤独・孤立の問題を抱える幅広い世代を対象とした相談支援やオンライン居場所づくり、出張相談会を実施する)	A 継続	・令和2年9月より、ひきこもりの方(年齢制限なし)に関する市の窓口として、委託によりワンストップ窓口「白河市ひきこもり相談支援センターTUNAG〜つなぐ〜」を運営し、チラシの配布等の周知広報に努めながら、電話やメール、来所、訪問による相談支援を実施する。SNSによる相談支援やオンライン居場所づくりなどにより、令和8年以降は特に就職氷河期世代等への支援に力を入れていく。 ・白河市ひきこもり支援センターTUNAG〜つなぐ〜の相談者の定着支援を実施しているが、その結果、定着できたのか(アウトカム評価)を実施し、より効果的な取り組みとする。	社会福祉課
5	(5) ひきこもり支援の推進		若者居場所づくり事業の設置運営	ひきこもりやニートなど、他者とのコミュニケーションが苦手であったり、就労への意識が低かったりと、社会生活を営む上で困難を抱える若者(概ね年齢15歳〜39歳)に対し、関係町村と共同で、社会と個人をつなぐ居場所(ユースプレイス)を提供し、就労や進学など社会的な自立に向けた各種プログラムを行います。	思春期・青年期	【実施状況】 ・ユースプレイス県南の設置・運営(1カ所) ※近隣町村との共同設置・利用 ※アネシス学院株式会社に委託 登録者数 35名 最年少 12歳 最年長 49歳 居場所の開催 延べ213回 利用者数 1,686名 進学 1名 福祉的就労 4名 就労 5名 【課題】 特になし	A 継続	①ユースプレイス県南 (個別相談、ボランティア体験、コミュニケーション能力アップのためのプログラム、就労支援の実施)	A 継続	・ユースプレイス県南の活動は、様々なプログラムを通して、社会と個人をつなぐ居場所となり、進学や通学、福祉的な就労や一般就労などの実績を残している。 ・引き続き、地域のなかにおり、繋がりにくい、ひきこもりやニートなど社会生活を営むうえで困難を抱える若者に対して、居場所の提供と各種プログラムを実施していく。	社会福祉課

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
5	(6) ケア ラー 支援 の推 進		こども家 庭セン ターの設 置 【再掲】	令和6年4月から、これまでの「子育て世 代包括支援センター」と「子ども家庭総合 支援拠点」を一体化し、「こども家庭セン ター」として、全ての妊産婦・子育て世帯・ こどもへの新たな支援体制をスタートさ せ、関係機関との連携を図りながら、実 情に応じた切れ目ない支援につなげま す。	妊娠・乳 幼児・学 童期・学 童期・思 春期・子 育て当 事者	【再掲】 【実施状況】 サポートプラン作成件数 実世帯 24世帯 新規 16件 更新 13件 合同ケース会議回数 定例 12回 随時 91回 【課題】 相談や助言・既存事業だけでは解決しな い不適切な養育環境に置かれた児童へ の直接支援として「児童育成支援拠点事 業」の導入を視察しながら検討してきた。	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に 応じた切れ目ない支援につなげる。	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に 応じた切れ目ない支援につなげる。 児童育成支援拠点事業「みらいテラ ス」に必要なケースをつなぎ支援して いく。	こども支援課
5	(6) ケア ラー 支援 の推 進		白河っ子 家事・育児 サポート 事業 【再掲】	家事・育児等に不安・負担を抱える子育 て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が 家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家族 が抱える不安や悩みを傾聴するととも に、家事・育児等の支援を行います。	子育て 当事者 (妊娠・乳 幼児・学 童期・学 童期・思 春期)	【再掲】 【実施状況】 申請件数 5件 利用件数 22件 提供時間総数 37時間 【課題】 家族に頼れない妊産婦が増加している が、的確な支援を届けることに課題が生 じている。	A 継続	【再掲】 家事・育児等に不安・負担を抱える子 育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等 が家庭の居宅を訪問支援員が訪 問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴 するとともに、家事・育児等の支援を 行う。	A 継続	【再掲】 家事・育児等に不安・負担を抱える子 育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等 が家庭の居宅を訪問支援員が訪 問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴 するとともに、家事・育児等の支援を 行う。 要綱改正を行い、出産や育児に不安 を抱える妊産婦に対象を拡大し、支援 の充実を図る。	こども支援課
5	(6) ケア ラー 支援 の推 進		ケアラー・ ヤングケ アラーク 演会	「白河市ケアラー支援の推進に関する条 例」に基づき、ケアラーの現状や当事者へ の理解を深め、市、市民、事業者、関係機 関に求められる役割や関係機関における 連携の重要性などを学び、ケアラー支援 の人材を育成することを目指し、講演会 を実施します。	学童 期・思 春期・青 年期・子 育て当 事者	【実施状況】 ・『ツナガル』上映＆ヤングケアラー講演 会（一般社団法人ケアラーアクションネッ トワーク協会代表理事持田恭子） 令和8年1月10日（土）13:30 ・参加者38名 ・3人のヤングケアラーの日常を描いたオ ムニバス形式の中編映画『ツナガル』の 上映後、講師による映画内容やヤングケ アラークの置かれている現状についての解説 があった。 ・講演会終了後、受講者には受講修了証 を配布した。 【課題】 特になし	A 継続	市民・事業者・関係機関を対象に、ケ アラークが置かれている状況及びケ アラーク支援等に関する知識を深めるた めの講演会・研修会を開催する。 講演会・研修会終了後には参加者に対 して市独自の受講修了証を配布し、今 後のケアラー支援を担う支援者の育 成につなげる。	A 継続	・令和8年度も引き続き、ヤングケ アラークについての講演会を実施する。 ・令和8年度は、第4期地域福祉計画 策定業務のうち、アンケート調査など の基礎調査を実施することから、ヤ ングケアラーについての意見を聴取す る場としたい。	社会福祉課

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
5	(7) ひとり親 家庭の自 立支援		ひとり親 家庭ジョ ブサポー ト事業	ひとり親家庭の親に対して生活の安定と自立のために寄り添う「就業支援専門員」を配置し就業支援体制を確保します。	子育て当事者 (乳幼児期・ 学童期・思 春期)	【実施状況】 ハローワーク白河と契約し就業支援・児童扶養手当受給者の就労支援対象者数 13人 【課題】 特になし	A 継続	ひとり親家庭の親に対して生活の安定と自立のために寄り添う「就業支援専門員」を配置し就業支援体制を確保する。	A 継続	ひとり親家庭の親に対して生活の安定と自立のために寄り添う「就業支援専門員」を配置し就業支援体制を確保する。	こども支援課
5	(7) ひとり親 家庭の自 立支援		児童扶養 手当の支 給	児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。	子育て当事者 (乳幼児期・ 学童期・思 春期)	【実施状況】 受給者数 427人 【課題】 支給要件や所得計算など制度が複雑でわかりにくい。	A 継続	児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため手当を支給する。	A 継続	児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため手当を支給する。 対象者に対し分かりやすく丁寧な説明を行う。	こども支援課
5	(7) ひとり親 家庭の自 立支援		母子・父 子・寡婦福 祉資金貸 付金	ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉の増進を図るため、目的に応じて、原則無利子で資金を貸し付けます。	子育て当事者 (乳幼児期・ 学童期・思 春期・青 年期)	【実施状況】 年間貸付件数 4件 【課題】 特になし	A 継続	ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉の増進を図るため、目的に応じて、原則無利子での資金貸し付けを行う。	A 継続	ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉の増進を図るため、目的に応じて、原則無利子での資金貸し付けを行う。	こども支援課
5	(7) ひとり親 家庭の自 立支援		ひとり親 家庭医療 費助成事 業	経済的困難にあるひとり親家庭の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	子育て当事者 (乳幼児期・ 学童期・思 春期)	【実施状況】 助成額 11,828千円 【課題】 特になし	A 継続	経済的困難にあるひとり親家庭の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。	A 継続	経済的困難にあるひとり親家庭の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。	こども支援課

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
5	(7) ひとり親 家庭の自 立支援		ひとり親 家庭キャ リアアップ 応援給付 事業	ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の養成機関で資格取得を目指す場合に、修学期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て当事者 (乳幼児期・学童期・思春期)	【実施状況】 受給者数 3人 【課題】 近年利用者が減少している。	A 継続	ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の養成機関で資格取得を目指す場合に、修学期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給する。	A 継続	ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の養成機関で資格取得を目指す場合に、修学期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給する。 対象者への周知方法を工夫し利用促進を図る。	こども支援課
5	(7) ひとり親 家庭の自 立支援		ひとり親 家庭キャ リアアップ 応援貸付 事業	養成機関で資格取得中のひとり親家庭の親に対し、生活費月5万円(こどもの人数による加算有り)を貸し付けるとともに、修了後、一定の条件を満たした場合にはその返還を免除し、経済的自立を支援します。	子育て当事者 (乳幼児期・学童期・思春期)	【実施状況】 貸付人数 3人 【課題】 近年利用者が減少している。	A 継続	養成機関で資格取得中のひとり親家庭の親に対し、生活費月5万円(こどもの人数による加算有り)を貸し付けるとともに、修了後、一定の条件を満たした場合にはその返還を免除し、経済的自立を支援する。	A 継続	養成機関で資格取得中のひとり親家庭の親に対し、生活費月5万円(こどもの人数による加算有り)を貸し付けるとともに、修了後、一定の条件を満たした場合にはその返還を免除し、経済的自立を支援する。 対象者への周知方法を工夫し利用促進を図る。	こども支援課
5	(7) ひとり親 家庭の自 立支援		ひとり親 家庭等自 立支援教 育訓練給 付金事業	ひとり親家庭の親が経済的自立を図るために、対象講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成します。	子育て当事者 (乳幼児期・学童期・思春期)	【実施状況】 受給者数 0人 【課題】 近年利用者が減少している。	A 継続	ひとり親家庭の親が経済的自立を図るために、対象講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成する。	A 継続	ひとり親家庭の親が経済的自立を図るために、対象講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成する。 対象者への周知方法を工夫し利用促進を図る。	こども支援課
5	(7) ひとり親 家庭の自 立支援		ひとり親 家庭高等 学校卒業 程度認定 試験合格 支援事業	ひとり親家庭の親又は20歳未満のこどもが、就職・転職によって、自立や生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座を受講する場合に、その受講費用の一部を助成します。	子育て当事者 (乳幼児期・学童期・思春期)	【実施状況】 受給者数 0人 【課題】 近年利用者が減少している。	A 継続	ひとり親家庭の親又は20歳未満のこどもが、就職・転職によって、自立や生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座を受講する場合に、その受講費用の一部を助成する。	A 継続	ひとり親家庭の親又は20歳未満のこどもが、就職・転職によって、自立や生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座を受講する場合に、その受講費用の一部を助成する。 対象者への周知方法を工夫し利用促進を図る。	こども支援課

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本目標	基本施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施策			令和7年度	取組方針	令和7年度	取組方針	令和8年度	
5	(8) 若者の希望が叶う環境づくりの推進		結婚支援の充実	婚姻件数の減少は少子化の原因の一つと考えられています。結婚は個人の価値観に委ねられるものですが、結婚を希望する人に対して出会い、交際、成婚まで一貫したサポート体制を構築し、支援します。また、平日の夜間帯に若者が気軽に交流できるイベントを定期的に開催し、未婚者に自然な出会いの場を提供します。	青年期	【実施状況】 ○県南9市町村の魅力ある資源を活用し出会いの場を創出するイベント「MINAMI婚」を開催した。 参加者 男性82名 女性71名 計153名(延べ人数) ○平日の仕事後の夜の時間を活用し、若者に出会いの場を提供する「ヨル活交流事業」を実施した。 参加者 男性30名 女性56名 計86名(延べ人数) 【課題】 成婚まで至っているかなど実績が不明のため、参加者が成婚につながるイベントを目指す。	A 継続	前年度に引き続き、結婚専門員2名、良縁あわせ隊による伴走型結婚支援を実施する。 「ヨル活交流事業」として、ジャンルの異なる小規模な交流イベントを市内で全6回(各回10名程度)を開催し、若者同士の交流を生み出すことで、若者の希望する「自然な出会い」を創出する。	B 拡充	○マッチングアプリを活用し出会いを支援する事業に取り組むほか、引き続き出会いの機会を提供するイベントを県南9市町村で連携して実施する。 ○「ヨル活交流事業」を引き続き行い、開催回数を6回→10回へと拡充する。	地域生活課
5	(8) 若者の希望が叶う環境づくりの推進		不妊治療費助成事業 【再掲】	こどもを持つ・持たないは夫婦の価値観に委ねられるものですが、こどもを希望する夫婦がこどもを持てるよう、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院に対する助成を行います。	青年期	【再掲】 【実施状況】 助成件数 12件 【課題】 特になし	A 継続	【再掲】 不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院に対する助成を行う。	A 継続	【再掲】 不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院に対する助成を行う。	こども支援課
5	(9) 包括的な支援体制の構築		こども家庭センターの設置 【再掲】	令和6年4月から、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもへの新たな支援体制をスタートさせ、関係機関との連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげていきます。	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・子育て当事者	【再掲】 【実施状況】 サポートプラン作成件数 実世帯 24世帯 新規 16件 更新 13件 合同ケース会議回数 定例 12回 随時 91回 【課題】 相談や助言・既存事業だけでは解決しない不適切な養育環境に置かれた児童への直接支援として「児童育成支援拠点事業」の導入を視察しながら検討してきた。	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげる。	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげる。児童育成支援拠点事業「みらいテラス」に必要なケースをつなぎ支援していく。	こども支援課

5. 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

基本 目標	基本 施策	施策の展開		主な取り組み・事業	対象	実施状況	指針				担当課
		項目	施 策			令和7年度	取組 方針	令和7年度	取組 方針	令和8年度	
5	(9) 包括的な支援体制の構築		福祉まるごと相談窓口	様々な問題を抱え、相談先にお困りの方や複雑・複合化する課題があり単独の課で解決ができない相談を受け止め、市民の悩みや困り事を埋もれたままにしないために、令和3年7月27日に「福祉まるごと相談窓口」を開設しました。保健福祉部各課職員が相談員として対応する体制を確保し、連携を図り対応します。	学童期・思春期・青年期・子育て当事者	【実施状況】 ・福祉まるごと相談窓口の設置 相談窓口件数6件 ・福祉まるごと支援会議の開催 4件 【課題】 総合案内にて、適切な窓口を選んでいる等の理由からか、相談件数が少ない。	A 継続	①相談員は2課で週ごとの輪番とし、1課1名ずつの2名(正・副)体制とする。 ② 相談内容が単独の課で対応できる場合は、その担当課職員につなぎ終結する ③ 解決が困難で複数の課の連携支援が必要と判断される場合は社会福祉課社会生活支援係は、ケース会議を開催する。	B 拡充	福祉まるごと相談窓口の利用者が少ないため、今後の周知を積極的に行うだけではなく、令和8年度から傾聴AI相談窓口や、KINTONを活用した情報連携を中心とした「福祉まるごと支援体制」を強化し、複合的な課題を抱えた相談者を、保健福祉部全体で支え合える窓口とする。	社会福祉課